

国士舘大学審査学位論文

「江戸時代後期天領日田における経世学の形成」

西江 錦史郎

序

筆者は昭和四八（一九七三）年八月から大分県日田市豆田町にある財団法人廣瀬資料館において、同館所蔵資料約二〇万点を対象に研究を行ってきた。

同館には江戸時代後半の天領日田において、日田代官所の掛屋をつとめ、代官所に集められたいわゆる「日田金」の運用を任され、また代官の行う殖産興業政策の担い手として活躍した豪商廣瀬家の経営資料が保存されて歴代当主が管理してきている。資料は六代当主廣瀬久兵衛の時代から幕末までのものが中心になっている。また同館には久兵衛の兄で学者の道を歩んだ廣瀬淡窓の私塾咸宜園関係資料が収納されている。さらには咸宜園二代目廣瀬旭莊が塾主を返上し大坂へ移住した後の旭莊関係資料も保存されている。

本論文は二つの領域に焦点をあて叙述した。第一部では寛政改革後同地に赴任した羽倉権九郎、羽倉外記、塩谷大四郎の思想と政策をとり上げた。第二部では代官と密接に関りながら民間の立場から私塾咸宜園を幕末の三大私塾の一つといわれるまでに発展させた初代淡窓、二代旭莊の学問と教育、経世学をとり上げた。

「経世」の概念は「政治」と同義語で世を治めると定義される。江戸時代には世を治め民の生活を豊かにするとう意味を持った。寛政改革の統治強化の中で「経世学」は具体的な政治施策と殖産興業政策を明示した。

寛政改革は集権的な政治組織の構築と多種多様な財政基盤の創出を目指した。幕府財政は全国四〇〇万石以上の天領（幕府直轄地）により支えられていた。全国に広く分布していた天領の大半の支配は勘定奉行支配下の郡代・代官によって行われた。彼等は現地に赴任し陣屋を拠点に民政を行った。

寛政期以後の天領支配は全国的に共通性をもって統一的行われる部分と、代官の個々の経世学の違いから又個々

の取り組みの姿勢の違いに左右される部分とがあった。

彼等にとって民意をいかに汲み取って政治を遂行するかが課題であった。また彼等は時代の要請を受けて殖産興業を立案実行しなければならなかった。

寛政改革は昌平坂学問所で優秀な人材を養成して官吏に登用した。他方同改革は前時代から活動してきた経験と実績をもった人材についても引き続き重用した。前者の代表的人物が塩谷大四郎であり、後者の典型的人物が羽倉権九郎であった。両者の時代は、代官は民政にはげみ殖産興業に全力を尽せる時代であった。ただし塩谷の治政の晩年の天保時代に入ると農村は凶作と飢饉にみまわれ彼は民政に苦勞をした。

天保時代後半になると幕府代官には新しい海岸防衛という職責が生じた。羽倉外記は天保四（一八三三）年関東代官を任命された。彼は四年間の在任中渡辺崋山の尚齒会で外国事情を学び国防問題を研究した。水野忠邦による天保改革が始ると外記は同政権の外交問題の処理の中心を担った。同政権崩壊後、外記は下野し私塾を開き外交問題のオピニオンリーダーとして活躍する。本稿では羽倉外記の天保改革後の経世学とくに時務論について論じる。

本稿第二部でとりあげた廣瀬淡窓は文化二（一八〇五）年日田長福寺学寮で講義を開始した。これは後の文化一（一八一四）年私塾咸宜園に発展する。この時代淡窓は朱子学的規範倫理を説くが、学問の重点は経世学に傾く。淡窓は松平定信を尊敬しその改革精神を高く評価する。天保後半期になると彼は時務論に関心を向ける。淡窓塾での教育は「東洋の道德、西洋の芸術」を教えた。塾の終了者はシーボルトの鳴滝塾、緒方洪庵塾へ進学した。本稿では天保年間の淡窓の咸宜園について論じた。

廣瀬旭莊は天保時代末までは経世学を学問の中心に置いた。その時代旭莊の経世論を評価していくつかの藩が藩儒として採用を打診した。旭莊はそれを全て断った。

天保時代後半から弘化、嘉永にかけて外国からの開国要求が具体化すると、旭荘は関心を時務に移す。彼はペリー来航により攘夷論に傾く。安政三（一八五六）年以降幕府の政策が通商開始へ向いはじめると旭荘は徹底攘夷論にすすみ、さらには倒幕論を持つ。この時代から多くの門下生が尊王倒幕論者として志士活動を行った。本稿の最後には幕末長州藩と廣瀬旭荘と門下生の関係について論ずる。

序	1
第一部 江戸時代後期の天領代官の治政と経世学	1
第一章 羽倉権九郎の治政と経世学	1
一 日田代官就任以前の事績	1
二 日田代官、西国筋郡代時代の治政	21
第二章 羽倉外記の時務論	46
一 天保時代の羽倉外記と尚齒会時務論	46
二 阿部政権時代の昌平黌生と羽倉外記の簡堂塾	52
（一）天保改革の時務論と阿部政権	
（二）簡堂塾の学問	
第三章 塩谷大四郎の治政と経世学	61
一 塩谷大四郎の経歴	61
二 塩谷大四郎の業績	70
（一）小鹿瀬井路	
（二）白岩用水	
（三）日田川通船	
（四）大野川通船	
（五）駅館川通船	

三	塩谷大四郎の新田開発事業	78
	（一）塩谷大四郎の新田開発	
	（二）新田開発の協力者	
四	塩谷大四郎の思想と学問	91
	（一）思想	
	（一）礼儀の厳行	
	（三）孝行励行	
	（四）信仰	
五	塩谷大四郎の経世学	99
第二部	江戸時代後期天領の民間経世学の形成	112
第一章	廣瀬淡窓の学問と咸宜園の設立	112
一	日田代官塩谷大四郎と儒学者廣瀬淡窓	112
二	廣瀬淡窓の出自と思想	115
	（一）廣瀬淡窓の修業時代	
	（二）私塾での講義の開始	
	（三）受難の時代	
	（四）『析玄』『迂言』の時代	
三	塩谷大四郎との対立	127

第二章 廣瀬旭莊の経世学の形成……………

133

(一) 廣瀬旭莊研究史

(二) 日田時代の廣瀬旭莊

(三) 廣瀬旭莊の第一回江戸滞在

(四) 廣瀬旭莊の大坂塾開業

(五) 大村侯の招聘

(六) 水野忠邦の旭莊招聘と第二回江戸滞在

(七) 江戸旭莊塾の開設

(八) 廣瀬旭莊の大坂塾再開

(九) 篠崎小竹の援助と大坂商人との交遊

第三章 廣瀬旭莊の時務論と人的交流……………

167

一 廣瀬旭莊の時務論……………

167

二 廣瀬淡窓、旭莊の人的交流……………

172

(一) 川路聖謨と淡窓、旭莊

(二) 筒井政憲と淡窓、旭莊

(三) 箕作阮甫と淡窓、旭莊

(四) 原任蔵の日田訪問

第四章 廣瀬旭莊と尊王攘夷

一 廣瀬旭莊の門下生

(一) 廣瀬旭莊の門下生

(二) 旭莊塾と適塾の相互交流

(三) 廣瀬旭莊の北陸出遊と日田滞在

(四) 廣瀬旭莊の池田移住

二 廣瀬旭莊と僧月性

(一) 尊王攘夷論者廣瀬旭莊

(二) 僧月性

(三) 月性の旭莊塾入門

(四) 月性塾「清狂草堂」開業と門下生

(五) 月性と西本願寺尊王論

(六) 廣瀬旭莊と土屋矢之助

結

218

201

191 191

第一部 江戸時代後期の天領代官の治政と経世学

第一章 羽倉権九郎の治政と経世学

一 日田代官就任以前の事績

一 出自

羽倉権九郎秘救（やすひら）は江戸幕府の天保改革の三兄弟の一人といわれた羽倉簡堂の父である。権九郎は一六〇一年にわたり日田代官および西国筋郡代をつとめた。その間彼は若い時代の廣瀬淡窓と交流があり、淡窓からは歴代日田代官・郡代の中では最も敬慕された。

本節では寛政五年日田代官に就任する以前の権九郎の事績について明らかにする。

権九郎についての研究は羽倉信一郎『簡堂遺文』、荷田敬尚「名縣令羽倉権九郎秘救」、中城直正「羽倉簡堂」、村上直『江戸幕府の代官群像』がある。(1)

羽倉権九郎秘救の家祖は彌平兵衛重範である。京都伏見稻荷社の祠官荷田重利の季子重範は寛永年中に江戸下向し、一家を興し、慶安三（一六五〇）年三代將軍家光の時西丸書院与力となった。なお重利の三代の後嗣には国学者荷田春満がいる。次に羽倉家の系譜を示す。

羽倉家系譜

荷田重利

稻荷社御殿預職

信當

信詮

信盛

通称斉、国学者荷田春満

彌平兵衛重範

寛永年中東行一家創立、幕府に仕え慶安三年九月西丸与力、明暦二年本丸大御番与力に転じ、寛文五年隠退、延宝四年二月十五日卒、七十九歳、芝三田正泉寺に葬る。

彌右衛門

彌平兵衛男、寛文五年十一月父遺跡相続、寛文十年九月留守居与力、元禄十二年十月永々譜代に列す、宝永五年七月隠居。同七年二月十一日卒、七十一歳。

彌右衛門秘通

彌右衛門長男、宝永五年七月家督、留守居与力、正徳四年十一月退隠、享保三年十二月十二日卒。

所左衛門光秘

彌右衛門養子、実家不明、正徳四年十一月家督、留守居与力、元文元年十一月退隠、延享二年二月十九日卒、五十五歳、室表坊主木村宗竹女いよ。

彌左衛門光周

所左衛門養子、表坊主内田元徳二男、享保十六年養子、元文五年十一月家督、留守居与力、延享元年八月十一日支配勘定、宝暦六年十二月作事下奉行となり拝謁を許される。同九年六月隠退、寛政七

年六月九日卒、八十四歳、豊後日田大超寺に葬る。室関東陰陽師菊川権頭武道女留世。

権九郎秘救

外記秘道

鋼三郎

注 「寛政重修諸家譜」「簡堂遺文」による。

注 重範以後墓所は芝三田正泉寺にあったが、同寺は明治四四年に目黒区碑文谷に移転し現在に至る。多くの辞典が正泉

寺を目黒区三田所在と誤って記載している。光周、留世、秘救の墓は同寺になく、大分県日田市大超寺にある。

権九郎は宝暦十二（一七六二）年四月羽倉彌左衛門光周の養子になる。実父は柏山甚右衛門介英である。（2）柏山介英については出自、経歴について明らかでない。

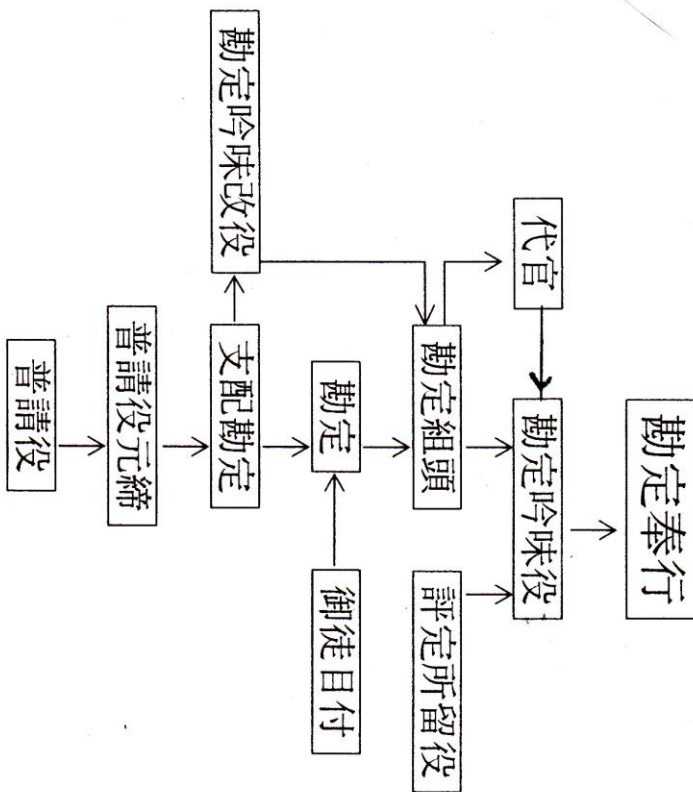
羽倉家の養子になる以前の権九郎について「よしの冊子」に記述がある。（3）「よしの冊子」は寛政改革の時代に、松平定信の家臣であり側近であった水野為長が、手元に集った柳営や江戸市中の風評、情報を整理・記録して定信に呈したものであった。厳しい中味であるために松平定信家では永く他見が禁じられた。

同書には勘定奉行はもちろんのこと、勘定所属吏についても記載があり、多くの代官達の風評も含まれている。代官時代の羽倉権九郎についても多く記されている。まず同書寛政元年十一月の条に「羽倉権九郎もとくらやと申蔵宿の番頭に御座候所、お鳥見の養子に相成夫より立身、当時は大坂御代官にてはぶり宜敷御座候由」とある。すなわち秘救は蔵宿の番頭であったが鳥見役の羽倉家へ養子に入った。現在では出世して大坂代官になっているということである。蔵宿については、扇谷定継著『業要集』に詳しい。扇谷は幕命により『札差事略』三八巻を著した。同書を要約して解説したのが『業要集』である。蔵宿の実際は同書に紹介されている。蔵宿は旗本・御家人によってよばれた札差の店のよび名である。略して宿ともいう。札差は浅草にある幕府の御倉から旗本・御家人の代理として、支給される米穀を受取り、売却して貨幣に代え、手数料を差引いて旗本・御家人に渡した。またその米穀を担保に事前に金銀の貸付けをした。札差が全盛をきわめ、大儲けをしたのは田沼時代である。羽倉権九郎秘救はこの時期に札差の番頭をつとめていたことになる。つまり幼少から札差に奉公に出て、店内での経験を積んだ後に番頭になった。権九郎は墓碑によれば文化五（一八〇八）年六月四日六一歳の死去であるから、延享三（一七四七）年生れである。

二 勘定所役人に就任

宝暦一二（一七六二）年四月権九郎は羽倉家の婿養子となる。翌一三年九月八日に家督を継いでいる。最初は小普請入りをし、後に鳥見役になる。

羽倉家は代々御留守居与力をつとめ、それに加えて光周が支配勘定、作事下奉行についたことは、チャンスがあれば代官への登用が可能な地位にあったということである。権九郎が鳥見役についたことが、後年の彼の急速な昇進の契機になった。家康は鷹狩を利用して農民に接し世情を把握した。以来鳥見役は鷹場の管理を役目とし、実際は地方の情報収集を行っていた。山県豊寛の『明良帯録』には代官への登用の多い八つの職があげられているが、鳥見役は勘定組頭、勘定役とならんでその中にあげられている。通常の勘定所における昇進コースは次の図のようであった。



権九郎は安永七年一二月、三四歳で勘定吟味改役に就き現米八〇石を給せられた。勘定吟味改役は天領の治山・治水にあたり工事遂行についての技術に精通し筆算に長じていた。ここでも秘救は天領代官の資質を養うことになった。権九郎は関東・尾張・美濃・伊勢の諸地域の川普請に従事した。

安永八年一〇月に木曾三川で大洪水がおこり、その後堤防大修理が行われた。この工事は津藩主藤堂和泉守高嶷に命じられた。それはいわゆる「御手伝普請」で実際の工事は幕府勘定奉行の下で行い、費用は津藩で負担した。まず明和八（一七七七）年十一月十九日に担当の勘定奉行に松本十郎兵衛秀持、現地指揮官に勘定吟味役久保田十左衛門政邦が決定し、十二月一日に久保田が暇を給って出発している。さらに目付安藤郷右衛門惟徳、勘定組頭土山宗次郎孝之、同中野藤十郎定候、勘定吟味方改役天野藤内景福、同漆崎清兵衛定毅、同羽倉権九郎秘救、同大竹勘右衛門信年、勘定池田伝蔵政武、同鶴飼勇太郎正道、同小出大助照方、同塚越九右衛門次良、同奈佐兵九郎保弼、同西村惣兵衛元典、同宮川源次郎政庸その他が派遣された。（4）権九郎は翌明和九（一七七七）年三月その功により時服二領と黄金二枚を賜っている。（5）

天明三（一七八三）年七月八日浅間山が大噴火した。噴火のもたらせた被害は日本史上最大の規模であった。浅間山麓の被害は甚大で、火口から流出した溶岩流は村々をまきこみ埋没させてしまった。特に旧鎌原村は一村すべて消失してしまった。熱泥流は吾妻川をせきとめ、その後の欠壊が大洪水を引きおこし、下流の利根川沿岸地域に被害をもたらせた。さらに流失した泥砂が利根川の河床をかさ上げして、以後河口に至るまでの各地域に様々の被害をもたせた。

浅間山噴火直後に江戸での差配掛に勘定奉行松本伊豆守秀持、勘定組頭金沢安太郎、勘定吟味役富沢安左衛門、勘定大竹政次郎、同滝又右衛門が任命され、勘定吟味役根岸九郎左衛門以下七八名の勘定所役人の普請場所への出役が

決定された。出役の姓名と派遣先は次のとおりである。(6)

吾妻川根両川御普請ニ付於江戸ニ御掛之衆

勘定奉行 松本伊豆守

勘定吟味役 富沢安左衛門

御勘定 大竹政次郎

御勘定組頭 金沢安太郎

御勘定 滝又右衛門

御普請所出役衆

上州渋川村御止宿

御勘定吟味役 根岸九郎左衛門

御勘定組頭 豊田金右衛門

御勘定改役 田口五郎左衛門

御普請役元 早川富三郎

御普請役 大西栄八郎

遠藤兵右衛門手代 矢部市三郎

上州群馬郡半田村御止宿

御勘定 橋爪領助

御普請詰役 岡野竜四郎

上州前橋ニ御止宿

御勘定 野田文造

御勘定吟味下役 市野伴之進

御普請役 若田喜内

御普請役 長持武兵衛

同手代 長池良七

遠藤兵右衛門手代 清水惣吉

上州新田郡平塚村御止宿

御勘定 吉沢金次郎

御普請役 関根市三郎

右同村二御止宿御勘定 谷瀬兵衛

御普請役 山本又助

御普請役 祖母井定治郎

同手代 坂本文平

右同村二御止宿

御勘定役 三宅源兵衛

御勘定吟味役 小島伊右衛門

御普請役 靄田宇之助

御普請役 中田珍重郎

武州中瀬村御止宿

御勘定 羽由權九郎

御普請役 飯泉秀藏

御同役 杉浦勇吉

上州那波郡戸谷塚村御止宿

御勘定 飯塚安左衛門

御普請役 石田儀右衛門

御同役 渡辺文平

同手代 宇都宮吾市

御普請役 桜井甚助

御同役 町田長三郎

同手代 内海新助

武州榛沢郡深谷御止宿

御勘定 篠田五郎左衛門

御普請役 植野直次郎

御同役 永井久三郎

上州那波郡沼上村御止宿

御勘定 中村丈右衛門

御勘定吟味役 吉川永左衛門

御普請役 近藤市藏

御同役 和田繁藏

上州吾妻郡大笹村御止宿

御勘定吟味改役 吉川五郎兵衛

御普請役 蓮見音次郎

御同役 長久保進十郎

同州群馬郡金井村御止宿

御勘定 萩野伴右衛門

同州碓永郡中宿御止宿

御勘定 川勝多三郎

御普請役 三谷左一兵衛

御同役 足立和中太

(御勘定吟味方改役並) 同手代 篠山十兵衛

御普請役 中田藤蔵

御同役 小川喜一郎

同手代 河辺右内

上州群馬郡渋川村之内大崎御止宿

御普請惣掛り御金会所御代官 遠藤兵右衛門

元 金井惣九郎

手代 舘祐次郎

同 松田丹次郎

出来栄御見分御目付 柳生主膳正

御徒目付 大畠半左衛門

御徒目付 三宅権七郎

御小人目付 宮崎和吉

御同役 小池定八

役勘定吟味役 堀田六郎左衛門

御普請役 村井喜蔵

御同役 田中又蔵

同州緑野郡浄法寺村御止宿

御勘定 桜井徳右衛門

御普請役 屋代文重郎

御同役 加藤条次郎

同手代 金田元兵衛

同州群馬郡白井村御止宿

御勘定 栗原礼助

御同役 安田藤市

同州新田郡平塚村御止宿

御金会所御代官遠藤兵右衛門手代 越川喜内

同 下山繁蔵

同 田中軍吉

同 内田安平

細川越中守見分役 三浦新左衛門

御同家来見分役 長島仁太夫

羽倉権九郎も派遣され武州榛沢郡中瀬（なかぜ）村に止宿し普請役飯泉秀蔵、同杉浦勇吉を伴い同地域の復興工事にあたった。中瀬村の河岸は次の第一図の地図に示すように、中仙道の陸上交通の要地に近く又上州方面への利根川渡河の渡場として昔から栄えた場所である。「真際雑記六」（7）によれば、この地方では深谷・本庄で砂三、四寸程、鴻巣・熊谷で砂二寸程積っていた。ただしこの工事は噴火後の応急処置的な修理にすぎず、寛保二一（一七四二）年の御手伝普請より小規模であった。陸地に積った泥砂の処理は行わず、河渠浚渫、堤防修築に限られた。（8）

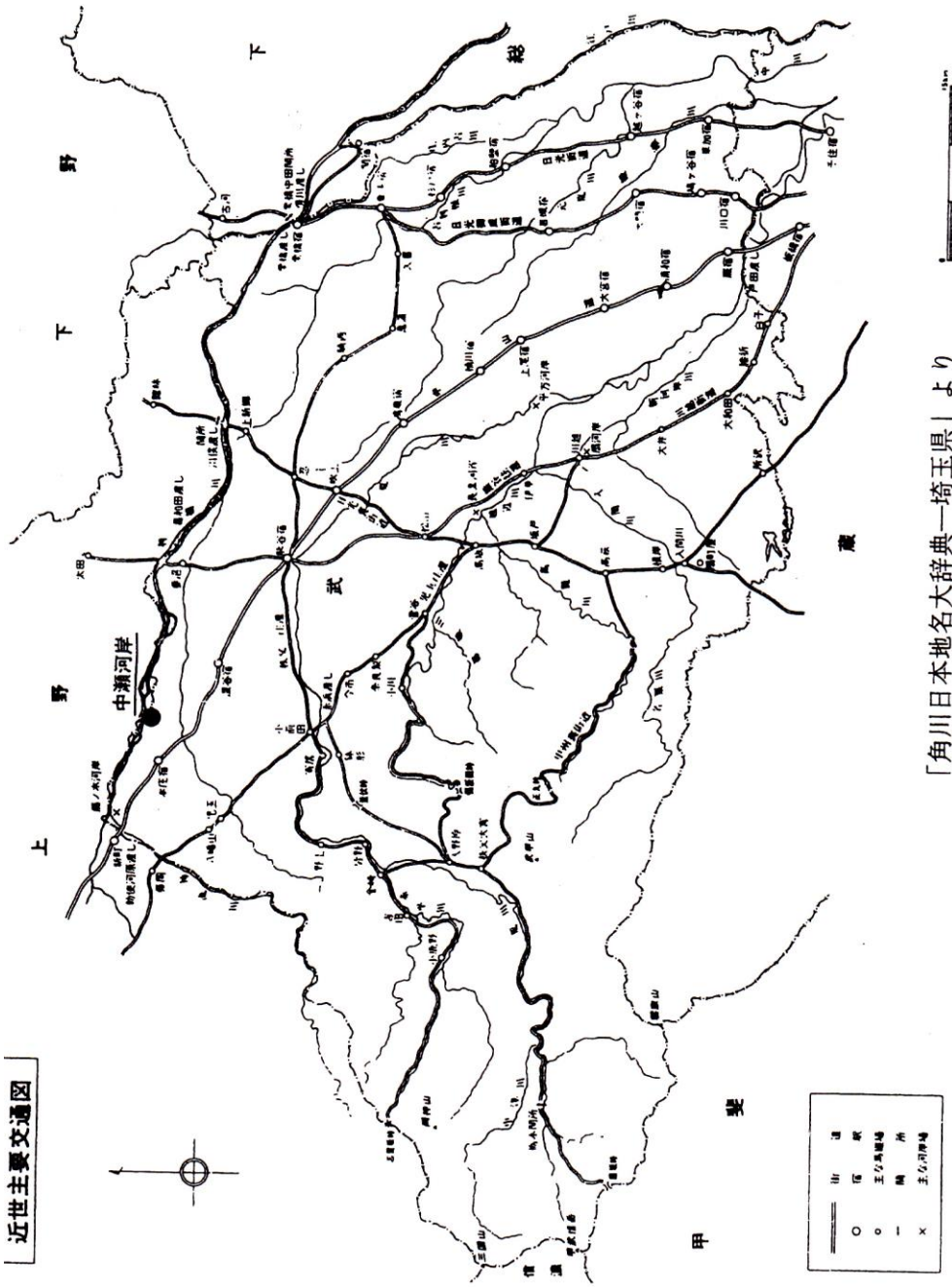
三 天領代官に抜擢

羽倉権九郎秘救は天明四（一七八四）年五月一三日、越後出雲崎代官に抜擢された。権九郎は同代官を天明八（一七八八）年までの約四年間勤めるが、その間の動静については不明である。わずかに旧出雲崎代官所敷地内に建つ稲荷神社の鳥居に羽倉権九郎秘救の名が刻されて現存するだけである。

天明八年（月日不詳）権九郎は大坂代官に転任した。当時大坂には三名の代官がいた。権九郎は第二図の大坂城南方の鈴木町南側に代官屋敷があり、摂津・河内・播磨を支配した。

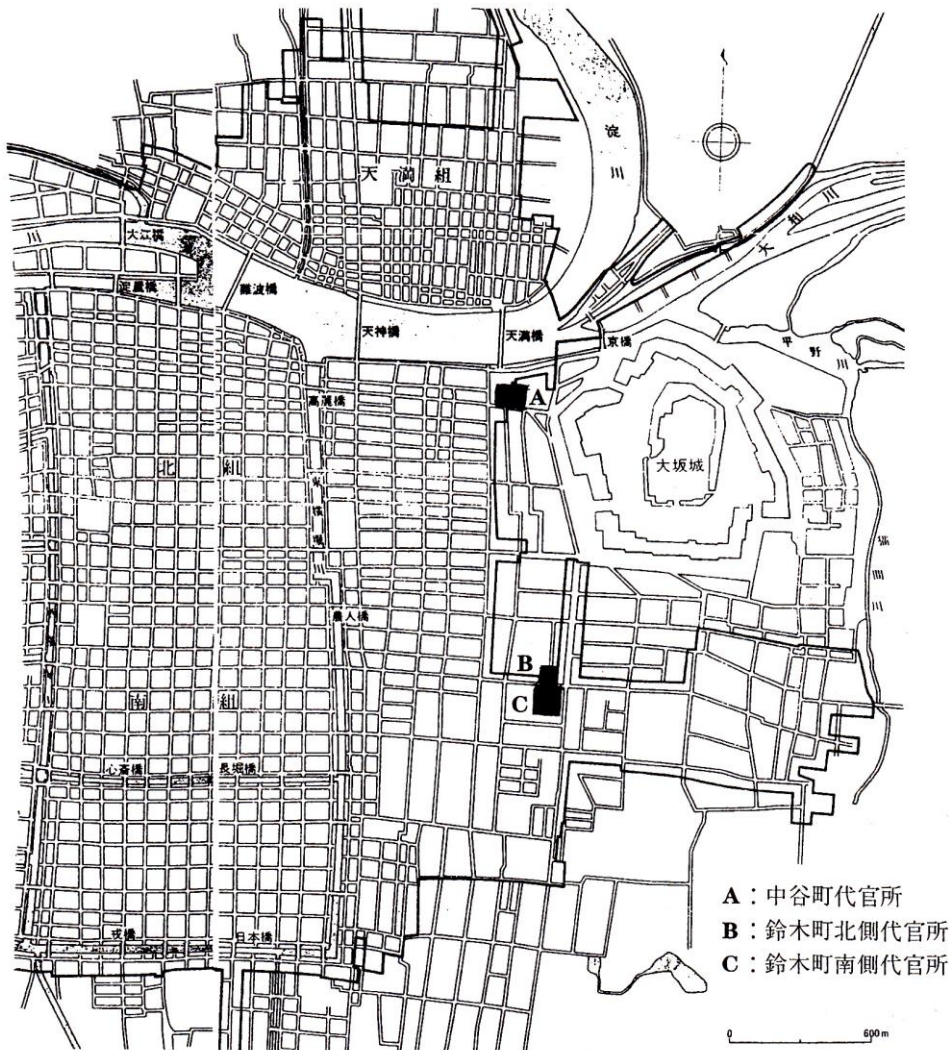
羽倉権九郎秘救は三一歳の時勘定吟味改役に、三七歳で出雲崎代官、四一歳で大坂代官に昇進する。勘定所役人としての異例の出世をした理由の第一は、「よしの冊子」に記されるように若年の頃の江戸の蔵宿の番頭時代の経験が役立ち、際立った手腕を発揮したものと考えられる。天明六年八月までは老中田沼意次によるいわゆる田沼時代であり、発達しつつある市場経済に対応できる有能な人材を登用した。出自を問わず多くの人材が勘定所に採用された。権九郎のほかにも竹垣三右衛門、篠山十兵衛景義、早川八郎左衛門正紀、中井清大夫九敬、鈴木新吉正義がいる。

近世主要交通図



「角川日本地名大辞典—埼玉県」より

第1図



「元禄16年大坂図」より

第2図 江戸時代大坂代官所位置

天明六年六月田沼が失脚し、翌七年六月老中首座に松平定信が就任すると勘定所内部での肅正が行われた。勘定奉行松本伊豆守、勘定組頭土山宗次郎以下が退任した。代官層でも中井清大夫その他の失脚があつた。だが松平定信政権もやはり実力による人材登用政策をとつた。権九郎は失脚を免れ、寛政改革の推進者として昇進を続けて行く。前に紹介した「よしの冊子」の記事の中から松平定信政権の側からの秘救の評価をみてみる。「よしの冊子」は寛政改革の期間中、大名・幕府に関する風評が松平定信の側近水野為長の下で整理され定信に報告された。特に幕府の各部署についている人物の性格、善悪などが書かれている。その中に、羽倉権九郎秘救も度々とり上げられている。次にそれを順次抄出する。

① よしの冊子一

羽倉権九郎、やかましく御奉公を出精いたす。殊により百姓をば押付だます気味あり。尤上へは私なし。正しき人とは申されず候。(略) 御勘定方首尾よし。(9)

② よしの冊子三

一 久保田十左衛門一説にハ御勘定奉行ニ成ふと申候由。一説ニハ御持ニ成ふと申候由。先達而久保田より羽倉権九郎へ手代を一人セ話致し遣候処、久保田が御勘定奉行ニ成ふといふサタを承り、早々元々に取立候由。

一 飯塚、中井、羽倉杯御奉公をバ何レも出精いたし候人ノ由。其内ニ飯塚ハ昔人故少しハ堅ミも有之、只手前の功を立候事を好ミ候計にて人の邪魔をバ不仕よし。中井ハとかく人ヲ取て落し候事ヲ好候よし。

一 右故か諸人一同ニ悪ミ候由。羽倉ハまだ初心ノ由。三人を論じ候へば、飯塚上、羽倉中、中井下のよし。羽倉も働だてを仕候故人ニハ悪マレ候よし。(10)

③ よしの冊子九

羽倉権九郎は青木楠五郎の後を被仰付、随分出情の由。陣屋の門に、野菜ものゝ外諸商人不可入と、禪宗の様成杭を打申候由。御時節柄と申て替たものじゃ。そふいふ事がなければ酒肴は勿論香具杯も入込候よし。(11)

④ よしの冊子十二

石崎清之丞は元ト蔵宿番頭に御座候処、段々立身致候が、一躰不宜者に付又しくじり候由。羽倉権九郎もとくらやと申蔵宿の番頭に御座候所、お鳥見の養子に相成夫より立身、当時は大坂御代官にてはぶり宜敷御座候由。一躰人物不宜、全く中井清大夫が下働を致候由。殊に石崎、羽倉兩人之事をば人々能存居り候に付、詰らぬ物だとさた致候よし。廣瀬伊八も元と呉服屋の荷かつぎを致候ものゝ由。併是は意地張にて異人に有之、其上むかしの様子を能存候もの少なく御座候に付、羽倉、石崎ほどに人口にかゝりは致し不申候よし。(12)

⑤ よしの冊子十三

大坂納屋相止候に付、諸人悦候由。竹垣三左衛門、羽倉権九郎へ久世より御書付相渡、右掛之由。(13)

松平定信は天明七(一七八七)年六月十九日老中首座に就任し、寛政改革の諸政策を断行した。

定信は京坂巡視のため天明八年五月九日江戸を出発して二五日京に入り、ついで六月二日大坂に到着した。(14)

定信は、田沼期の三都なかでも大坂を中心とする中央市場に特権を与え株仲間の市場独占を許したことが、諸物価高騰の原因となったと考え、七年七月から翌年五月までにその廃止を行った。定信の大坂訪問は、改革の断行には大坂が最重要であるとしたからである。

定信は諸物価安定の中心に米価調節をおいた。全国に常平倉を設置し、城詰米を枢要の地に常備させた。大坂では天満川崎の奉行所支配の勘定場空地に土蔵を建て米・穀を買い上げ、以後十年間にわたり米高を増加するとともに町民の困米を奨励することを触れた。翌二年中に重ねて困米の勧誘をしたほか、三年二月十七日には広く米の特困や見

込商を行わせている。

定信は大坂では改革を実行するために大坂代官を更迭した。特に鈴木町南側代官青木楠五郎の処分は厳しかった。青木は羽倉の前任者である。天明八年六月四日幕府は、勘定奉行改役青木楠五郎糺明を大坂代官奉職中に官金を費消したことで罰し、遠島に処した。幕府評定所は次のような決定をした。(15) 青木本人は勿論息子四人および手代全員におよぶものであった。

六月四日

評定所並久世下野守於宅申渡之趣、左ニ記。

遠島

御勘定奉行改役元御代官 青木楠五郎 申五十一

其方義、兼而勝手向不如意に而、借銀返済又者暮方にも差支、御年貢銀を私用遣払、年々郡中村々江用銀申付、御年貢は償皆済致し、既去未御年貢も先納に取立、前年之御年貢に操替相納、多分之引負致し候段、諸事手代共ニ任置、委細之勘定不相弁罷在候旨、今般御吟味之上申之といへとも、御代官被仰付候以来二十ヶ年餘に而、追々不埒之取計致し候段、御役儀第一に可心掛御年貢を以、全私之費用に遣払段與相聞、重々不屈之至候。依之、遠島被仰付者也。

右於評定所、松浦和泉守・柳生主膳正・桑原伊勢守・久世下野守・柘植長門守・根岸肥前守・久保田十左衛門・桑原善兵衛立会和泉守申渡之。

遠島

元青木楠五郎元締手代 山岡吉右衛門 申六十七

中追放

元締手代

村松良助 申五十三

江戸払

元締手代

本庄辰右衛門 同七十四

富永雄蔵

玉井喜左衛門 同二十七

門倉啓助 同三十六

中村半助 同四十九

塚田周蔵

脇屋丹右衛門 同六十三

田川彦助 同四十五

叱り

手代

山岡宗四郎 同二十七

宇佐美寿助 同二十七

書役

柴崎孝之助 同三十六

井上逸作 同二十六

手代奉公構急度叱り

手代

村松甲兵衛 同二十

高橋丈右衛門 同二十三

西村佐助 同四十八

岸本源右衛門 同三十五

佐々木平右衛門 同四十

汁谷准藏 同四十

山根栄助 同二十九

中山孝九郎 同五十

上野又市 同二十三

無構

手代 大田新衛門 同三十一

書役 渡辺條兵衛 同二十

過料錢三貫文

大坂松尾町河内屋 彦右衛門 同五十七

右久世下野守宅において、桑原伊予守・久世下野守・柘植長門守・久保田十左衛門・桑原善兵衛立会、下野守申渡之。

同五日

青木楠五郎嫡子 同 式部

同 次男 同 千勝

同 三男 同 乙之進

右父不届之品有之、遠島被仰付候。依之、三人之倅とも中追放申付者也。

別紙

青木楠五郎四男 同 亀之助

父楠五郎不届之品有之、遠島被仰付候。依之、其方儀中追放申付者也。

但、亀之助儀、幼少ニ付、十五才迄親類方預置候様可致者也。

右桑原伊予守宅において、松浦和泉守・柳生主膳正・桑原伊予守・久世下野守・柘植長門守・根岸肥前守・久保田十左衛門・桑原善兵衛立会、伊予守申渡之。

評定所による右の青木楠五郎処分の申渡は松平定信の大坂到着の二日後であつた。

天明八（一七八八）年々初に羽倉権九郎秘救が鈴木町南代官に、寛政元（一七八九）年五月に竹垣三右衛門直温を鈴木町北代官に、寛政二年中谷町代官に鈴木新吉正義を任命した。いづれも江戸時代通じての名代官との評価を得ることになるこの三名を投入した。後に羽倉は西国筋郡代、竹垣・鈴木は勘定吟味役に異例の昇進をする。

大坂代官の地位は関東代官に次いで高かつた。直轄都市を中心に近畿筋には天領が多く十人程度の代官により治められていた。大坂代官には有能な人物が配置された。代官所は前記三ヶ所に置かれ摂津・河内・播磨・和泉に支配所があつた。

大坂代官は他の畿内筋代官とは違い、堤奉行と廻船方加役御用掛（御廻米船割奉行）を兼ねていた。そのため船改代官ともよばれていた。本来の任務である支配地の行政のほかには西廻り航路で各地天領から大坂に廻着する城米の船改め任務を兼帯していた。

権九郎は寛政三年四月二十九日に出仕を止められている。これは権九郎の支配地から出航した廻米船三艘が出羽国最上川で破船した事件である。これらの船が大坂川口において船配役の検査をうけずに出航したことについて落度として咎めを受けた。同年六月この件は許されている。

寛政元（一七八九）年九月幕府は大坂において、蔵宿（納宿）の廃止を羽倉権九郎・竹垣三右衛門以下にやらせている。（16）

寛政元己酉年九月、御勘定奉行へ

大坂御蔵宿とも、御廻米着船之節、水揚井内拵より御蔵納ニ相成候迄は、右之もの引受取計来候処、定例之諸用之外にも不表立諸失脚多相懸り、村方難義之趣も相聞候に付、此度右納宿とも不残被差止、以来は村方より直納に相成候。右に付而者、萬事は迄之仕来と替候間、都テ差支等茂可有之と、村方之ものとも心得違有之候而者、如何ニ付、此節御廻米着船有之候ハ、支配ニ而も當分之内は大坂住居御代官申合、如何様ニも差遣ひ無之様、村役人滞留中諸入用等、可成文相減し、萬事手輕に相濟、村役人共も安堵いたし候様申合、且又支配向江も得と申合、御蔵納之節は、猶以如何之取計無之様、末々まで堅く可被申付事。

右之趣大坂御蔵奉行へ被申渡、尤羽倉権九郎・竹垣三右衛門、其外御代官・御預所役人江可致申渡候。

権九郎の大坂在任中の寛政元年から四年にかけて三回の大火が大坂市中で発生した。第一回目の大火は寛政元年十月十五日にあった。大坂市中の東側を焼いたが、羽倉の代官屋敷が焼失している。（17）

高山彦九郎の「江戸日記」の寛政元（一七八九）年十一月二十日の条に羽倉権九郎の名が登場する。（18）同日、江戸逗留中の彦九郎の宿に上州沼田後閑村の櫛淵八弥宣根が訪問した。櫛淵は小川町裏猿楽町羽倉権九郎方に滞留していた。櫛淵の話によると「今年六月に下谷坂本町に住む御普請役青島俊蔵が蝦夷に渡り、先月二九日に帰宅した。同

じ上州人の関吉十郎子敬も俊蔵に同行した」とあり、榑淵は一行が持ち帰った蝦夷情報を後日高山に伝えることを約して去った。つまり高山と親しい同郷の榑淵が青島に同行した関吉十郎から蝦夷情報を得るために出府して来ていた。その滞留先が羽倉権九郎の屋敷であるということである。この文章からは、上州に縁のない権九郎の屋敷に、蝦夷地問題に積極的関心を持つ学者榑淵がなぜ宿泊していたかという疑問が起こる。少なくとも権九郎が蝦夷地問題に関心を持ち、何かの縁で榑淵の滞留を許したのではないだろうか。権九郎は田沼政権下、蝦夷地開発を推進した勘定奉行松本秀持、勘定組頭土山宗次郎の時代に登用された勘定所役人である。勘定所の勘定吟味改役、普請役の任務には蝦夷地経営および輸出海産物の取扱は含まれている。この中心に青島俊蔵がおり、権九郎も又輸出海産物には精通して、後の日田代官・郡代時代にこの分野で大きな役割を果たすことになる。権九郎と青島俊蔵の交流について示す資料はなく、また高山の日記にもそれを示す記述はないが、権九郎と青島が非常に近い存在であったことは間違いない。ただしこの時点での羽倉の屋敷では、一年以上前に大坂へ転任した羽倉が不在で、父母及び妻女も大坂に同行していた。長男外記は同年大坂で誕生した。羽倉屋敷は後に下谷藤堂和泉守上屋敷前に移転する。

羽倉権九郎秘救は、大坂鈴木町南代官時代の五年間に着実に業績をあげ、寛政改革の最中の大坂で次なる任地豊後日田における飛躍の準備をした。

注

(1) 簡堂羽倉用九著・杉庵羽倉信一郎校『簡堂遺文』、荷田敬尚「名縣令羽倉権九郎秘救」(『伝記』3―11所収)、中城直正「羽倉簡堂」(『歴史地理』13―6所収)、村上直『江戸幕府の代官群像』同成社

(2) 「寛政重修諸家譜」巻第千五百七

- (3) 『随筆百花苑』第8巻 24頁
- (4) 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』雄山閣 153頁
- (5) 「寛政重修諸家譜」巻第千五百七
- (6) 児玉幸多他編『天明三年浅間山噴火史料集』東京大学出版会、上巻 342頁
- (7) 同書 397頁
- (8) 『利根川治水の変遷と水害』 94頁
- (9) 『随筆百花苑』第8巻 24頁
- (10) 同書 第8巻 127頁
- (11) 同書 第8巻 408頁
- (12) 同書 第9巻 66頁
- (13) 同書 第9巻 158頁
- (14) 『新修大阪市史』第4巻 174頁
- (15) 『大阪編年史』第13巻 48頁
- (16) 同書 第13巻 155頁
- (17) 『新修大阪市史』第4巻 178頁
- (18) 『高山彦九郎日記』第3巻 69頁

二 日田代官、西国筋郡代時代の治政

一 日田時代の羽倉権九郎の治政

羽倉権九郎秘救は、寛政五（一七九三）年四六歳の時、大坂代官から豊後日田代官に転任した。大坂代官から豊後日田代官への転任は、左遷とも考えられるがそうではない。日田代官として実績をあげると西国筋郡代への道が開かれていた。これは一つの出世コースであった。羽倉は文化三（一八〇六）年西国筋郡代に昇格する。羽倉の後には塩谷大四郎、池田岩之丞がこのコースをたどることになる。

羽倉権九郎の豊後日田への赴任は、江戸へ戻らず、大坂からの直行であった。その際、父光周、母留世夫妻および妻杉山氏、嫡子左門を伴っての移動であった。なお左門は同年大坂城外の代官屋敷で出生した。

廣瀬淡窓は享和二（一八〇二）年、羽倉から月六回の四書講義を命ぜられた。それ以降羽倉はしばしば淡窓を招き、息左門と共に淡窓から学問の教えを受けていた。ここから淡窓・旭荘と権九郎・左門（後の簡堂）の交流が始まる。

淡窓は文化二（一八〇五）年三月豆田町長福寺学寮で講義を開始する。これはのちに咸宜園に発展する。

羽倉は淡窓を学者として高く評価し、厚情をもって接する。淡窓は「懐旧楼筆記」に次のように記す。（一）「揖斐氏ノ時ヨリ。官府ニ出入シ玉ヒシカ。羽倉氏ニ至ツテ。最モ其懇志ヲ蒙リ玉ヘリ」。淡窓は揖斐代官から十二代にわたる日田代官の治政を経験することになるが、淡窓の教育事業は羽倉時代にその後援で基礎を固め原形ができた。

羽倉の淡窓に対する厚情を示すエピソードがある。淡窓は病弱であり、豪商日田廣瀬家の家業の継承をあきらめそ

れを弟久兵衛に譲り、学問で身をたてる道を選んだ。持病の治療に際して、医師は菓として海鼠（ナマコ）を服するのがよいといった。だが当時海鼠は禁制品として手に入れることができなかった。幕府は清国への輸出品として、海鼠を長崎会所（俵物役所）による買占集荷制度の対象にしていた。すなわち国内における私的売買、消費は禁止されていた。羽倉は長崎俵物方巡検使を兼帯していた。彼は担当役人に海鼠の譲渡を求めた。「明府ノ曰ハク。此物人ノ病ニ利アルヲ以テ。乞求ムルナリ。若シ徒ニ海外ノ人ヲ利シテ。私国ノ人ヲ利センハ。豈国宝ト云フヘケンヤト。再三問答ニ及ヒ。遂ニ是ヲ乞得テ。予ニ賜ヒシナリ。」担当役人からは当然拒否された。だが羽倉は再三の説得でこれを手に入れ、淡窓に与えた。

また、淡窓は病に際して秋月藩医江藤養泰を招こうとしたが、同藩々主の死去があり藩士の旅行は禁止されていた。ところが羽倉の同藩への申し入れにより江藤の日田往診は実現した。淡窓は「是等ノ知遇ノ厚キコト。忘却スベキニ非ス」と記している。

羽倉権九郎は歴代代官の中で最も民政に功があった。廣瀬淡窓は次のように語る。(2) 「政治にあたって自身の生活は謹厳であるが属吏には幕威を借りた振る舞いを戒めた。彼は民の生活を豊かにすることに力を注いだ。在任中は譏る者もいたが、後には慕い、祠を立て祭りを行った。当世にはこのような人はすくない。賢宰といってよい」。

羽倉の民政の中で際立つのは文化二年からの加加鶴新道、山国新道、宮国村鑿道の開設であった。日田は九州の交通の要衝でありながら山間の奥地に位置し、陸路は整備されず河川の舟運は未だ開かれておらず、人と物の移動は困難を極めた。道路工事の完成は物資輸送に役立った。

羽倉は代官の本来の職務以外に、歴代日田代官になかった任務の兼帯を勘定所から命ぜられていた。その第一が俵物巡検使であった。天明五（一七八五）年幕府は長崎俵物役所直仕入制を断行した。同役所の独占集荷体制は諸国浦々

を取締り、俵物密売買を厳しく監視した。幕府勘定方は俵物巡検使を回浦させた。羽倉は寛政一〇（一七九八）年から文化四（一八〇七）年までこの任務に就いていた。担当は九州・四国地方であった。

第二の兼帯任務は城詰米見分使であった。幕府は文化二年一二月から翌年秋までに勘定方を城詰米見分のため派遣し、困穀令により各地に保管されている米の見分の実施を行った。羽倉はこの任務にもついていた。担当地域は中国・四国地方であった。

羽倉は文化五（一八〇八）年六月四日六一歳で没した。墓は父光周、母留世とともに日田大超寺にある。後任は前年代官見習に任命されていた息左門が継いだ。左門は翌文化六年越後国脇野町代官へ転出する。脇野町は父権九郎が初めて代官に任命された出雲崎代官所が廃止された後、代って代官所が置かれた場所であった。左門は権九郎の旧支配地に赴任したのである。

二 羽倉権九郎と「西国筋村々取計方伺」

つぎに日田代官・郡代時代の羽倉権九郎の民政についてみる。

羽倉権九郎は日田代官就任直後の寛政五（一七九三）年十月、上司である公事方勘定奉行根岸肥前守鎮衛に「西国筋村々取計方伺」を送り指示を仰いだ。同文書は旧農商務省文庫に保管されてきて、大正十二年関東大震災で焼失したが、小野武夫が農商務省在職中謄写したもので、同氏編纂「近世地方経済史料」に掲載公刊されたものである。⁽³⁾ 寛政五年のこの照会に対しては回答がなかった模様で、羽倉は寛政十一年十一月再び同じ内容の「伺書」を幕府勘定所へ送った。掲載された伺書はこの再照会文書である。

照会の質問は二ヶ條から成っているが、それに対する勘定所の回答は伺書の各條に付箋を貼り付けて回答するという形をとっていた。

照会の内容は代官の業務の全体に及ぶものである。江戸時代の代官の職掌は地理・租税・出納・警察・裁判等に関する天領行政の全般にわたった。代官はそれを処理する能力を要求されたが、やはり判断しきれないことがあり、その場合幕府勘定所へ照会し指示を仰いだ。天明四（一七八四）年出雲崎代官就任以来一〇年の経験豊かな羽倉が、二ヶ條の多岐にわたる照会を行った理由は、遠国の地である日田から、事件が起こるたびに江戸へ指示を仰いでいては時間がかかるために、あらかじめ起こることが予想される事態を想定、照会したものである。二ヶ條のうちほとんどが一五年の治政の中で現実の事件として起り羽倉はそれを処理することになる。結果として伺書の質問内容、判断は羽倉の天領行政に関する知識が正確であり、行政能力が卓抜したことを示している。次に伺書の全文を各條ごとに掲載して解説をする。

第一條

一 双方共私御代官所百姓方寺社江相懸候出入寺社方百姓江相懸候出入寺社方寺社江相

懸候出入、寺社領百姓方御代

官所江相懸候出入共、不及伺吟味取懸基段御届申上置、

尤濟口裁許共落着之儀奉伺候様可仕哉。

但宗法社法江懸り候出入は吟味不取懸、本寺触頭等之

吟味可請旨可申渡哉。

御付紙

書面伺之通たるべく候

但宗法社法に拘り候出入之儀、寺社方寺社江懸候分

は本寺触頭等之吟味可請旨可被申渡、寺社方百姓

江懸り候出入、又は百姓方寺社江懸候出入は、寺

法社法に拘り候とも本寺触頭之吟味可受旨申渡候

筋には無之間、右之分は其度々取計方可被相伺

候

第一條は日田代官所支配下の百姓から寺社に向けられた争い、寺社から百姓へ向けられた争い、寺社から寺社へ向けられた争い、寺社領百姓から代官所へ向けられた争いは江戸の勘定所(4)へ指示を仰がず裁判をし結果を報告することによろしいかという質問である。ただし寺社奉行支配下の宗法、社法に関する争いはそれぞれ本寺、本社へ訴訟を行わせ代官はとり扱わないことによいかということである。

これに対する勘定所の回答は照会の処置でよいということである。天領代官にとって寺社をめぐる扱いは難儀な問題であった。日田大原八幡宮文書の中に羽倉治政の末期の文化二(一八〇五)年に同八幡宮宮司家の神職間の争いに対して羽倉が仲裁をしたいきさつを示す資料が残されている。(5) 処理は第一條の考え方にもとづいて行われている。

第二條

一私御代官所江他之御代官所并私領方出作之百姓御年貢未進之もの有之節は、御代官所の分は其支配之同役共方江懸合為取計、私領の分は領主地頭江懸合之上呼出吟味仕尤重き御役人評定所御一座領分知行のものに無之分は、私御代官所之もの同様其品に寄り手鎖入牢等申付候様仕度奉存候。

但小給所等にて向陣屋無之分、懸合之呼出候而は格別吟味延引に罷成候間、右之分は跡にて懸合勿論其品に寄手鎖入牢等申付候節は、懸合之上取計候様可仕奉存候、且寺社之分も御年貢地所持いたし未進有之ものは、私御代官所百姓同様是又其品に寄揚屋等江も差遣可申候哉。

書面其方御代官所江他之御代官所方出作之百姓御年貢未進之もの有之節は、伺之通たるへく候、私領方出作之百姓は先つ生き方領主地頭に申達為相納候様再応懸合、其上にても不相納候は、尚懸合之上呼出其品に寄手鎖申付候節は、其段も先方江懸合可被申、入牢申付候程之儀に至り候は、伺之上可被取計候、且御老中方

京都所司代大坂御城代若年寄衆評定所一座領分知
行之分は其度々可被相伺候。

但小給所等にて向寄陣屋無之分は何之通たるへ

く、勿論入牢申付候程之儀に至り候は、本文之通可

被心得候、且寺社之分は本寺触頭等江相達呼出品

に寄吟味中其組合之寺社江可預置は格別に候得共、

容易に揚り屋江は差遣被申間敷、揚り屋江差遣候程之

儀にも至り候は、伺之上取計可被申候。

第二條は他領から日田代官所管轄地へ出作する百姓が年貢を納めない場合の処置についての質問である。他の天領代官所管轄下の農民の場合は先方の代官所と交渉し了解をとり、私領の場合はその領主の了解をとって百姓を呼び出し吟味する。その際日田代官所管轄下の農民と同じに扱い、程度により手鎖をかけ入牢させる。ただし幕府評定所の重役の領地の場合はその処置を勘定所に伺いをたてる。また寺社の分も日田代官所管轄下の百姓と同様に扱うということのでよいかとの質問である。勘定所の回答はそれのでよいかとのことである。

第三條

一堂上白川家吉田家其外寺院方、御代官所之百姓江直に罷

越候様申来候共不相越、早速私役所江申出候様兼て申渡

置、若私方江懸合有之候共御代官所之百姓は不差遣、其段申上候様可仕候哉。

但百姓に無之寺社之分は、申来候筋に寄不及承糺差遣候様可仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共同之通たるへく候。

第三條では堂上白川家吉田家その外寺院からの代官所管内の百姓の召喚があつた際の取り計り方の質問である。代官所は日常こういう場合に、ただちに行かずに、まず代官所へ申し出るように支配地に通告してある。さらに先方から代官所へ懸合があれば、支配下百姓を行かせず、そのことを勘定所へ報告すればよいかという質問である。勘定所の回答はその取扱いでよいとのことである。

第四條

一 跡式又は養子等之出入他支配他領懸り合訴出候は、家督に付候御代官領主地頭之吟味可受旨申渡、其旨先方江懸合候様可仕候哉。

但他之御代官所私領方添翰を以私方江訴出候節、家督之儀私御代官所内に候は、不及伺、吟味取懸濟口裁

許之儀奉伺候様可仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共同之通たるへく候。

第四條は跡式や養子等の争いについての質問である。訴訟が他領との間をまたがっている場合、先方の領主の吟味を受けることを申し渡し、それを先方領主と懸合うという解釈でよいかとの質問である。勘定所の回答はそれではないということである。

第五條

一 双方私代官所内にて他所之儀難決郡境村境出入訴出

候は、不及伺私罷越見分吟味仕相伺候様可仕候哉。

書面双方共其方御代官所内之出入地所之儀難決候は

、手代差出為致地改又は品に寄廻村序等之節は

自身にも地所見届吟味詰、裁許之儀可被相伺事に候

得共、郡境村境に抱り候出入に候は、相伺差図得取

計可被申候。

第五條は土地をめぐる紛争で、双方が日田代官所管内の者である場合の処理についてである。郡境、村境の紛争は

江戸へ相談せず代官が見分、吟味する。この結果裁決ができない場合は手代に改めて測量をさせ、自身で廻村し、吟味裁決することによりかという質問である。この條には付箋が欠落しており勘定所の回答は不明である。

第六條

一手代共取計方非分私曲等有之趣訴出候は、一と通相糺

取計方之儀右手代江相尋答書取之、早速申上候様可仕候哉。

但手代とも如何之儀も相聞候候は、不及伺御奉行所江差出候様可仕哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

但手代とも如何之儀も相聞候候は、内々得と相糺差出之儀は伺之上可被取計候。

第六條は代官の手代等の処置に私曲があったとの訴えに対しどう対応するかについての質問である。この場合は当の手代に通り糺し勘定奉行へ報告することによりかとの質問である。勘定所の回答はそれによりかとのことである。

第七條

一人殺火附盜賊其外逆罪に相聞候者申陳候は、痛め候ても相尋可申候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第七條は殺人、火附、盜賊その他犯罪の疑いのある者には、痛めても尋問してもよいかとの質問である。勘定所の回答はそれでよいとのことである。

第八條

一行倒相果候もの并縊死水死人等有之節は近村に迄相糺見知候ものも無之怪敷風聞等不相聞候は、向寄寺院江仮埋申付置き、年令恰好雜物并相果居候始末月日等委細に認往還端に建札いたし置、六ヶ月見合尋来候ものも無之候は、仮埋之俣寺葬に取置雜物は葬候寺院へ為取可申旨申渡、其段御届申上候様可仕候哉。

但尋来候もの有之節は得と吟味仕、怪敷儀も無之候は、不及伺死骸雜物等之儀勝手次第為取計其旨早速御届申上候様可仕候哉、右は尋来候もの有之節伺

之上取計候而は格別遠国之儀御差図有之候迄尋来候者雑用等も相懸り候に付、此段奉伺候、且行倒死人附添之もの有之候は、国所得と承札前條尋来候もの同様不及伺死骸雑物相渡遣、勝手次第為引払、其段御届申上候様可仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共同之通たるべく候、勿論行倒死并縊死水死等にも手代差出見分之上得と相糺可被申、但雑物之内刀脇差等は取上げ御払之儀御勘定所へ可被相伺事に候。

第八條は行き倒れ、縊死、水死人があつた時の処置についての質問である。まず近村を調べ身元が判らない場合、近くの寺院に仮埋めして、道路端に高札を建て委細を記し六ヶ月間置く、尋ね来た者があれば吟味して引渡し、申し出なければそのまま葬る、その後委細を勘定所へ届ける。この処置でよいかの質問に対して、それでよろしいとの勘定所の回答であつた。

第九條

一疵付相果候もの有之節は、手代差遣見分之上死骸仮埋申

付、其始末吟味之上怪敷子細も不相聞差当り手懸り等も
不相知上は、建札申付其段御届申上置、六ヶ月見合
尋来候ものも無之候は、其節死骸并雜物取計方奉伺
候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第九條は疵を負つて死んだ者がいた場合の処置についての質問である。死骸を仮埋めし、その始末を吟味し怪しい
点があれば、又手懸りがなければ高札を立て六ヶ月の間に尋ね来る者なければ前條と同じ扱いをしてよろしいかと
の質問に対し、勘定所の回答はそれによいとのことである。

第十條

一私御代官所之もの縊死水死等いたし候段訴出候は、手
代差遣為見届、乱心又は病苦に逼り右始末におよひ候段
親類組合役人一同申立、再応吟味之上全自死に無相違
怪敷子細も無御座候は、死骸取片付之儀承届、其段
御届申上候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十條は代官所支配下の民に縊死等があつた場合の処置についての質問である。手代を派遣し見届けさす。乱心または病苦の結果であるならば、親類、役人等の証言で自殺に間違いないならば死骸を片づけ、その始末を江戸に届出る。以上の処置でよろしいかの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十一條

一男女相對死申合相果候一件之ものとも、再応吟味之上

外に子細無之候は、死骸取捨為吊申間敷旨申渡其旨

御届申上候様可仕候哉。

但双方又は一人存命に候は、吟味詰、御仕置之儀可

奉伺候。

御付紙

書面本文并但書共同之通たるへく候。

第十一條は、男女相對死の処理についての質問である。よく吟味をして、他に子細がないならば死骸をそのままにせず、その旨を勘定所へ報告することによろしいかの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十二條

一捨子有之段訴出候は、村養育申付其段御届申上置、貫人有之請人相立村役人一同訴出候は、乳持等之様子相糺候上差遣、若病死いたし候は、見届手代差遣、怪敷子細も無之候は、死骸為取片付其段御届申上候様可仕候哉。

但捨子拾歳以上に相成候は、病死届出候に不及段申渡置候様可仕候哉、且貫人之儀他支配他領之ものに候は、先方へ懸合乳持等之様子為相糺候上差遣、病死異変等有之候は、先方に而相糺私方へ懸合越候は、其段御届申上候様可仕候哉。

御付紙

書面捨子之儀、享保十九年之御触に無抛子細有之外之ものへ遣候は、拾歳迄之内者先達而貫請候奉行所又は貫ひ其屋敷江相届候上差図次第に可遣旨有之候得共拾歳以上に相成候は、届に不及とは無之間、拾歳以上に相成候は病死届出候に不及段申渡置候儀者被致間敷其外は本文并但書共伺之通りたるへく

候。

第十二條は捨子の処理についての質問である。捨子は村での養育を命じ、それを勘定所に届ける。貰人が出れば請人を立て村役人一同で願い出る。代官乳持等を糺して子供を渡す。もし病死すれば手代に見分させ怪しい点がなければ死骸を片づけ顛末を勘定所へ届ける、ということでの質問である。それでよいとの勘定所の回答である。

第十三條

一 拾物有之候段訴出候は、村預申付、品数委細に認往来端に

建札いたし置、六ヶ月見尋来候もの無之候は、其節取

計方奉伺候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十三條は拾得物の処理についての質問である。拾物の届けがあった場合、委細を道端の高札に記し六ヶ月たったら勘定所に伺いをたてるということでの質問である。それでよいとの勘定所の回答であった。

第十四條

一出火有之節火元は入寺仕為相慎置、吟味之上自火に

無紛怪敷儀も無御座類焼無之候は、不及伺早速
入寺差免、類焼有之候共家数拾軒内に候は、
相当日数相立入寺差免可申、□□且拾軒以上之類焼有之節は其
段御届申上、入寺三十日を限り是又不及伺差免候様
可仕候哉。

但御差凶有之候迄入寺為仕置候而は、遠国之儀格別
日数相懸農業渡世之差支にも罷成候に付、本文之通申
上候。

御付紙

書面類焼無之并小間拾間以下之類焼に候は、早速
入寺差免し、小間拾間以上之類焼に候は、類焼之多
少に寄三十日二十日又十日程之内を限り不及伺入寺
差免し、追て相届可被置候、且寺社之出火にて類
焼有之候は、類焼多少之無差別其寺七日遠慮可
被申付候。

第十四條は火事の火元に対する扱いについての質問である。火事の火元は寺に入れて謹慎させ、吟味の上自火がはつきりし、類焼がない場合は入寺をやめさす。類焼した場合でも家数が数軒ならば相当の日数入寺させる。数十軒の

類焼があつた場合勘定所へ届出た上で、三十日の入寺をさせ、勘定所への伺いはたてない。農業渡世への影響がないようにするとの意図でよいかという質問である。これに対する勘定所の回答はさらに細い補足を指示している。間口十間以下の家の類焼はすぐに入寺をやめさす。間口十間以上の類焼は、類焼数の多少により三〇日、二〇日、一〇日の入寺をさせ、勘定所へ伺いをたてず処理し、後で届ける。寺社からの出火で類焼した場合は、軒数の多少にかかわらず寺を七日間閉鎖させることを指示している。

第十五條

一 御料私領江拘候村方にて人殺疵付口論変死之類訴出候はは、早速手代差遣私領役人立会為見届、一件口書取之私御代官所之者は私方にて手当仕、他領之ものは先方にて手当申付置候様申達、場所之糺相残私陣屋に於て吟味仕候節も先方役人為立会、一件吟味之趣相伺候様可仕候哉。

但小給所等にて役人差合難立会旨申之、糺之儀相頼越候は、私手限に而吟味可仕哉、且重き御役人評定所御一座領分知行之もの有之節は、其時々取計方相伺候様可仕候。

御付紙

書面陣屋に於て先方役人為立会吟味いたし候事に候

は、其段可被相伺候、其外は但書共同之通たる

へく候。

第十五條は御料、私領をまたがって起つた殺人、疵付、口論、変死の処理についての質問である。訴えがあつた場合、手代を派遣して、私領の役人を立会わせ調書を取り、日田代官所支配下の者は私の方で処理、他領の者は先方で処理するように手配する。残る問題があり私の陣屋で吟味する場合も先方を立会わせ、勘定所へ伺いをたてる。

ただし小さな、飛地で先方の役人の立会ができません、処理の依頼があつた場合は代官が吟味を行う。幕府要職の領地についてはその都度勘定所へ伺いをたてるという処置でよいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十六條

一前條之内口論等にて双方互に相果候分、手代役人立会為

見届双方相果候上は、吟味可相願相手も無之何方江対し

候而も無申分願ケ間敷儀無之候間、死骸請取取片

付度旨相願、再応吟味之上怪敷子細も無御座候は、

死骸引渡遣、證文取之其段御届申上候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十六條は、第十五條のうち双方が死亡した場合の処理についての質問である。手代役人を立会わせ死骸を片づけ、怪しい点がなければ死骸を引渡し證文をとり勘定所へ届出るといふことでよいかとの質問である。勘定所はそれによしとの回答をした。

第十七條

一前ヶ條之内口論等にて疵付双方存生之分、手代役人立会
為見届候上養生申付置候処、平癒いたし勿論農業渡世
之差障にも不相成、取扱人有之一件熟談内済いたし、
双方親類組合村役人取扱人連印之済口證文差出候は、
私直に疵所見届候上全双方酒狂等にて右始末におよひ
外怪敷子細も無之疵平癒農業渡世之差障に不相成段
相違無御座候は、内済之趣承届済口證文相済御届申上
候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるべく候。

第十七條は、第十五條のうち、双方が疵ついたが死亡せず生存している場合の処理についての質問である。手代、

役人を立会、見届けさせ、養生を申しつけ、平癒の後に、農業のさしさわりにならぬように、話しあいをさせ双方の親類、組合、村役人、取扱人連印の上合意の證文を差し出させ、それを勘定所へ届けるといふことでよいかとの質問である。勘定所はそれでよしとの回答をした。

第十八條

一 他之御代官所私領 私御代官所村方江懸

り候用悪水に拘り候出入先方添状を以願出候節は、私御代官所之ものを呼出可相濟事に候は、熟談可致旨一通申聞不相濟儀

に候は、先方御代官又は領主地頭の添触申請、其筋江可願出旨訴訟人江申聞、其旨先方江も相達候様可仕候哉。

但本文用悪水出入之儀熟談不相整上其筋江願出候様申渡候而も、格別遠国之儀に付江戸表迄も右願に往返仕候内には悉く手間取差向用水差支に罷成候間、格別差懸り候節は先方役人立会場所見分之上先つ用水差支に不相成様取計置、実々不相濟儀は其筋江為願出候積取計候様仕度奉存候。

御付紙

書面本文并但書とも伺之通たるへく候。

第十八條は用悪水をめぐる紛争の処理についての質問である。他の代官所、私領の村方との用悪水に関する紛争は、先方が添状をもって願ひ出て来た場合に、私代官所村方の者をよび出し解決にむけて熟談する。解決しない場合は、先方代官所、私領の添触を聞き、訴訟の手續をとるように日田代官所の村方へ聞かせ、その旨を先方へも伝えるようにする。

但し本文用悪水紛争の話しあいがかうまくゆかない場合、その筋への訴訟を願ひ出るよう申し渡しても、遠国なので江戸へ訴訟に往復しているうちに時間が経過して、用水に差し障りがおこる。当面応急処置が必要な部分に関しては、先方役人を立会わせて現場を見分し、処置をする。それでも同意が得られない場合は勘定所へ願ひ出るように取り計るといふことでよいかとの質問である。勘定所はそれでよいと回答をした。

第十九條

一手代とも在出宅江最寄私代官所村方より悪党もの召捕

之儀申出、若重き御役人并評定所御一座領分知行所江逃

入候共、手延に難相成ものに御座候は、不及伺先

方江懸合召捕、右之趣申上候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく、但重き御役人評定所一座に不

限都而私領江逃入手延に難成節、先方江懸合召捕候は

は其旨早々可被申聞候。

第十九條は悪党の逮捕についての質問である。支配下村方から悪党の逮捕の要請があり、その悪党が幕府要職者の領地へ逃げこんだ場合、緊急を要するため勘定所へ伺いをたてずに逮捕し勘定所へ届けるということでよいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第二〇條

一 双方私代官所内借金銀売懸出入等訴出候節、吟味之上

借金銀は證文無紛売懸之分は附込帳相違無之候は、

不及伺三十日限濟方申付、其上にても不相濟節は取

計方相伺候様可仕哉。

但去々巳九月朔日以前之借貸に候は、相對は格別取

上吟味之沙汰難及旨申渡し候様可仕候。

御付紙

書面去る巳九月朔日以後之分は何之通りたるへく候。

右方以前之借貸に候は、相對可致旨申渡し、吟味之沙汰

難及旨可被申渡候。

第二〇條は、借金銀、売懸金についての紛争の処理についての質問である。代官所支配下で紛争があった場合、吟味の結果證文に間違いなく、売懸金についても間違いなとき、勘定所へ伺いをたてずに三〇日で和解するよう申しつける。それでも解決しない場合は処理のやり方を勘定所へ伺いたてる。但し寛政九年九月一日以前の借貸であれば取り上げて吟味しないことを申し渡すということでもよいかとの質問である。勘定所はそれでもよいつの回答をした。

第二一條

一 虚無僧瞽女座頭之類、私御代官所内にて合力を乞志次第

米錢等差遣候ても不足之由を申、其上之儀断申聞候而も

不聞入、強而ねたりケ間敷申之農業渡世之妨にも相成

手に余り候段訴出候は、私手代足輕差遣し為召捕品

に寄揚り店等江も差遣吟味之趣申上候様可仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第二一條は虚無僧、瞽女、座頭等の取締りについての質問である。右が代官所支配下で合力を強要する場合、農業渡世の妨げになる。手に余るとの訴えがあれば、手代、足輕を差し向け逮捕し、程度により揚り店等に収容し、吟味、趣を勘定所へ報告するというところでよいかとの質問である。勘定所はそれでもよいつの回答をした。

注

- (1) 『懐旧楼筆記』（淡窓全集上巻 155頁）
- (2) 同書 154頁
- (3) 小野武夫編『近世地方経済史料』第1巻 497頁
- (4) 勘定所は幕府勘定所が正式な名称であるが、「伺書」では宛先が奉行所、勘定奉行所、勘定所の名称が使われるが同義語である。解説文では勘定所に統一して使用する。
- (5) 大分県日田市「大原八幡宮宮司家所蔵文書」

第二章 羽倉外記の時務論

一 天保時代の羽倉外記と尚齒會時務論

一八世紀になると、日本近海にロシア船、イギリス船、アメリカ船が出没するようになった。その中で幕府が一挙に對外緊張感を高めたのは、フェートン号事件であった。文化五（一八〇八）年イギリスの軍艦フェートン号が敵国のオランダ船を追って長崎港に侵入し、オランダ商館員を人質にし、食糧・薪水を要求、その後退去した。幕府は文化七（一八一〇）年、対応策として白河藩、会津藩に江戸湾防備を命じた。

その後も日本近海へのイギリス船、アメリカ船の出現は続き、食糧・薪水などの強要は多発した。幕府は食糧・薪水を与えて退去させる措置をとっていたが、住民と外国船とのトラブルを避けるために文政八（一八二五）年「異国船打払令」を出し、外国船を撃退させる方針をとった。

天保八（一八三七）年モリソン号事件がおこった。アメリカ商船モリソン号が日本人漂流民送還を兼ねて、日本との交易を求めて来航した。幕府はこれを撃退させた。

天保九（一八三八）年、渡辺崋山が『慎機論』を書いて(1)、幕府のモリソン号打払に対する批判を行った。崋山はなぜモリソン号打払策の情報を知りえたのであろうか。それは崋山と交遊関係にあり尚齒會のメンバーであった幕府評定所記録方芳賀市三郎の筆写による「評定所決議書」を見たことによる。(2)

渡辺崋山は天保期に開国論の第一人者としての評価があった。打払策の実施の報に接した崋山は強い危機感をもつ

て『慎機論』を書いた。

渡辺崋山は寛政五一七九三（一七九三）年九月、江戸の田原藩邸で生まれた。彼は二〇歳代で佐藤一斎、松崎慊堂らの大儒に師事して漢学を学んだ。崋山が洋学と接する契機となったのは、画家として谷文兆の下で修業していた時代に洋画に触れたことにある。さらに吉田長淑との交りが崋山の洋学接近を助けたと考えられる。⁽³⁾吉田長淑は桂川甫周の洋学の弟子で高野長英、小関三英の師であった。崋山は長淑を介して長英、三英との親交をはじめた。

天保三（一八三二）年に彼は田原藩の年寄役末席に起用されるとともに、海防掛を兼務することになって、役向きの必要から蘭学研究に深く没頭することになった。

崋山は蘭語の素質がなく、また公務が多忙であったために、高野長英、小関三英などの蘭学者と交流し翻訳を依頼した。彼の関心は主に海外事情にあった。彼の海外の政治・経済情勢についての見識は鋭く、正確なものになっていた。やがて彼は蘭学の第一人者との評価を得て、彼が主催する「尚齒会」には、当時の一流の知識人が集まった。尚齒会は崋山が始めたのではなく、遠藤勝助によって起こされた。勝助は紀州家の士である。会の目的は当初から海外事情の研究にあった。途中で会の中心は勝助から崋山に移った。会には多くの幕臣や学者が参加していた。

崋山は、江川太郎左衛門と特に親しく情報交換を行った。なかでも軍事技術と海防策についての江川の知識は深く、崋山は教示されることが多かった。崋山は田原藩海防掛としての立場から軍事情報を収集した。田原藩士村上範致を高島秋帆門下に入れ砲術を取得させ、これを同藩士に教示させた。さらには大垣、岡崎、西条、宇和島の諸藩の士を田原に招き、それを教練した。⁽⁴⁾

渡辺崋山が親しく交際をし、情報を得た幕臣の一人に川路聖謨がいる。

川路聖謨は勘定所官僚で、後に幕政の中枢で外交・海防政策を決定・実行する「海防掛」になる。川路は水戸藩の

蘭学者幡崎鼎をつうじて崑山と知りあうようになった。川路と水戸藩の関係は、彼の生涯を通じて強いものがあるが、きっかけは天保四年に藤田東湖が川路邸を訪問することから始まった。水戸藩上屋敷と、小石川舟河原橋角の川路の屋敷が隣接していたこともあり、両者は親しく往来した。

渡辺崑山は、田原藩海防掛の公務の必要からも幕臣江川太郎左衛門から、海防情報の教示を受けた。

江川太郎左衛門は、享和元（一八〇一）年五月一三日伊豆葦山の代官屋敷に生まれた。天保六（一八三五）年代官職を継いで、太郎左衛門を称した。家は代々葦山代官を世襲し、所管地は武蔵・相模・伊豆・駿河・甲斐にあった。彼は代官就任時より民政にはげみ、人材の登用を行い二宮尊徳の意見を聞くなどした。

江川の功績の中では海防に関するものが際立っている。彼の支配所には伊豆・相模の海岸部が含まれていた。はやくから海防問題に関心をもち、最初は水戸藩の蘭学者幡崎鼎に西洋事情や砲術を学んだ。天保八（一八三七）年からは渡辺崑山に師事した。江川を崑山に紹介したのが川路聖謨である。

江川は老中水野忠邦に抜擢されて、目付鳥居耀蔵とともに相模・安房・上総・伊豆の海岸の巡視を行った。その際、渡辺崑山門下の洋学者の協力を得たために、鳥居の怨みを買ひ、蛮社の獄の際、標的にされた。

天保十二（一八四一）年アヘン戦争の報に接した幕府は、高島秋帆の兵制改革案を採用した。江川には高島の西洋流砲術を伝授させ、翌年その教授を許可した。彼の塾には川路聖謨、佐久間象山その他多くの者が入門した。また江川は西洋砲の鑄造も許可され、葦山に鑄造所を建設した。

天保十四（一八四三）年五月、江川は鉄砲方兼帯を命ぜられ、幕軍の装備を銃・砲重視に変更しようとした。しかし同年九月の老中水野忠邦の失脚により、弘化元（一八四四）年兼帯を解かれた。その後は葦山で砲術塾を開き、大砲鑄造を行った。さらに嘉永六（一八五三）年ペリー艦隊の来航に際し、江川は勘定吟味役格として海防掛に参画し

た。安政二（一八五五）年、五五歳で没した。

渡辺崋山だけでなく尚齒会の中心的メンバーである高野長英、江川太郎左衛門、羽倉外記および同会参加者である川路聖謨、佐久間象山、松本斗機蔵はモリソン号事件直後の天保八（一八三七）年当時、外国船打払いに反対して一斉に声をあげた。打払いに反対しているが、西欧諸国との貿易の開始には慎重であるか反対であることがはっきり表明されている。しかし具体的な海防策について触れられていない。

モリソン号事件に危機感を持った尚齒会メンバーは、とりあえず同船打払いの危険を表明した。彼等の情報は幕府評定所記録方にいたメンバーによりもたらされた故に、中味が正確であった。同会の関係者は、幕府、諸藩の外交・海防の最前線において事態の把握は敏速で的確であった。モリソン号事件が起きその後、崋山、長英、松本斗機蔵が提案したように、幕府は文政八（一八二五）年の異国船打払令を緩和し、天保十三（一八四二）年「天保の薪水給与令」を発し、打払政策を停止することになる。すなわち尚齒会メンバーの希望通りに政策転換されることになった。

尚齒会メンバーの撃退反対論は、水野忠邦政権の「薪水給与令」決定に、大きな役割を果たした。羽倉外記は尚齒会の中心メンバーであり、かつ同政権の中心にいて天保の改革推進の一翼を担った。

羽倉外記は大坂生れ、名は秘直・用九、字は士乾、通称は左門・外記、号は簡堂・逢翁、広瀬淡窓・古賀精里に師事する。著書には「韻排」、「咏史」、「申子攷」、「申子攷異」、「簡堂海防策」、「環崋録」、「紀元通略」、「三律摘要」、「史許」、「駿府史略」、「従吾所好」、「資治通鑑評」、「陞崋録」、「清水筆語」、「西上記」、「施聞旋筆」、「鐸書」、「通鑑補評」、「読史割記」、「南汎録」、「能毒辨」、「非詩人詩」、「不慮獄志」、「文集」、「養小録」、「蠡測編」がある。幕府世臣で越後、駿河、関東代官、内著監兼審決官、天保十三（一八四二）年には勘定吟味役兼納戸頭を務める。文久二（一八六二）年七月三日没、七三歳。

羽倉は老中水野忠邦により抜擢され、天保の三兄弟といわれ、川路聖謨、江川太郎左衛門ともに水野政権が推進する天保改革とよばれる政策の立案、実行の中心にいた。

羽倉と渡辺崋山の関係が密接であることを示す事例がある。天保九（一八三八）年三月二十七日から、命により異国船渡来に対する手当および取締のため、大島、八丈島、三宅島その他の諸島の廻島をした。羽倉は渡辺崋山門下の画工長谷川茜山を伴い、各所で絵図を作らせた。出発に際して松浦静山、梁川星巖、藤森弘庵、大槻磐溪とともに佐久間象山が詩文を贈っている。又羽倉と佐久間の往復書簡が「佐久間象山全集」に残されている。そこからは両者が親しい関係にあったことが推測される。

次に羽倉と高野長英の関係についてみる。羽倉の伝記「簡堂遺文」に、「島津斉彬死ス。簡堂眷顧ヲ受ケタリ。簡堂嘗テ、高野長英ノ学識ヲ推称シ、薩摩藩士能勢甚七ノ肝煎ヲ以テ、之ヲ斉彬ニ薦メタリ」(5)とある。これは蚕社の獄の以前のものにちがいがなく、時期の特定はできないが、羽倉が高野長英の仕官を鹿兒島藩へ推薦していたことが明らかになる。

羽倉外記には、百冊をこえる膨大な著作があり、時務に関するものが大きな部分を占めるが、勘定吟味役退任後に書かれたものが殆んどであり、在任中の著作は少ない。彼は退任後私塾「簡塾」を開き、時務に関する講義を行う。門下には重野成斎、松本奎堂、岡鹿門、松林飯山、清河八郎などがある。また学者サロン「文会」を主催し、そこには毎回百人以上の参加者があった。さらに徳川斉昭、島津斉彬、山内豊信などの有力大名や、藤田東湖、大槻磐溪、安井息軒、塩谷岩陰など当時の主だった学者と交流を行った。

以上の諸点を統括してみると、水野政権を支えた「天保の三兄弟」とよばれた川路聖謨、江川太郎左衛門、羽倉外記は、尚齒会の中心メンバーであり、同会の多くの学者が主張した「打払い反対」の考えをもって政権内で対外政策

を立案し、それが「天保の薪水給与令」が発令される原動力になったと考えてよい。

しかし政権内の保守派鳥居甲斐守を中心とする一派による尚齒会弾圧が行われた。同会中心人物のうち幕府直参の川路聖謨、江川太郎左衛門、羽倉外記、下曾根金三郎などは難をのがれたが、渡辺崋山、高野長英などの人々が受難することになった。

尚齒会系の幕臣達は、水野忠邦失脚後、阿部正弘政権の下で、政策的には「開国策」を推進する勢力の中心となっていく。彼等は、幕政改革と開国をすすめる有力大名と連携しながら活動をすすめる。しかし羽倉外記だけは幕政を離れて、私塾「簡塾」を開き攘夷論に傾く。

注

- (1) 渡辺崋山『慎機論』(「日本海防史料叢書」昭和七年、第7巻 169頁)
- (2) 大月明『近世日本の儒学と洋学』思文閣、昭和六三年、117頁
- (3) 土井礼『渡辺崋山研究』、明治四二年
- (4) 土井礼『渡辺崋山研究』、明治四二年
- (5) 羽倉信一郎『簡堂遺文』129頁

二 阿部政権時代の昌平黌生と羽倉外記の簡堂塾

(一) 天保改革の時務論と阿部政権

前項において、天保改革の対外政策のなかで「薪水給与令」の発令による政策転換は、水野忠邦政権内の尚齒会（蛭社）系有司が中心になって行われたことを論じた。

天保の三兄弟とよばれた川路聖謨、羽倉外記、江川英龍は水野政権による人材登用策により抜擢された官僚であった。また長崎奉行就任以来長い外交畑の経験のある、当時最高の学識を評価された筒井政憲が加わり、天保後半から嘉永の時代の対外論をリードしてきた。水野政権は、頻繁な外国船の渡来に対して、打払令を撤廃して対外紛争をさける策をとった。他方幕府は海岸防備を強力にすすめた。全国の海岸に位置する諸藩に海岸防備を要請した。砲術家高島秋帆をよび洋式砲術訓練を始め、江戸湾では幕府が直接防備を行い、川越、忍藩がこの任にあたった。さらに下田、羽田奉行を置き軍事的対応を図った。

だが幕府の諸藩に対する海岸防備の要請は、諸藩の財政的負担と庶民の疲弊を深刻なものにした。一部では海岸防備を行わない大名もあり、全体的には海防体制は整わなかった。

海岸防備にかかる幕府の財政負担は莫大になり、幕領の年貢強化をせざるをえなくなった。年貢増徴のための天領代官所支配の整備強化が行われた。さらに第二の収入増加策として天保十四（一八四三）年上知令を発した。幕府は江戸、大坂十里四方にある大名・旗本領を上知させて幕府直轄地に編入し、他に代替地を与えるというものであった。

これには対象となる大名は反対し、大坂の農民が不穏な動きを示した。さらに幕閣の中や御三家の一部からも批判がおこり、上知令は撤回された。水野忠邦は幕閣の中で孤立し、同十四年閏九月水野忠邦と上知令の立案者である羽倉外記は罷免された。

水野忠邦失脚後、阿部正弘政権が成立し、水野政権を支えた官僚達は罷免されたが、弘化・嘉永の時代はすぐれた時務論をもつ彼等を必要とし、幕政に復帰することになった。ただし羽倉だけは度々の復帰要請を受けることなく以後は無役ですごした。その理由は自ら提案し改革の中心的政策であった上知令が中止となり、それが水野の罷免の最大の原因になったことの責任を痛感したからである。羽倉は下級旗本特有の狭気の強い人物である。彼は以後二十年、対外問題のオピニオンリーダーとして活躍する。

阿部正弘（一八一九～一八五七）は天保七（一八三六）年に福山十萬石を襲封し、同九年奏者番、同十一年寺社奉行をへて十四年閏九月老中に任命され、弘化元（一八四四）年七月新設の海防掛を兼帯した。同二年二月水野罷免の後老中首座についた。彼に与えられた課題は第一に対外外交において幕府の威信を維持すること、第二には外国船が頻発しその防備に幕府、諸藩の財政負担が増し、庶民が疲弊してきていることに対する対応であった。

阿部は事態を打開するため、第一に水野政権以来登用されてきた開国派有司をさらに重用し、さらに新たに昌平坂学問所出身の優秀な人材を大胆に登用、配置することであった。第二は有力な大名を幕政に参画させることであった。

時局は対外部門で才幹ある人材を必要としていた。弘化元（一八四四）年に設置された「海防掛」はペリー来航後「異国応接掛」となり、安政元（一八五四）年三月には「外国奉行」となる。対外事務処理は重責であった。ここで阿部は門閥出身によらない抜擢人事を行った。海防掛に岩瀬忠震、水野忠徳、江川英龍、川路聖謨、井上清直らが選ばれた。

他方寛政改革で新設された昌平坂学問所（昌平黌）は幕臣の子弟に「学問吟味」とよばれる試験制度を行っていた。門閥出身でなくともこの試験の成績優秀者には幕府の出世ルートが開かれた。永井尚志（勘定奉行、外国奉行）、矢田堀鴻（海軍総裁）、伊沢政義（大目付）、田辺太一（目付）などである。彼等は阿部が開いた人材登用の道をすすみ幕末政治の中枢を担った。

羽倉簡堂（外記）の屋敷は下谷和泉橋通、藤堂和泉守上屋敷に面した場所にあった。その北側近くには代々幕府の奥儒者を勤めた成島柳北の屋敷があった。東北には種痘所があり近くに伊東玄朴、大槻俊斎らが住み下町派とよばれる西洋医学にたずさわる洋学者の町であった。さらに湯島聖堂、昌平坂学問所から神田川に沿って坂を東に下った場所であった。いわば羽倉の屋敷は当時の学問の中心地にあった。羽倉はその屋敷において塾を開業した。彼は役を離れば小禄の下級旗本で、下僕一人を置いて塾を管理していた。塾生は常に二〇名程が居住していた。

簡堂塾の書生には昌平坂学問所の在寮者、卒業生、入学準備のため待機中の者もいたが、簡堂塾において昌平黌とは関係のない者が多かった。鶴田玄縞、久坂玄瑞らである。

つぎに昌平坂学問所の概要をみる。

学問所は寄宿寮と諸（書）生寮に分かれていた。旗本、御三家の子弟は寄宿寮に入ったが、通い通学も許された。諸大名の家臣は諸生寮に入った。幕臣は諸藩の士とは同席しない慣行があり区別された。ただし水戸徳川家だけは藩の方針で諸生寮に入った。また諸生寮への入学は儒官の推薦のある者ならば、浪人、庶民であつても許された。入学年齢は同寮の場合殆んどが二十歳以上で、三十歳をこえる者もあつた。各藩が同校へ送ってくる学生の数は年間一、二名で、それぞれの藩の最優秀の者であつた。彼等は学者として一応完成された人材であつた。彼等は学問の研鑽は当然のこと、最新の内外情報を本国へ伝達する役割も持っていた。それ故この時期の昌平坂学問所には優秀な人材が

集まっていた。彼等は積極的に有力な幕府高官、学者に接触し知識の吸収にとめた。彼等の間では儒官の佐藤一斎、古賀謹堂はもちろんのこと筒井政憲、藤田東湖、羽倉簡堂、佐久間象山、藤森弘庵、安井息軒、塩谷宕陰の人气が高かった。またこれらの人々も彼等と積極的に接した。それ故に学問所の学生の学識は高まり、学者として一流と評価される者も多かった。帰国してすぐに重要な地位を占め藩政を動かす者も現れた。

(二) 簡堂塾の学問

ペリー来航以後、昌平坂学問所の学生達の中で、羽倉簡堂に接触し薫陶を受ける者が多かった。

羽倉簡堂は天保一四（一八四三）年幕府勘定吟味役及び兼帯の納戸頭を罷免された。それ以後羽倉は役職に就かなかった。下谷和泉町の屋敷内に私塾を開き、書生を教育し、著作活動を行った。永い代官時代に見分した国内地誌、儒学の古典の解説、外国事情、内外の歴史、対外外交論の著作を出版した。又「文会」というサロンを主催し、有力大名、学者の意見交換の場を作り、当時のオピニオン・リーダーとしての役割りを果していた。羽倉塾の出身者からは多くの尊王攘夷論者が生まれた。

簡堂塾についてはその高弟岡鹿門の「在臆話記」に詳しく記されている。(1)

徳川家の旗本は諸侯の家臣とは同席しない習慣であったが、羽倉は塾内で書生達と親しく議論を交した。

ペリー来航は昌平坂学問所学生に大きなショックを与えた。学生達は求めて当時一流の識者に接触を図り意見を求めた。羽倉も積極的に彼等に応接した。学生の中で最初に羽倉と親しくしたのは薩摩藩出身の重野厚之丞であった。きっかけは水戸藩出身の原任蔵（後の市之進）が作った。原は水戸藩の藤田東湖の甥で、東湖の方針で学問所では諸

生寮にいた。

藩主徳川斉昭が上書「戊戌封事」（天保九年）を提出以来、水戸藩の動向は識者の間では常に関心の的であった。学問所生の多くが同藩藩校弘道館総裁会沢正志斎の「新論」に傾倒し、時局に対する同藩の考え方に注目していた。学生達は原の仲介で東湖に会い、東湖と親しい川路聖謨、羽倉簡堂、佐久間象山、藤森弘庵、安井息軒らと面会した。これが学生達の多くが尊王攘夷論とかかわるきっかけともなった。

重野厚之丞は松本奎堂、岡鹿門を羽倉に会わせた。その直後重野は島津家世子の侍読となり、諸生寮を出て、麴町の装束屋敷に移った。これを機に松本奎堂と岡鹿門は羽倉簡堂門下生になる。

簡堂塾には常に二十名をこえる塾生が起居を共にしていた。この時簡堂塾には鶴田斗南（佐賀藩）、大田蘭堂、清河八郎がいた。いずれも諸生寮退寮後羽倉塾に寓していた。

嘉永六（一八五三）年、松本奎堂は昌平坂学問所を退学し、京坂を周遊した後、江戸へ帰った。彼は簡堂塾に入り塾頭をつとめた。少年の頃から会沢正志斎の「新論」を愛読し強い尊王倒幕論をもっていた松本はなぜ羽倉簡堂の門下に入ったのか。理由の第一は羽倉が川路聖謨とともに尊王論者であること、第二は羽倉の時務論は豊富な外国事情に通じていること、第三は当時幕府政治の内実が一般には伝わらない中で、羽倉塾生に詳細に語ったこと、第四には羽倉塾では当時一流の人士に直接会うチャンスがあったこと、たとえばある日江川英龍が突然羽倉を訪問、江川の方から学生に議論をもちかけた。このように当時一流の人物に直接会う機会が多くあったこと、第五に羽倉が人材の登用に熱心で、みずから人材を発掘、育成して就職を斡旋することを盛んにおこなったことである。羽倉は松本奎堂にも土佐藩への推薦を行っている。

右の第一の点について詳しく論じてみよう。幕府の元官僚の羽倉簡堂と典型的尊王倒幕の過激思想家の松本奎堂と

の子弟関係には矛盾、対立はなかった。

羽倉簡堂、川路聖謨など幕府有司も松平慶永、島津斉彬、山内容堂ら幕府の安政改革に協力した有力大名も、元来朱子学の大義名分論すなわち幕府の上位に天皇を置いた思想を基にした尊王の志をもった人達であった。

具体的な例を挙げれば、嘉永元（一八四八）年奈良奉行に着任した川路聖謨は、天皇陵荒廃をつぶさに見聞し「神武御陵考」を執筆し幕府に対策を献策した。羽倉は川路の行動を賞賛した書翰を川路に送り、自分の大坂在任中に経験した仁徳天皇陵荒廃の事実をあげ、山陵問題を放置する幕府を非難し、川路のさらなる努力を要望している。(2)

有力諸大名は後に公武合体運動に進み、国家統一のために幕府と朝廷の協力を希望した。阿部政権の時代には幕府と朝廷の対立はなかった。

昌平坂学問所諸生寮の学力は、入学の時点で一人前の学者の水準に到達していた。たとえば会津藩の場合、毎年新たに、一、二名の学生を留学させていた。同藩では会津日新館で十歳から二十一歳までに素読所、講釈所での一貫教育を受け、常時一千人の学生がいた。二十歳になっても素読所を修了できず、同藩の役職につけない者もいた。(3) 秋月悌次郎は飛び級を続け、十九歳で卒業し江戸遊学を命ぜられた。江戸での秋月は和田倉門内の藩邸表長屋で起居、幕府が入学待機組のために設置していた麴町善国寺谷にあった麴町教授所、通称麴溪精舎に四年間通い、弘化三（一八四六）年春二十三歳で昌平坂学問所に入学した。翌弘化四年日新館を一年先に卒業していた南摩三郎が二十四歳で入学してきた。南摩の場合は入学に備えて武道の修練を重ねてきた。これは学問所が入学者に文武両道を兼備することを求めていたからである。

学問所入学時の年令は二十代後半から三十代前半が多かった。清河八郎の場合には、安政六（一八五三）年に入学したが、講義内容に失望して即時退学し、三河町に清河塾を開いた。重野厚之丞の場合は、羽倉や佐久間象山が詩文

の批正を請う程の評価をされていた。

松本奎堂は嘉永六（一八五三）年、一旦学問所を退学し出身の三州刈谷藩の用人に登用された。彼は藩主の信認を得て藩政改革に乗り出すが、保守派重臣の暗躍で失脚した。翌年奎堂は京坂に遊び江戸に帰り羽倉塾に寓して同塾の塾頭をつとめた。(4) 以上秋月、南摩、清河、松本の例のごとく学問所学生の学力は学者として一流の域に達していた。

堀田正睦は安政四（一八五七）年以来新任のアメリカ総領事ハリスに通商条約締結を迫られていたが、ついに同条約の締結を決断した。堀田は朝廷と諸藩の協力を得て、幕政を維持、強化しようとした。この堀田政権の方策を幕府内で支えていたのが、阿部政権以来抬頭してきていた開明派官僚群であった。堀田は勅許を得るために京都に乗り込んだが、勅許を得ることに失敗した。彼は攘夷に固執する朝廷を説得できなかった。幕府の権威は失墜した。

他方幕府はもう一つの難問をかかえていた。將軍家定に子供がなく、継嗣をめぐり一橋慶喜を推す一橋派と紀州侯徳川慶福を推す南紀派の対立が起こっていた。

福井藩主松平慶永、鹿児島藩主島津斉彬、山内豊信らは英明な慶喜を將軍にし、幕政改革を行い国難を乗り切ろうと考えた。

南紀派の譜代大名達は門閥と血縁による団結を強化し、外様大名を政権から排除して難局に対処しようとした。將軍家定は慶福を後継に決定した。さらに家定は堀田を罷免し、井伊直弼を大老に任命した。

安政五（一八五八）年新任の大老井伊は日米修好通商条約に調印した。井伊政権は幕府の権威確立のために第一に条約締結すなわち開国に反対した攘夷運動家を処罰した。第二に將軍後継問題で一橋派の立場をとった者を処分した。結果として尊攘派志士達が弾圧され、幕政から開明派官僚と外様有力大名が排除、処罰された。安政の大獄である。一部には開国を推進したにもかかわらず後継問題で処罰された者がいた。

この政変の中で、開国論者であり一切攘夷論をとらず、また堀田と京都へ随行、朝廷への説得に当たった川路が左遷させられる奇妙な結果になった。また橋本左内は強い開国論者でありながら安政の大獄の対象になった。橋本は慶喜が將軍になりさえすれば、政治改革が実現し、他の問題は解決すると考え、それが最優先されるべきと考え京都で慶喜擁立運動を行った。

羽倉簡堂の考え方は一橋派のそれと近かった。羽倉の親しい友人達も井伊政権のもとで表舞台から一斉に退くことになった。ただこれらの勢力は桜田門外の変の後の公武合体運動でよみがえり、再び活躍することになる。

また堀田正睦の条約勅許要請行為は、草莽の志士達の尊王攘夷運動が盛り上がる契機となった。それまで幕政に対する庶民の批判はタブーとされ、許されなかった。堀田が条約の勅許を朝廷に願い出たことがきっかけとなり、攘夷を主張し開国を拒否した天皇を支持する勢力が力を増した。

孝明天皇は単なる外人嫌いから反対したが、それは勅許を下さない朝廷の意志となって示された。在野の勤王家や反幕の公家達はこれに乗じた。これをきっかけに一举に尊王攘夷論は盛り上がった。羽倉塾生は開国論者であるが政治改革論者、尊王論者でもある。門閥による反動的幕政に反感がつのり世の尊王攘夷論者と交流をはじめ、尊王運動に走り、尊王の対極にある倒幕に向かった。安政の大獄以後の尊王攘夷運動の高まりの中で過激になって行く学問所出身者で羽倉門下生でもあった松本奎堂、松林飯山、岡鹿門、清河八郎の活動は過激になっていった。

注

- (1) 森銑三編「在臆話記」(『隨筆百花苑』中央公論社、第一、第二卷所収)
- (2) 羽倉信一郎『簡堂遺文』
- (3) 小川涉「会津藩教育考」
- (4) 森銑三『松本奎堂』中央公論社、35頁

第三章 塩谷大四郎の治政と経世学

一 塩谷大四郎の経歴

塩谷大四郎正義（明和七々天保七）は寛政十二（一八〇〇）年三月丹後国久美浜代官に就任、天保六（一八三五）年八月西国筋郡代を退くまでの三六年間、各地天領の代官・郡代をつとめた。

各任地において彼は民政官として顕著な功績を残し、その善政を伝える古文書が多く残存し⁽¹⁾、徳をたたえる碑⁽²⁾、銅像⁽³⁾、神社が建立され⁽⁴⁾、祭事が行われ⁽⁵⁾、徳をしのぶ伝承も人々の間に伝えられている。微禄の幕吏でありながら旧任地において神と奉られ、巨大な銅像が建てられ、さらに明治三年初代日田県知事として赴任した松方一郎に深く感銘を与え正義と改名させた塩谷の経歴・事業・思想について紹介する。

塩谷の業績を語る文物は、彼の最後の任地豊後国日田を中心に数多く存在している。その中でも廣瀬淡窓撰文による日田市慈眼山上の碑文が人と業績の輪郭と地元の人々の評価をよく伝えている。

故府尹鹽谷君之碑

古之涖民者。惠澤遠敷。則民從而謳歌之。若召南詠甘棠是也。後世人情浮華。喜頌官長功德。往々勒之於石。然去之日。民無徳而稱焉。碑亦隨毀。唯其去後。見思非有實惠不能也。故府尹鹽谷君之去我日田居江都也。嘗語人曰。我在豊時。用力民事経営多端。有未成功者於心不忘。且我辱任於四方而在豊之日最久。部民亦相親睦。百歳之後。我神魂其遊豆隈之間乎。初日田境内。田多甌窶。官屢有鑿渠之議。皆以爲難及君涖任。創建奇策。山剝石。水從竇

中過者十里。而分爲諸派浸漑所及東自上堰西北至友田十有三村。皆變沃壤。日田玖珠之道險。更關坦道。納租於長崎也。苦於陸輸。乃浚豆隈二川而造運租之船。風帆絡繹而下者。五十餘艘。至千關村沿于筑達于海。其他公私之利。知無不爲。但民之蚩蚩不可與慮始。至其去後謳歌始興。君視民猶子。民苟有一善必引見。而褒賞之。貧戶有年及八十者。則除其子丁役。請之於上以爲永制。常慮水旱疾疫之變。躬親齋戒祈禱。當在任時天災不生。民以爲其應。及聞其任在江都之言。爲之感泣。君以文化丁丑之歲。始臨我郡。在任十九年。天保乙未東歸。明年丙申卒於江戶。今茲嘉永戊申。實爲一紀。郡中父老。謀於故吏猶在者。建碑於官府之東鷹城山顛。以爲神遊之所。寄囑予作文。君諱正義。稱大四郎。法號日唯一院成善日道居士。墓江都谷中究竟山妙情寺。嗚呼君德久而著者。古所謂去後見忠。君子人耶銘曰

憂民若子 汲々孜孜 人亦有言 佚道使之 公功在山 與山巍々 公德在水 洋々無涯 漢有何武 去後見思
晋有羊祐 墮淚之碑 維斯片石 公神憩斯 戒我子孫 勿毀勿虧

嘉永紀元秋七月

廣瀨建敬撰

安樂寺沙門信全謹書

府君嘗落二齒。手封函之。歿後令嗣豐州使君。納於壙中。既而有感於心又掘之。及聞碑成。爲棲神之處。宜藏遺物前日之舉。殆先君使之也。命其臣前田某。送於日田。故追而藏焉。

嘉永壬子孟秋

行事諸人敬誌

大四郎は明和七（一七六〇）年六月十四日武州葛飾郡において、幕臣粟津又左衛門清喬の次男として生まれた。清喬は寛延二（一七四九）年に家を継ぎ鳥見役、天明五（一七八五）年五月二五日に二條御鉄砲奉行になっている。粟津家系譜は図のとおりである。

栗津家系譜

栗津清之——清一——清房

又左衛門清喬

初め長四郎、助五郎、栗津喜左衛門清永の男、清房の養子となる

天明六年五月十三日歿・六十四歳、鶴寿院殿是翁日量居士

兵左衛門清郷——安太郎清名

初め大助、文化元年八月五日歿・四十六歳

是法院殿相生日體居士

大四郎惟寅

初め秀五郎、塩谷平四郎奉正の養子となる

所左衛門政博

初め清祥・留蔵、三島所左衛門定賢の養子となる

弘化四年正月廿二日歿・七十歳、法幢院殿積慧日和敬大居士

又五郎

天明七年三月五日歿、善種童子

女子

女子（いさ） 兄塩谷大四郎に養はれて山本静祐へ嫁す

弘化四年七月廿六日歿、七十一歳、松寿院殿妙栄日昌大姉

女子（しげ） 兄大四郎に養はれて宮城忠右衛門へ嫁す

弘化四年七月十九日歿、光耀院積尼良信

大四郎は天明八（一七八八）年十一月二五日十九歳の時に塩谷家の養子となった。塩谷家の先祖は宇都宮官兵衛朝業から出て寛文年間に塩谷又兵衛保正が將軍家綱に仕え、大四郎の父平四郎奉正は保正から四代目になる。（6）

大四郎は寛政四（一七九二）年正月二六日御勘定となった。切米百俵であった。翌寛政五年九月二七日に参向公家衆賄向取締御用を命じられた。同六、七年と引続いて同御用を命ぜられている。同七年四月二日養父の平四郎奉正死去により、同年八月三日奉正の跡を襲った。寛政八年正月十四日には御勘定吟味方改役となり、三月六日に日光東照宮及霊屋の修覆御用、同十年に日光諸堂社修覆御用を勤めている。（7）

寛政十二（一八〇〇）年三月一四日、大四郎は丹後国久美浜代官となり丹後・但馬五万石を預けられた。（8）同年八月三日に江戸出発、久美浜の陣屋到着は同二三日であった。右任地での在任期間は一三ケ年、その間文化二（一八〇五）年五月二一日に美作国一万石が増地となり支配所は六万石になった。（9）

文化九（一八一二）年十二月二五日大四郎は摂津播磨へ支配所が変った。支配高は六万石、役所は大坂谷町にあった。さらに同一二年四月二四日大坂堤奉行廻船改兼御蔵取締を兼任した。

文化一三年八月二九日、彼は豊前・豊後・日向の天領十萬石を治める日田代官に任命された。日田着任は同一四年十月二五日。（10）同年十一月二一日に肥前唐津における領主水野左近将監から小笠原主殿頭への所領替の業務遂行の命を受ける。その功により支配地は肥後天草五家荘を合せて一六万石になった。文政四（一八二一）年二月参府、同五月二二日西国筋郡代に昇進し布衣となる。（11）

天保六（一八三五）年八月、大四郎は讒言により召還された。冤罪判明により翌七年二月二四日二丸御留守居になり、九月八日牛込の屋敷で病没。行年六八歳。谷中妙情寺に葬られた。

日田在任中の文政六（一八二三）年十一月八日、長男捨五郎正路は二三歳で両御番に入り、同八年一二月に西丸御

納戸を命ぜられ布衣となった。嘉永六（一八五三）年九月に本丸御小納戸就任、安政二（一八五六）年同頭取格、同四年六月二七日に御納戸頭取となって禄高一五〇〇石。元治元（一八六四）年五月六日隠居。後嗣は西丸御納戸菅谷上野介政徳の五男新八郎を養子とし、捨五郎正是となる。正是は安政六年三月御小姓から御小納戸となった。

明治維新後塩谷家は徳川亀之助に従い静岡へ移った。正路は同地で明治七年五月九日七四歳で病没、貞松山蓮永寺へ葬られる。間もなく一族挙げて東京に帰り、正是は同一二年十月三日東京牛込で死去、谷中妙情寺に葬られた。塩谷家系譜を示す。（12）

塩谷大四郎は微禄の旗本の家に養子に入り、代官となり更に郡代に昇進、最後は二丸御留守居になった。旗本としては異例の出世をした。

郡代・代官は勘定奉行に統轄され、支配地は功績が増すに従い広くなった。郡代は四〇〇俵、代官は百五〇俵を定額の役高とする。各人により世禄に差があるが、それが役高より高い場合にはそのまま、世禄が役高より少ない場合は在職中不足分を支給される。また任地により、本来の職務の他に鉾山・堤防・米廩取扱い等々の副職を兼ねる場合があり、世禄・役高に関係なく役料として二、三百俵く千俵が支給された。その他に代官・郡代は役高・役料以外に、支配地の石高に応じ諸入用を給与せられた。これで手附、手代の給料及びその他一切の公務を賄った。代官に任命されると御役拝借金二五〇両、任地への旅費、支度金二百両、役所建設（江戸私邸内）費六〇両を貸与された。全て年賦返済が条件であった。

塩谷の最初の任地久美浜は、手代数一五名（江戸詰七人、久美浜詰八人）。俸禄は役高一五〇俵。（13）このうち五〇俵は足高である。着任直後の支配地が五万石であるから諸入用は六二〇両であった。文化二年の増地により役料は七三四両となった。

鹽谷家系譜

鹽谷兵衛尉朝業・周防守朝親：日向守義繼
 宇都宮左衛門尉成綱次
 男下野國鹽谷郡を領す
 天正十八年家法授替
 慶長三年十月朔日
 親五十二歳

初代
 伊兵衛保真一又兵衛保正一平八郎吉正
 保真三男 保正三男
 投替後鹽谷郡奥に下野にて生れ後江平年につき一代名字水戸に出で、櫻田御殿御膳物方
 戸に出で、櫻田御殿御膳物方
 寛永二十年冬十四歳御所に召抱へ、同心寛永六年四月廿一日歿
 日歿
 らる、日歿忠性院義邊日宗
 歿年葬地不明
 谷中妙情寺葬

三代
 八六夫明正
 初め平八郎吉正
 寛永六年西丸御膳物方同心
 寛延三年御制定
 寛延三年御制定
 寛延七年進階を繼ぐ
 寛政七年小普請入
 寛政七年四月二日歿七十七歳
 廣大院殿法心日蔭居士
 谷中妙情寺葬

四代
 平四郎奉正
 初め佐助、明正領
 寛延三年御制定
 寛延七年進階を繼ぐ
 寛政七年小普請入
 寛政七年四月二日歿七十七歳
 廣大院殿法心日蔭居士
 谷中妙情寺葬

五代
 大四郎正繼
 初め秀五郎、繼寛延三年右衛門清勝の次男
 天明八年十一月廿五日奉正の養子となる
 天保七年九月八日歿、六十八歳
 唯一院殿慶壽日蔭居士谷中妙情寺葬

六代
 八左衛門正澄一女子
 次男 (奉正の養女となる)
 大岡出雲守家臣となる
 天明六年八月廿五日歿
 深養院吉頼日蔭居士
 谷中妙情寺葬

七代
 山下玄高
 三男、町醫師となる
 寛政十年三月廿三日歿
 九十六歳、兼養家信士

女子(かね)
 奉正の養女となり大四郎の養となる

女子(窓)
 源井能之丞忠法の養女となり源井能之丞忠信の養となる
 弘化三年八月廿一日歿
 六十七歳
 高麗院佛堂加藤大姉

秀之助正房
 鐵之丞
 寛政六年奉正の嗣となり
 早車
 天明六年十月十六日歿
 三十三歳
 本雅院殿秀壽日蔭居士谷中妙情寺葬

女子(通)
 天明七年三月二十七日歿十九歳
 末養院妙辨日蔭大姉谷中妙情寺葬

次男
 病者の故に嗣たらず寛政三年九月廿三日歿
 了心院通玄日蔭居士谷中妙情寺葬

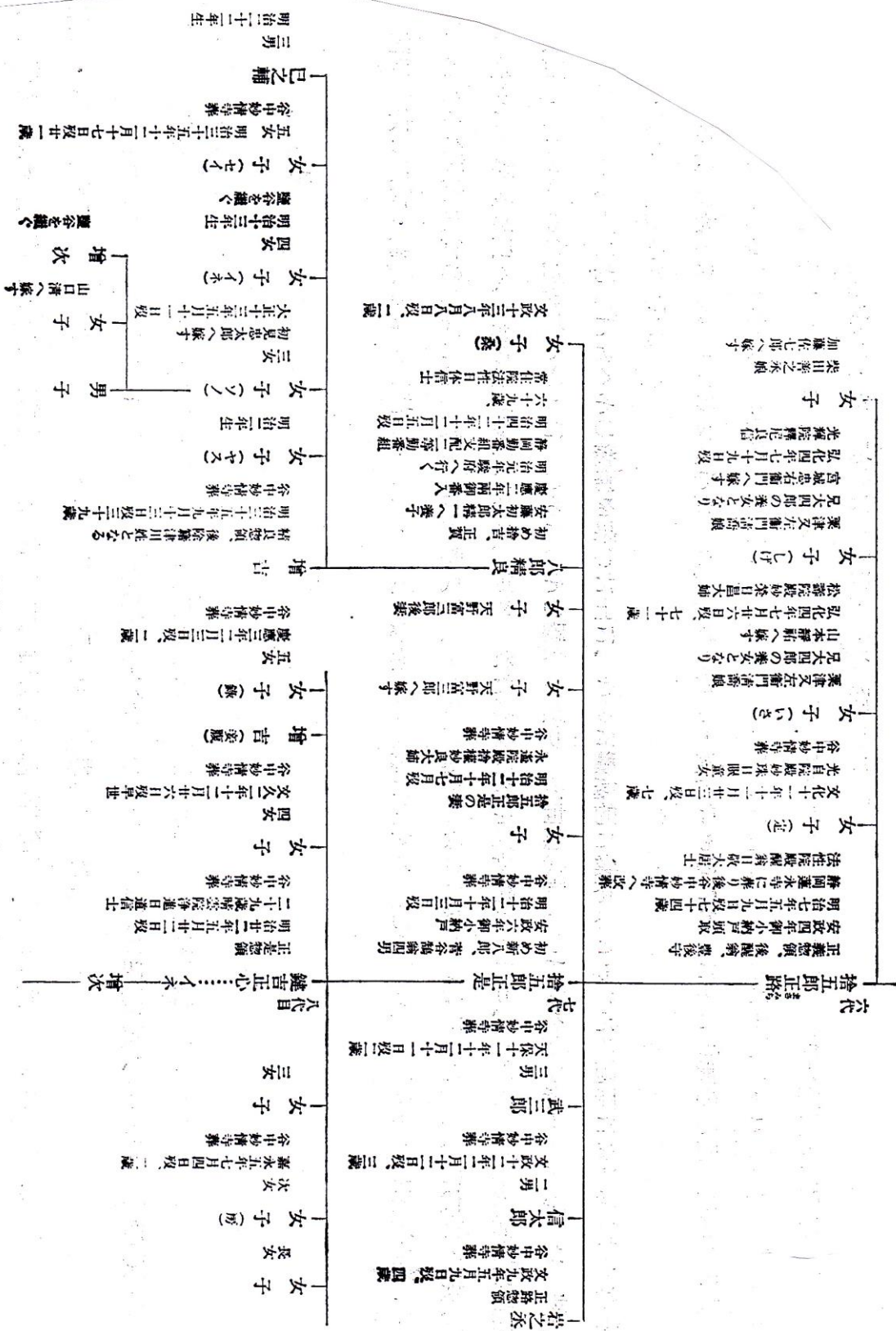
女子
 鹽谷正澄の女
 奉正の養女となり安藤國重養正一へ嫁す
 天明七年六月七日歿廣賢院

女子
 中村後右衛門孝那の女
 奉正の養女となる

女子(かね)
 鹽谷正房の女
 奉正の養女となり大四郎の養となる
 天保十一年八月廿九日歿六十四歳
 進徳院殿妙道日蔭大姉谷中妙情寺葬

九郎右衛門正澄
 三男、初め梅五郎、繼
 錦木三次郎正昌の養子となり後備前守となる
 天保九年十二月十二日歿
 正徳院殿登道日蔭大居士

八五郎
 四男
 天明八年四月四日歿
 領祿院威謙日蔭居士谷中妙情寺葬



六代目 継吉正心……ノ末 増次

文化九（一八一二）年撰津・播磨（役宅は大坂谷町）へ場所替になった。支配石高は前任地と同様六万石、役高一五〇俵、役料六六〇両八四人扶持であった。文化一二年四月二四日、彼は大坂堤奉行廻船役并御蔵取締を命ぜられた（この役は撰津・播磨・河内・和泉代官の兼任）。この役料が八〇両一五人扶持であった。文化一三年八月二九日日田代官になった当初支配地は十万石、役高は四〇〇俵、諸入用金一四〇〇両一四〇人扶持であった。文政四年五月布衣・郡代に昇格、役高五〇〇俵（内四〇〇俵は足高）になった。

注

（1） 塩谷正義関係文書としては、（一）「塩谷増次氏所蔵文書」、（二）「日田廣瀬家文書」、（三）「豊後高田興隆寺所蔵文書」がある。

（2） 塩谷正義関係碑文としては次のものがある。（一）「塩公垂澤碑」文政九年正月、佐賀県松浦郡大川野村。（二）「陰徳倉記」文政十二年、大分県日田市。（三）「盲人養育田之碑」天保五年、大分県宇佐市乙女。（四）「故府尹塩谷君之碑」弘化年間、日田市。（五）「呉崎新墾碑」明治十三年、大分県豊後高田市。（六）「千早新田碑」天保五年、福岡県糸島郡前原町。（七）「孝経石」嘉永二年、日田市。（八）「婦安碑」文化十五年、日田市。

（3） 豊後高田市大字呉崎、産土神社境内に昭和十一年建立された。

（4） 「塩谷神社」、天保年間に右産土神社境内に建立された。

（5） 豊後高田市大字呉崎不動庵は、呉崎新田起工に当り、塩谷正義が英彦山から勸請した不動明王像を祭っている。彼の死後、村民は彼の位牌を不動庵に祭り、現在でも毎年一月二七日法要が行われる。又大分県宇佐市乙女の千光院にも塩谷の

位牌が安置され、明治末年まで盛大な祭事が行われた。

(6) 塩谷家系譜は、塩谷増次氏所蔵文書中の「系譜」(寛政十一年十二月)、「先祖書」(弘化二年十二月)、「過去帳」による。

(7) 谷中妙情寺にある同家墓所は久美浜出發直前に建立された。

(8) 『京都府熊野郡史』大正七年、31頁

(9) 安藤博『徳川幕府縣治要略』43、44頁

(10) 日田郡農会編『民政家塩公事歴』は大四郎任命から着任までの一年二ヶ月の空白に疑問を投げかけ「任命後直ちに九州に潜入、諸藩を探偵す」との宇佐地方の伝承をとり上げている。最初の任地久美浜にも「塩谷代官、姿を変え支配下の政情視察」とのいいたえがある。大四郎にはこの種の伝承が多い。

(11) 安藤博『前掲書』100頁

(12) 塩谷増次氏所蔵文書「系譜」、「先祖書」、「過去帳」より作成。

(13) 『京都府熊野郡史』60頁、「縣治要略」100頁

二 塩谷大四郎の業績

江戸時代の代官・郡代の職掌は地理・租税・出納・警察・裁判等に関する諸務を掌り、それは天領の民政全般に及ぶ。(1)これを久美浜代官の時代には一五名、日田時代には二十数名で処理しなければならなかった。一般に代官・郡代の職は余りにも職域が広く、職務量が多いために、定められた職務内容を死文化させたり、一部にのみ業務活動の範囲が限定されたりするのが実状であった。さらにはその職務を誤り、後世悪代官として名を残す者も数多かつた。塩谷大四郎は各職掌分野においてよくその義務を果した上に、さらに積極的に業務外ともいえる範囲にまで活動を拡大し、めざましい業績を残した。

代官・郡代の最大の任事は年貢の収納であった。それを安定・確実なものにするために公営の堤防・用悪水の圪樋・橋梁等の維持・修繕するのが彼等の義務であった。日田役所管内には、過去に着工され未完のままに放置されていた施設が特に多かった。中でも日田地方の小鹿瀬井路、隈川通船、豊前駅館川右岸灌漑、豊後大野川々口附近の治水が日田代官所設置以来の課題であった。塩谷はこの工事を再開した。塩谷はさらに九州北部で大規模な干拓事業を開始した。

(一) 小鹿瀬井路

文政六(一八二三)年塩谷は、筑後川上流日田郡上井手村字尾ヶ瀬に堰を構築し、同地から豆田まで通水する小鹿

瀬井路を完成した。この工事には高度な治水技術が施された。中でも取水地附近及び田島村に至る途中の山間部での地下貫穿が難工事であった。各村への労役と出銀が重く、さらに難工事による死者続出が、工事中の一揆さえ起す危険を生じかけたが同八年四月竣工した。(2) 井路完成により灌漑区域五百町歩の水利が改良され、新しく開田された水田は四〇余町歩であった。

(二) 白岩用水

豊前国宇佐郡駅館川右岸灌漑のために、上流妙見山附近に堰を設け取水する施設は、宝暦元(一七五一)年白岩用水として着工されたが数年後には放棄されている。その後文化十一(一八一四)年再興されたが、八年間の努力にもかかわらず中断されていた。文政十二(一八二九)年塩谷はこの工事を再開した。後の記録が「文政十二年…日田郡代塩谷氏幕府ニ以聞大挙シテ舊渠ヲ修治シ新渠ヲ開闢シ延テ海岸新田ニ達セントス此業前後十一年ヲ経過シ亦成ラス於是乎水路々遠疏導スル所ノ山谷險難相称シテ人力ノ及ハサル所トシテ中廢セリ」と伝えるように(3)、同工事は中断する。宝暦以来の同井路の目的が駅館川下流右岸十五ヶ村九四町歩の灌漑であったのに対して、塩谷の計画はそれに加えて、後述の文政七年以来推進されてきていた海岸の干拓地の用水の確保のためであった。北鶴田、南鶴田、伊和保、久兵衛各新田計画は廣瀬井路の完成を前提としてすすめられていた。今回は前二回の工事とは違って、取水堰および水開の構築法、暗渠の掘鑿、掛樋等の多くの技術的工夫がこらされた。その結果一五ヶ村古田には一応通水することが出来たが、それも満足のいくものではなく、相変わらず早損はなくなかった。四新田には全く水は届かなかった。文政末から天保初年にかけて宇佐地方に出張、陣頭指揮することの多かった塩谷の最大の関心は、天保三

(一八三二)年に一応完成しながら通水が思うままにならない同用水であった。(4)だが改良工事は遅々として進まず塩谷召還後の天保九(一八三八)年に中断されることとなった。なおこの用水の名称はこの時点では白岩用水とよばれた。現在「廣瀬井路」とよばれているのは、同用水の取水地が駅館川上流廣瀬村に変わったことと、同工事の推進者廣瀬久兵衛、源兵衛父子の功を残すためにその姓によったと伝えられる。

(三) 日田川通船

文政八(一八二五)年四月、塩谷は隈川通船工事に着手翌九年一月に竣工し、竹田河岸が設置された。併行して花月川通船工事が着手され同八年十二月中城河岸が開設された。

九重山系から発する玖珠川・大山川は日田盆地で合流して三隈川となり筑紫平野に入って筑後川となる。このうち近世の舟運は馬原から下流で行われた。馬原河岸から竹田河岸の通船を「玖珠川通船」、竹田河岸・中城河岸から関河岸の間を「日田川通船」、関河岸から下流を筑後舟(元舟)と称した。

近世初頭から、舟運の開設は日田代官所の懸案であった。日田郡の貢米の一部は長崎御詰米として、延享年間より関河岸に集荷して舟で積出した。だが玖珠、日田各地から荷駄による米の輸送には多大の費用がかかった。両地方に通船が開ければ輸送費は大幅に軽減できる。ところが地元には強い反対論があったために、歴代の代官・郡代も許可をせずにこの時代まで着工されなかった。(5)当時日田商業は隈川に沿う隈町と花月川沿いにある代官陣屋隣接の豆田町の二つの中心に分かれていた。掛屋、御用達商人も両町に集中していた。隈川と花月川では前者の方が水量多く川幅が広いため河岸の立地条件はよかった。だが豆田側は、隈町に河岸が設けられることは豆田町商業の衰退を招く

と考えた。そこで妥協案として両所に河岸を設けることが提案されたが、これも豆田側を納得させることはできなかつた。先に述べた塩谷による小鹿瀬井路の完成がこの問題の解決の契機になった。農業用水としての同井路の排水が花月川の取水不足分を補って通船のための水量確保ができたからであつた。豆田町商人は通船開始に同意した。(6)

通船開始後の両河岸には、それぞれ二六艘、計五二艘の川舟が配置された。舟の所有者はこの河岸開設の推進者であつた山田半四郎(竹田河岸、二〇艘所有)及び廣瀬久兵衛(中城河岸、一五艘所有)を中心に、工事に協力をした商人が殆んどであつた。(7)工事の船大工、川掘人足は肥後熊川掛から招かれた。船頭は主に附近農民の兼業と専門の舟乗雇人によつた。

河岸開設後の両河岸の荷物取扱ひ量は、一年間で「一、丁銀六拾五貫文、積銭是ハ御廻米一万六千五百石、老艘七石積に、船数式千式百艘分。一、同三拾貫文、積銭、是ハ売荷艘壹ケ年凡五百艘ト見込壹艘ニ付銭六拾文宛」となつてゐる。(8)

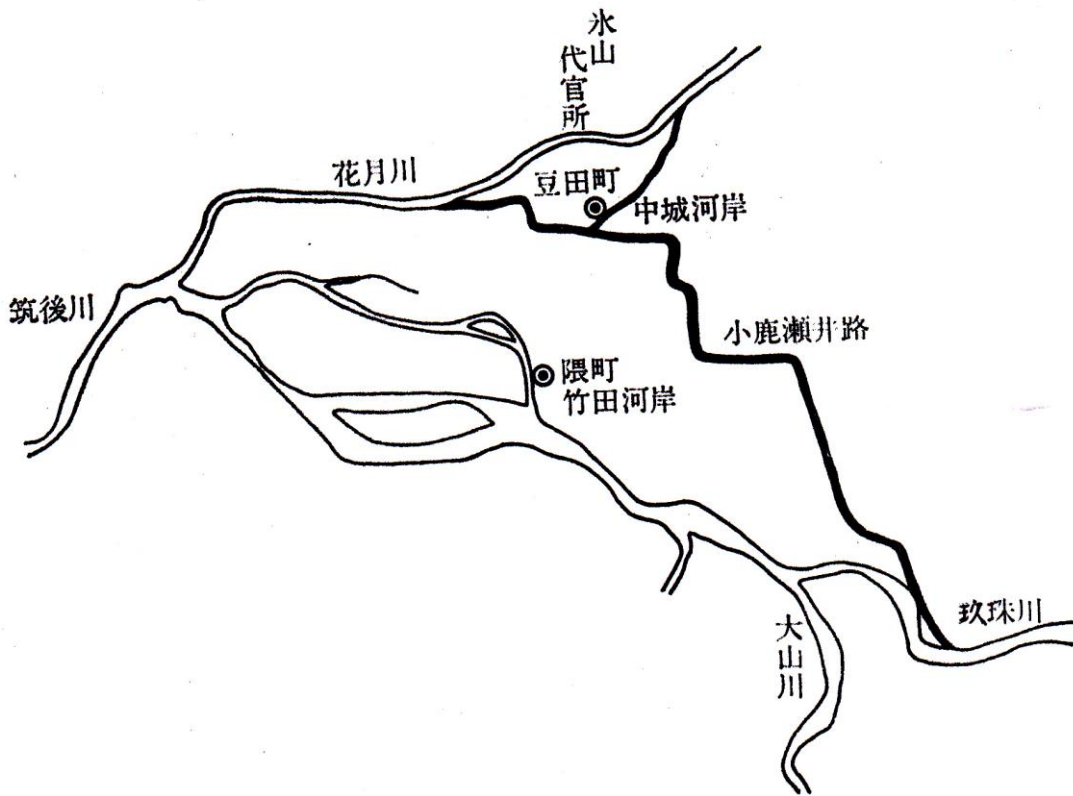
(四) 大野川通船

文政二(一八一九)年塩谷代官は大野川通船を誘導した。彼は大坂との交易港であつた大野川々口の乙津港を中心に天領の振興を図るため、廣瀬久兵衛その他の日田商人を使い、同川上流を掘鑿、岡藩領内に河港を設置させる計画を進めた。だが大野川は河口部を除いて大部分が私領である。大野川は直入郡に源を發し、岡城下を流れ、大野郡を下り別府湾に注ぐ。流域の直入郡に属する部分および大野郡岩戸までの両岸は岡領である。残る大野郡流域のうち岩戸から下流左岸も向野を除く全てが岡領であるが、右岸の全部と左岸の向野は臼杵領である。大分郡に入ると右岸の

ほとんどが臼杵領であり、左岸に細分化された熊本領、延岡領、臼杵領、天領が交錯していた。これら諸藩のうち事実上大野川通船を行って利害が絡むのは臼杵、岡両藩だけであった。日田代官が直接支配下に置くことの出来ない大野川通船に熱心だった理由は一、両藩が上流に河港を開設することにより河口の乙津港が栄える。二、さらにこの段階で日田商人達は両藩の御用達商人として藩経済に深く参画しており、通船計画のような大事業は彼等の手でしか遂行できなかったことによる。故に塩谷代官は日田商人をして両藩の通船に協力させることによる間接的利益を求めたのであった。

この計画に積極的であったのは岡藩であった。同藩の藩米の大坂積出港は大野川々口三佐にあった。ところが三佐までの陸路は距離が長く、その上他領を通過しなければならない。荷駄による陸路は舟運に比べ費用がかかる。領内産物の大坂移出量が増大するとともに大野川上流に積出港を必要としていた。同藩では、かつて大野川筋において宝暦年間に同藩領東北端の犬飼から下流の通船工事を行ったことがあった。これは採算上の理由で放棄された。この時の施設の一部を利用して、さらに上流に河港の設置が計画された。

一方臼杵藩は大野川通船に反対した。同藩が行うことは勿論のこと、岡藩が行うことにも拒否の姿勢であった。反対理由は臼杵城下に集中している領内産物が、同城下に入らなくなり城下の商業が衰退して津役銭の収入があっても損失が補いきれないということであった。水運を開く場合、沿岸の各領主の同意を得なければならない。塩谷代官は、臼杵藩御用達をつとめる日田商人日隈彦助、俵屋幸六、廣瀬久兵衛を派遣して臼杵側と交渉させ最終的には同藩の同意を得た。これを機に犬飼―別府湾の通船が開始された。後に臼杵藩も政策を変更細長―別府湾の通船を行う。(9)



小鹿瀬井路及竹田、中城河岸図

(五) 駅館川通船

文政五(一八二二)年十二月塩谷郡代はそれまで通船の行われていなかった駅館川において、水運中心に商品流通の整備を誘導した。同一二月、四日市拝田実左衛門から日田役所へ駅館川通船の願書が提出され、それを受けた日田役所は世話掛として四日市治左衛門と廣瀬久兵衛を任命、この一件の調査と調停を命じた。通船に当って平田井手、辛島井手の乗越が問題となった。駅館川通船と両井堰とは利害相反する関係にあり、当然下流灌漑地域の農民からは強い反対が起っても当然であった。実左衛門は治左衛門、久兵衛の助力を受けて森山村、城村、吉松村、高家村、上毛北村、下毛北村、畑田村、川部村、江崎村、中原村、闇村、石田村、別府村、桶田村、法鏡寺村を説得、翌六年井堰乗越の協定が成立し、これ以後駅館川通船は開始された。(10)

注

- (1) 江戸幕府代官・郡代の職務の詳細は安藤博『前掲書』112頁〜115頁に詳しい。
- (2) 廣瀬家文書『廣瀬久兵衛日記』『懐旧楼筆記』
- (3) 「侯爵松方正義卿実記」第4巻
- (4) 廣瀬家文書「辰年廣瀬久兵衛日記」
- (5) 「辰四月申送書」
- (6) 「同書」

(7) 廣瀬家文書「通船要用留」

(8) 「同文書」

(9) 大野川通船については土谷よねさく「大野川通船について」(『大分県地方史』3所収)。三浦忍「近世豊後の川船資料」

(大阪府立大学『歴史研究』第10号所収)。西江錦史郎「大野川通船紛争について」(大東文化大学『東洋研究』第59号所収)。

(10) 廣瀬家文書「駅館川通船一件」

三 塩谷大四郎の新田開発事業

(一) 塩谷大四郎の新田開発

塩谷は文政七（一八二四）年以後九州天領の海岸地帯で大規模な干拓を行った。その事業に多くの天領商人が参加した。

豊後日田には寛永一六（一六三九）年に代官陣屋が置かれ、寛文五（一六六五）年から同六年、および天和二（一六八二）年から貞享三（一六八六）年までの短期間に大名領であったのを除けば、九州天領支配の中心として又全九州の軍事的統治の要地として幕末に至る。

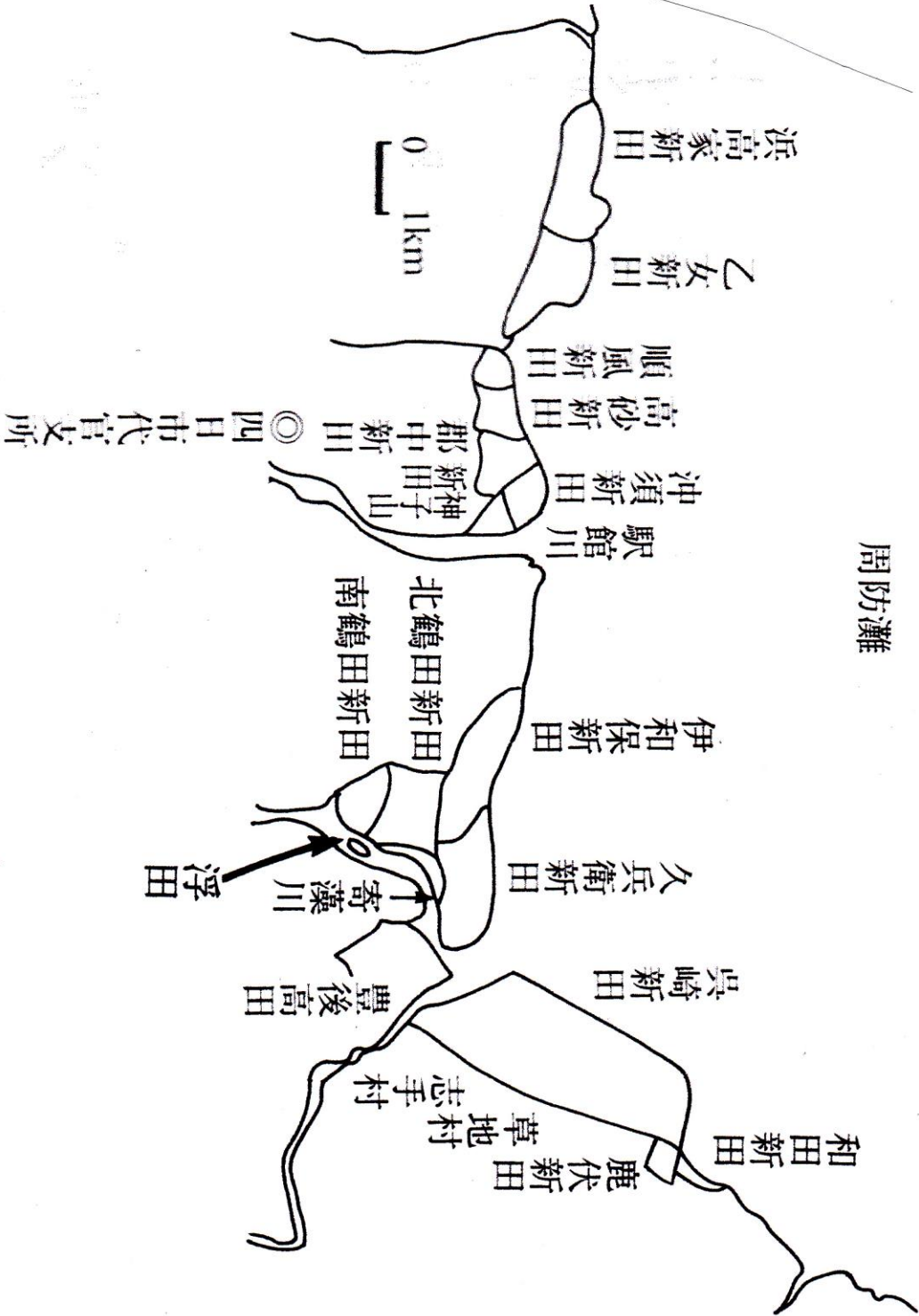
日田には近世初期から多数の商人がおり、彼等は九州天領全域の年貢米を扱う掛屋を中心に活発に商業活動を行っていた。一八世紀に入ると油、醤油、酒の製造販売を通じて急速に資本蓄積を進めた。さらにこの時期になると、この地方にもいわゆる享保改革の農業政策が浸透し、農業再建を中心にした商業金融政策が実行される中で、高利貸商業資本が育成された。千原家、草野家、森家、廣瀬家等が典型的日田商人として発達する。

塩谷郡代は、(一) 新水利の設置による旧田畑の再興、(二) 海岸線干拓による新田畑の開発、(三) 主要河川開鑿による水運の開設、(四) それを利用した農産物の商品化による経済発展政策を豊前、豊後全域で非天領をも含めて推進した。その協力者として彼は日田商人を利用した。御用達商人は塩谷郡代の政策の実行を担当した。その中でも特に六代久兵衛の経営する廣瀬家が他の日田商人を制して急速に事業を拡大してゆく。塩谷郡代の事業への全面的、積極的協力が廣瀬家興隆の理由である。

第一表 塩谷郡代による開発

開 発 箇 所	着 工	完 成	海岸堤防 (間)	反 別 (町 歩)	高 (石)	費 用 (銀・貫)
新田(豊前字高家村地先)	文政9年	天保3	750	23	61,518	141
新田(豊前字乙女村地先)	文政9	天保2	1,037	12.9	110,626	127
新田(豊前字乙女村, 住江村地先)	文政9	天保10	723	18.5	184,504	361
新田(豊前字乙女村地先)	文政9	天保10	337	12.7	51,269	76.3
新田(豊前字住江村地先)	文政9	天保4	646	12.7	138,508	18.2
新田(豊前字沖須村地先)	文政9	同 年	345	2.4	20,658	17
新田(豊前字沖須村, 沖須村地先)	文政9	同 年	1,395	16.7	145,831	229
新田(豊前字中須賀村, 蟻木村地先)	文政9	同 年	937	14.1	117,157	895
新田(豊前字松崎村, 佐々礼村地先)	文政7	同 年	434	13.1	102,203	107
新田(豊前字松崎村地先)	文政10	同 年	2,060	70	10,954	460
新田(豊前字松崎村, 佐々礼村地先)	文政9	同 年	540	6.5	37,236	51
新田(豊後国志手村地先)	文政11	同 年	4,000	350	64,810	1,320
新田(豊後国東郡草地区地先)	文政11	同 年	1,000	16.8	63,623	198
新田(豊後国東郡金屋村地先)	文政12	同 年	1,145	2.1	17,114	21.7
新田(筑前怡土郡加布里村地先)	天保4	同 年		40	251,141	97.6

周防灘



第一図

計画段階では九州北部の天領、私領全部が対象となった。候補地は加布里、松山、二崎、蓑島、八屋、宇之島、三毛門、高浜、小祝、田尻、和間、今津、布津部、下庄、高家、乙女、住江、沖須、中須賀、松崎、佐々礼、蜷木、水崎、志手、草地、金屋、榎海、榎木、鬼籠、下岐部、深江、真那井、萩原、原津、松山、原、久瀬ヶ瀬、家島、津志川内、木立、城内、とやしま、長洲、早米木の各村及び大牟田川々口であった。このうち支配下の豊前国宇佐郡と隣接の豊後国西国東郡に努力が集中され、第一表に示すように浜高家、乙女、高砂、順風、郡中、沖須、神子山、南鶴田、北鶴田、伊和保、久兵衛、呉崎、鹿伏、和田の一四新田および筑前怡土郡加布里の千早新田が着工された。(1) 天保六(一八三五)年まで完成した一五新田のうち、筑前怡土郡の加布里村新田を除く一四新田の位置は第一図のようになる。次にその完成時の概略をみる。北鶴田新田以外の一三新田すべてが「文政八年正月大縄御丁張」(2)とあるように同時に実行に移された。

新田引請の型は、いわゆる町人請新田であるが、さらに引請人の構成から(一)個人請新田(高砂新田、神子山新田、伊和保新田、久兵衛新田、北鶴田新田、南鶴田新田、和田新田、鹿伏新田)、(二)村請新田(浜高家新田、乙女新田、順風新田、沖須村新田)、(三)郡中請新田(郡中新田、呉崎新田)に分類することができる。

一四新田の総面積は五五〇町歩(実測は一、二〇〇町歩ともいわれる)、最大面積は呉崎新田の三五〇町歩、最少は和田新田の二町一反歩であった。

堤防総延長一四、三四一間、工事竣工までの総費用は銀四、一八八貫とも八〇万両ともいわれている。(3)費用は一、引請人の自己資金、二、領主からの貸付金、三、借入金で賄われ、幕府及び諸藩からの補助金はなかった。引請人は費用調達に苦心をし、一部では大規模な頼母子講も利用された。引請人は支配下の商業資本が多かった。

新田の工事竣工(一応外堤が完成し、潮止が完了した時点)までの総費用は銀四、一八八貫目、個別的に、最大は

吳崎新田の銀一、三二〇貫目であり、最小は沖須村新田の銀一七貫目である。費用の負担は個人請、村請、郡中請の區別にかわりなく全額引請人の負担になった。資金調達は(一)引請人の自己資金、(二)領主(天領の場合は日田郡代)からの貸付金、(三)その他の借入金から構成されていた。(二)の公的な貸付金は全新田へ支給されている。ただこの場合貸付金の全工費に占める比率は一定ではない。最も比率が高いのは浜高家新田の二六%である。

各新田の引請人すなわち出資者は村請の場合以外は日田郡代支配下の天領及び、完成後の新田帰属領主支配下の商業資本家が多い。ただ彼等は、引請人あるいはその惣代として文書に署名する場合は、たとえば久兵衛新田引請人の廣瀬久兵衛の場合のように「豊後国日田郡中城村庄屋廣瀬久兵衛」と記す。久兵衛は資産の一部に質地地主として集積した田畑を所有し庄屋を兼ねていた。一新田の「掛り」を勤め工事遂行の一切を支配する御用達商人が、別の新田の引請人になる場合が多い。たとえば郡中新田の引請人惣代宇佐郡上田村庄屋俊蔵は沖須村新田の「掛り」を勤めている。なおこれら引請人達が出資する資金は自己資金の割合が高いが、この中には「頼母子講」等の金融資本としての信用力を利用した資金も含まれている。

新田の鋤下期間は一〇ケ年である。これは着工、竣工の時期に関係なく「大繩御丁張」の文政八年から起算する。ただし久兵衛新田の場合は例外で二〇ケ年である。これは作物の不成育を理由に郡代に願い出て一〇年間の鋤下延期を許されたからである。

出百姓すなわち新開拓地に小作人として入植する農民には住居、農具、食料その他が無償で提供された。小作人一軒当りの配分土地面積は一応一町歩が基準になっている。耕作地が極端に少なく田畑の耕作だけで生計を立てられない場合には、副業として製塩業を営むことになる。新しく入植した小作人達の出身地は、近接村落あるいは引請人の縁故の村々とはかぎらない。たとえば久兵衛新田の場合、六名の出百姓の出身地が豊前二、周防二、豊後一、伊予一

となっている。また小作人の耕作地は複数の新田にまたがる場合がある。同じく右の六名の農民全部が隣接の伊和保新田の小作地に耕作に入っている。

通常新田開発を行う場合には、先ず最初に水利を確保してから、その利用範囲内で開田するのが鉄則である。用水確保をせずに開拓工事を断行したのがこの干拓の一つの特徴である。天保七年の段階で一四新田全部が天水に頼っている。これには二つの理由がある。第一は呉崎新田、高砂新田、乙女新田、浜高家新田では最初から塩田事業が主で、農業生産は従であったことである。第二は計画段階で利用する予定の水源が田畑完成段階で使えなくなったことである。南鶴田新田、北鶴田新田の場合は、駅館川上流廣瀬村に堰を築いた白岩用水（廣瀬井路）を利用する予定が工事の失敗で通水できなかったためであり、伊和保新田の場合には、同じく駅館川下流嶋原領高森村に堰を築き水路を引く予定が、これも工事に失敗した。久兵衛新田の場合は隣接の佐々礼村の溜池の利用をめぐり地元村との折合がつかなかった。明治時代に至るまでこの四新田は用水の確保に苦しみ、幾度か水利工事を試みるが失敗を重ねる。その困難克服のため一方では呉崎新田の塩田事業のために導入された播州赤穂あるいは防州三田尻の製塩技術を使用して製塩業の移殖の努力が続けられる。

右のように井堰構築技術が成功に結びつかなかったのに対して、干拓のための外堤工事の技術は優れていた。海岸干拓においては、潮留用の海岸堤の構築が工事の困難の大部分を占める。この外堤の完成が工事の一応の竣工とも考えられている。そのため強い堤防を如何に経済的に作るかが工事担当者の関心であった。本工事のために近世後半の土木技術特に石垣を利用する治水技術において最も高い水準にあった備前から児島の石工が招かれている。完成した外堤は総延長一四、三四二間であった。堤防の海敷すなわち海側に面した側には石垣を積み、本石垣敷と称した。堤防の内側は土堤であり土砂敷とよぶ。平常浪の当る部分にはさらに石垣を張り出させる。これを腰巻敷とよぶ。浪当

りの強い箇所では石垣は二重になる。さらに危険な場所では潮・浪徐用の杭・柵が設置される。石垣と土砂敷の内側に棒杭が並行して打込まれその間に粘土が充填され海側からの漏水が防止された。第二図は伊和保新田の外堤の一部の構造であるが、各部分の数値の比率は必ずしも一定ではない。

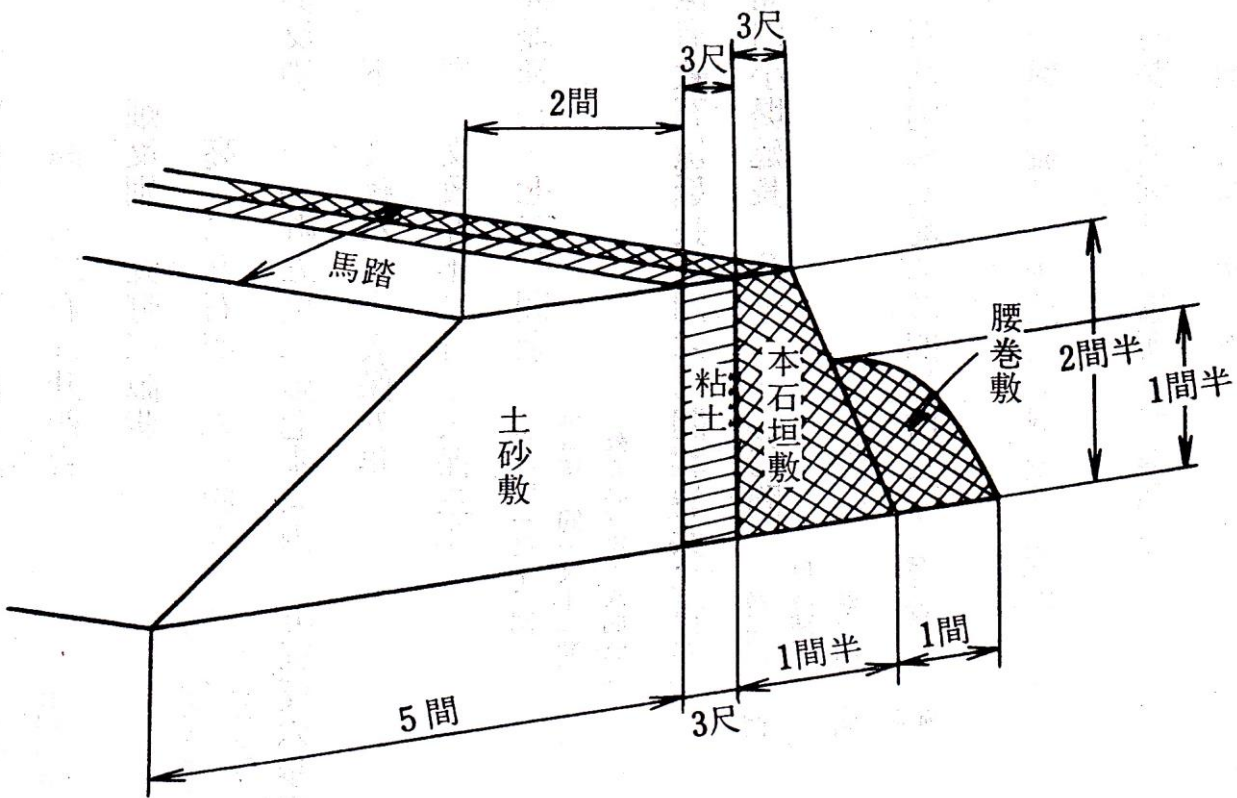
一戸当りの経営規模は一町歩であったが、生産力が低く塩業等の副業を営む場合もあった。計画段階から干拓地の一部を塩田に利用する予定であったが、白岩用水失敗の結果農業用水の確保が難しくなり塩業への依存は年々強くなった。出百姓の出身地は地元豊前、豊後は少なく周防、伊予、安芸等に及んでいる。

(二) 新田開発の協力者

西国筋郡代塩谷大四郎正義は文政七(一八二四)年、豊前・豊後海岸の新田開発を開始し、天保四(一八三三)年には十四新田が完成した。(4)

この開発事業には塩谷管轄下の日田役所、四日市支所の掛屋の多くが関係した。中でも日田の博多屋久兵衛、四日市の池田屋九郎兵衛、木下屋其助が積極的に協力した。掛屋は十四新田のどこかの「掛り役」として工事の監督をする一方、自らも資本投下して開発地主になった。萬屋次良兵衛の浜高家新田、木下屋其助の順風新田、乙女新田、池田屋九郎兵衛の高砂新田、博多屋久兵衛の久兵衛新田、弦屋七郎右衛門の神子山新田がその例である。その他天領の豪農・豪商がこの事業へ参加した。上田俊蔵の郡中新田、加登屋幸六・嶋屋弥六の伊和保新田、佐藤弥十郎の南鶴田新田、金井屋善左衛門の北鶴田新田、千原欣右衛門・渡辺保右衛門の呉崎新田であった。

第二図 外堤の構造



新田引請の型は、引請人の身分により（一）個人請新田（浜高家新田、順風新田、神子山新田、伊和保新田、久兵衛新田、南鶴田新田、北鶴田新田、和田新田）、（二）村請新田（沖須村新田、乙女新田）、（三）郡中請新田（郡中新田、呉崎新田）に分類することができる。（5）

なお日田掛屋のうち博多屋久兵衛、丸屋欣右衛門以外にはこの新田開発の引請人にはなっていない。その理由は日田商人達は「呉崎新開備用銀」として郡中請新田呉崎の開発資金を拠出していたからであった。この事業への資金の投下が商業資本にとって危険な賭であったことにもよる。また参加は強制されたものでなかったこともあり日田商業資本家はこの事業に積極的ではなかった。

塩谷郡代の経済政策は大規模な殖産興業政策であった。彼は政治の基本を「利」に置き、現実の商品経済の発展に対応した特産物の奨励等の積極策を主張する。さらに商業資本による営利の論理を認め、その蓄積した資本を農業・商業基盤に積極的に投資し、地域経済発展を図った。さらに河川開鑿を伴った舟運の開設を行い、豊前・豊後の内陸に位置して大坂市場への積出し港と陸運でしかつながらの悪い悪条件の下で生産を行っていた生産者に、輸送費軽減によるコスト引下げの条件を与え、さらに特産物の奨励を行い商品生産の発達を促進した。

塩谷の江戸転任後も、彼の事業に積極的に協力した豪農・豪商達は、この地域内で殖産興業に力を注いだり、近隣の諸藩に招かれ専売制や藩財政改革に業績を残している。

塩谷の新田開発事業への参加は、一応各人の自由意志で行われた。掛屋を勤めながら事業には殆んど関係しなかった日田の豪商もいた。この事業は採算のとれない効率の悪い投資対象であったために、参加資本家に多大の打撃を与えた。その結果家運が傾き没落をするものもあった。一方、打撃をうけながらも、そこで修得した実学的・経営理念的・経済政策的発想を後の事業活動に生かし大きく飛躍した人物もいた。前者に属するのが池田屋九郎兵衛と萬屋次

良兵衛であり後者に属するのが博多屋久兵衛と上田俊蔵であった。

池田屋は十七世紀末、宇佐郡住江村が中津小笠原領であった時代から農村金融資本として質地小作により土地を集積した。初代九郎兵衛の時代には住江村・乙女村内に一、〇〇〇石の所有地があり、塩谷郡代に協力した二代目九郎兵衛の時代から四日市役所の掛屋を勤めた。(6) 彼は高砂新田への投資で家業が傾き、失意の中に世を去ったと伝えられる。

萬屋は代々四日市村の庄屋を勤めた豪農で、代々次良兵衛を名乗り掛屋を勤めた。宗綱・綱任・綱峯・綱章の時代には農業の他に酒造業・運送業を営んだ。綱條の代に塩谷に協力、浜高家新田の引請を行った。綱任は地方農業指導書『農業日用集』の著者として知られる、この時代のこの地方きつての農業技術指導者であった。彼の代に掛屋に任命されている。綱條は浜高家新田の投資で財産を失い、新田完成後同新田経営を放棄、掛屋役を返上、事業を縮小して農業に専心した。(7)

博多屋久兵衛は塩谷郡代の最大の協力者であるとともに、思想・政策両面の継承者であった。久兵衛は塩谷退任とともに掛屋を辞任、家督を息子源兵衛に譲り、隠居する。後に府内藩の藩政改革を行う。その改革は塩谷の経済政策を基礎に発展されたものである。

上田俊蔵は天明四(一七八四)年宇佐郡上田村で出生、十八歳で父親死去により庄屋になる。天保十一(一八四〇)年「櫛徳分并仕立方年々試書」および万延元(一八六〇)年「櫛育口伝試百ヶ條」の著者として知られる櫛の品種改良、普及者であった。塩谷郡代は、「計数、経済に明るく、人物、手腕のしっかりしていることを見込んで」(8) 郡中、沖須村新田の工事の監督、經理の一切をまかせた。俊蔵は塩谷の新田開発には協力し、功績を残しながらも新田開発事業そのものは批判する。波岸の干拓は投下資本に対して利益の小さいこと、必ず農民の重い負担になることをあげ

ている。彼は商品作物の移殖と品質の向上による高値販売で生産者の利益取得を図った。彼は櫛に注目し品種改良により「群鳥」を生み出し、その栽培法を普及し、その栽培法を衡及し櫛育翁とよばれた。

また塩谷の事業に参加した金屋村庄屋南市郎兵衛は白岩用水の工事を担当した。この工事は失敗に終り、彼は老後の夢を白岩用水の再興にかけるが死去する。彼の息子南一郎平は博多屋久兵衛の援助を受け、慶応元（一八六五）年工事を再開、駅館川上流廣瀬村の取水口から本流の長さ二〇キロメートル、明治三年五月に完成した。途中日田県知事松方正義の努力で国営事業になり、完成した。松方は南の手腕を評価し明治八年内務省に出仕させた。以後彼は安積疎水、那須疎水、琵琶湖疎水の設計、指導にあたり、宮城・山口・茨城・兵庫・静岡・鹿児島の各地でも水利、道路、開拓工事にたずさわり、箱根、横須賀、東北、信越の各地で鉄道の建設を行っている。後年松方は「南尚が一生にやった仕事は、むかしの野中兼山、河村瑞軒、熊沢蕃山がやった土木工事をあわせたよりもはるかに大きな仕事をしている」と評した。（9）

松方は日田着任後名前を助左衛門から正義と変えるほど塩谷正義に心酔するが、その背景には塩谷退任後塩谷の感化を受け豊前・豊後の経済発展に尽した人々の影響は大きい。

天保四年六月一日から同年九月六日までの間、塩谷郡代は豊前・豊後・筑後・日向の新開予定地の見分を、幕府の勘定吟味改役並小林藤之助、御普請役直井谷彌六、同岡野雄之助その他十五名の立会の下に行った。

この見分旅行に塩谷と同行して、常に塩谷の身边にあつて一切の手配をしていた博多屋久兵衛は日記中に『新開場御見分御供諸用控』を著している。（10）この見分の目的はこの年までに完成していた十四新田のその後の状況視察と、この時点で計画段階にあつた新規埋立工事候補地の測量・調査と地元諸藩との交渉および出資者の募集であつた。

この旅行中塩谷郡代および博多屋久兵衛に接触した人々との交渉からは①開田事業をめぐる幕府・諸藩・民間の法

律・行政上の具体的な諸問題が明らかになり、②この開発事業に参画した豪農・豪商達の郡代支配所機構内での地位・役割および各人の個性が描き出されている。

今回の計画では、塩谷郡代が幕府権力を背景に諸藩に対して強圧的に藩出資による干拓を迫っており、各藩の担当役人がそれを回避するのに四苦八苦する有様が交渉の過程に描き出されている。またこの交渉をめぐり、宇佐郡の木下屋其助、池田屋九郎兵衛、萬屋市郎右衛門、嶋屋政右衛門（以上この時期の四日市掛屋）、加登屋幸六（後に四日市掛屋）、日隈彦助、上田俊蔵が頻繁に郡代の命を受け筑前・筑後・豊前・豊後・日向の各地を往来する様子が描き出されている。

さらにこの見分旅行中、一行は九月十五日から同二二日まで筑後大牟田に滞在、ここで一三二町歩余の新田開発の手配をしている。すでに同地には加納開村、早米来村の天領新開地が存在している。日田廣瀬家史料にはその後の経過についての資料がなく、また地元大牟田にも幕府の手による新田開発を示す資料は存在しない。もしこの計画が実行されているならば、干拓技術史の上でも、三河地方の干拓技術が駆使されて行われたとされる有明干拓に、豊前・豊後と同様備前地方の干拓技術が導入されていることになる。この点将来解明されなければならない問題である。

- (1) 西江錦史郎「塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発」(国士舘大学『政経論叢』37・38合併号所収)
- (2) 廣瀬家文書「辰年廣瀬久兵衛日記」
- (3) 「塩谷公事歴」では開田費用は一反につき一五両としている。
- (4) 同事業の概略については拙稿「塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発」に記載。
- (5) 乙女新田・郡中新田・呉崎新田は一部分をそれぞれの開発の惣代である其助・俊蔵・欣右衛門が個人で引請ている。
- (6) 『柳ヶ浦町史』昭和45年、同史刊行会
- (7) 宇佐市四日市、渡辺研氏所蔵文書
- (8) 『宇佐市史』昭和54年、同史刊行会
- (9) 『大分県の産業先覚者』昭和45年、大分県
- (10) 日田廣瀬家所蔵『廣瀬久兵衛日記』

四 塩谷大四郎の思想と学問

塩谷正義（明和七年生）が勘定方役人として活動した時期（寛政四〜天保六年の四三年間）は幕政が大きく動揺した時代である。松平定信による寛政改革の時期に勘定所入りをし、田沼時代の再来ともいわれた化政期が彼の活動の最盛期であった。寛政期と化政期という政策的には両極端の位置づけをされる、この政治的変動は塩谷に限らず幕府の経済官僚に如何なる影響を与え政策変更を迫ったか。寛政改革の中核になる政策は異学の禁止をはじめとする思想面における綱紀粛正、社会面における武士階級の文武精励と儉約の実行から始まる政治再建、経済面における農村復興と商業抑制であった。改革の攻撃目標は田沼政治全体であったが、田沼政権の政策の担い手は勘定吟味役、勘定組頭等であった。彼等が印旛沼の開発、貨幣改鑄、株仲間公認、蝦夷地開発、開国貿易計画等を立案し、実行した。これら実際の政治を動かした人々は幕臣の中では低い地位にあり、「日陰奉公」といわれた勘定方出身の微禄の士であった。これは譜代門閥幕臣の危機感を醸成することになり、田沼の罷免の後に勘定所機構は大幅な入替が行われ、政策は外面的には大転換する。寛政改革の経済政策は農村復興策であった。天明の大飢饉は自然災害ではあるが、その底流に農村人口減少による人為的災害があると考え、荒廃した農村再建のため本百姓を経営的に復活させる施策が実施された。これらの政策は従来田沼的農業政策に相反し対立する政策と考えられてきている。

塩谷大四郎は寛政改革の最中に新しく勘定所入りをした人物である。さらに彼は寛政異学の禁の後に正学と定められた朱子学を昌平坂学問所の岡田寒泉に学んでいる。いわば寛政改革の典型的な推進者の役割を担っていたと考えられる。

塩谷の農業政策は確かに、寛政改革に盛られた勸農政策をきめ細かに着実に実施している。ところがそれ以上に、田沼時代の中心的経済政策であった新田開発事業が大きな位置を占めており、さらに大規模な殖産興業政策が体系的に展開される。塩谷は寛政改革的政策と田沼時代的政策を共存させ積極的に同時進行させている。これは江戸時代後半期の経済政策の基調が、寛政改革による政治的に強い衝撃と、勘定所機構内の人事刷新によっても変化しなかったことによると考えるべきである。その後の將軍家斉のいわゆる「大御所時代」が到来して再び田沼時代的体質が復活する。いかえれば、田沼時代の商業資本と結んだ経済政策は、政策の立案・推進を行う立場の勘定所機構の内では政策の前提として定着していた。寛政改革はそれを根本的に打破・変革するものでなく、むしろ定着しつつあった新事態のもつ矛盾あるいは積極的であるが故に生ずる歪みを是正する意義を持っていたと解釈すべきである。

塩谷は天明期以後の経済構造の変化を的確に把握し、底流を変えることは不可能であることを見抜いていた。一方彼は寛政改革の遂行者としての立場から農村復興策をおし進めた。

(一) 思想

塩谷大四郎の思想の基礎は朱子学である。彼は昌平坂学問所の岡田寒泉に師事している。だが彼が最も充実した行績を残す日田郡代時代に書き著した範囲では、朱子学はもちろん他の儒者のどの考え方にも合致しない。この理由は、寛政改革により設立される昌平坂学問所が朱子学の衰退に歯どめをかけるべく、朱子学を正学とし、異学を禁じながら、社会的要請としては経済発展に即した官吏の養成をしなければならぬ面をもっており、実際の教育においては実学的傾向をもっていったことによると考えられる。師岡田寒泉は勘定方役人を勤め、後に関東各地代官となる。さら

に塩谷の長い間の行政官としての経験が徐々にその学問を修正したと考えられる。

彼の思想の特徴は、まず「臣道」を追及し具体的な生活規範を示し、それによる自己規制をし、さらにそれを他者へ働きかけることである。息子捨五郎正路に宛てた次の書簡がそれをよく示している。(1)

用書、但余之人ニ見セル時ハ功なし他見堅く無用

追而目出度本文にも申入候通、むだ口は一言も不言がよし

一用向ハ立派ニ言ヘシ

一人之問ひ候事も諸答儀ニ随ひ、知ルニ随ひ、立派ニ請答候得は、誠ニ侍らしく見ゆる

一請答立派ニ道明り、心正直ニ、知ルを知ルとし、不知を不知とし、正直といふ心之根無えては心うごき立派之請

答は不成、侍ハ仁義ニ心之慥ケ成ルこそ宜、心ヲ仁ニ定メ、義ニ定メ不動、然れば顔色迄も自然と勇美ニ見へる、上へも可用立人と見へる、我等にしてもうぢくいたすものハ、先つ不用立ものと思ふ、其人は慥ニ心不定もの也、能々朝夕御考、正直と仁義とニ心御定メ可被成候、心の未熟、親之あんじ候処ニ候、呉々勇々敷、顔色清く、人の尊敬いたし候様、其許相成候得は、我等遠国ニ而病死致し候共思ひ残し候事聊無之候、宜御奉公人ニ被成候様祈候、逢坂結構故我等寿命ヲ延し候、向分別薄く折々不詰之儀被申越我等はがみをなし候、人ハよく候得共心之力量無甲斐哉、今少し力量付き候ハ、三人并貴様共相続キ結構と相察候、且人は愛敬なくして諸道成就難成候間、蜷川公信心之愛染御失念被成間敷候、尤板橋ニも不及御銘々御信心之神ニ而宜敷候

一心中少しニ而も、是は如何と存候事ハセぬがよし

一可致と決し候ハ早きがよし

右等の趣各御申合可被成候、俣江と存候得共御名前も加へ置候承知之口をかけ追而捨五郎方江御返却可被成候

十一月

以上

大四郎

田町様

御向様

捨五郎様

追而捨五郎方江申入候、此書は箱に入置正月五月九月必御読可被成候

一人ニ尊敬を請候行状ニ成り候得ハ、自然とよき御奉公人ニ成ル、左候得ハ忠孝立

一人ニ尊敬請候事、自分之心正と不正、仁と不仁、義と不義より出ル、心正直仁義之時ハ、自然と顔色ニも顕れ

人尊敬ス、口舌而已之正直仁義ニ而ハ人却而そしるものニ候

心正直仁義ニ決定、宜敷御奉公人ニ成ル則親□、是忠孝立と申もの也

但 認メ候迄ニ而再読いたし不申、落字等難計

一了簡三はきとセヌ時ハ、熊の胃を多く吞たる心持もよし、気はきと可致、是は差遣候時之丁間之薬に候

以上

塩谷によれば、武士の奉公は身分の上下にかかわらず、私心なく正直に、誠意をもって当り職務が大切と考え奉公すること、そしてそれぞれの職務に応じた規矩を守り、手堅く勤めること、そうすれば希望しなくとも立身出世はするものである。その上不服を言わず言動が正確であり、道理がわかれば最上の人物である。またそれが「忠」である。忠を尽すことが家にとっては「孝」になる。忠孝の内には勇も礼儀も仁慈も質素儉約等の「慎しみ」もこもると、考えている。(2)

支配下庶民に対して教導する時に、その考えは次のように具体的になり、平易に説明される。

(二) 礼儀の厳行

塩谷は「礼」を重んじ、自ら実行するとともに人にもそれを厳しく行わせた。廣瀬淡窓の『懐旧楼筆記』には、儒者の立場から、塩谷の礼を重んずる姿勢を好ましく記録している。その中から実例を引用してみる。

日田においては六月一五日は祇園会の例祭が行われる。文政三（一八二〇）年のこと日田商人三松順平が祭礼の饋餅を代官に献上した。ところが代官は三松の父が同年死去し服喪中のはずであるから祭を行うことは非礼であるとして贈物を返した。三松はそれを恥じて謹慎した。

また、塩谷は在任中廣瀬淡窓私塾の咸宜園を公認の儒学校として後援してきた。その一環として度々塾生を餐応した。ある時袋屋善三郎宅へ塾生三十余人を招いた際、その中の一人の祖母が死去して五十日に満たないことを知り、淡窓を呼んで「家族がその死を悼んでいる時、宴席で飲酒狂歌する者が名儒淡窓門下にあつてはならない」と詰問した。淡窓は不行届を恥じて謹慎したと伝えられる。

(三) 孝行励行

塩谷は日田在任中、常州瓜連の常福寺禅室の作になる「孝行和讃」を一冊づつ村々に配布した。庶民にとって孝道が第一の教えであるから、子供が手習いを始めるときの手本にして一生身につくようにしようとする目的であった。

同書の趣旨に「百姓の子供も農隙には手習を致す者あらん凡人間は先つ孝道を教え示す事第一之教法なり人は貴賤ともに平生身を敬はさるも忠義を尽さるも御役を務て敬はさるも隣保の友とちに信ならさるも侍は戦場に勇なきも皆親に孝行にあらずと聞は今日僅にても御公法は勿論人間の道を背けは不孝也故に孝道を人間第一の教として幼稚より導て心の主と為さしむれは一生失忘せず後生代々其家の主法となる事肝要也子供之風儀は親と友とちに由る也故に此書を手習始に手本に書教ふべし」と書かれている。(3)

また塩谷在任中支配下庶民に与えた書には「孝行」と題したものが多く存在する。(4)
さらに在任末年「孝経」を石に刻み、隈町の中心部に建て庶民に示そうとした。これは完成前に転任となったため後任の池田郡代の手で大波羅神社前に建てられている。碑文は次のとおりである。

天保中鹽谷府君命善書者藤熙寫古文孝経而勒於石將建於市以示衆人隈市長山田常澄

森永昇日隈敬勝実奉其意未果而府君東上其事中止及今池田府君遷而建之大原

応神帝祠外常澄敬勝永昇之子永昭及山田常良相謀合力旁幕市人以従事託予識之夫漢

籍敷 我邦始於帝之朝而孝経為先則此挙所以奉 神意也聖謨洋洋將使閭里有所觀感

以成孝悌之俗是兩府君牘 民之意而 神之降多福亦知矣

嘉永己酉上夏

廣瀬建撰

塩谷は「神仏に対するよりも儒教に基く現世の秩序を正す上に重きを置いた」と伝えられるが(5)、息子捨五郎へ「御奉公勤候もの 神仏之加護無之自分斗にては決而難參候間平日不怠神仏之加護を願ひ候事最モ宜教候、然れ共不直不誠にては信心いたし候而も感応無之候、古来兮至誠感応ありと承り候、至誠を以信心可被致候、且信心も御奉公筋同様ニ無ニ心、一神一筋ニ不怠事宜敷……」と諭すように神仏に対する信仰も厚かった。(6)

また政治との関りをきらい各代日田代官との交流を避けてきた廣瀬淡窓が塩谷と親交をはじめめる契機は、塩谷が「枯骨改葬の碑」の撰文を命じた際、その信仰心に触れたことによる。(7)「帰安碑」と名づけたその碑文は次のとおりである。

帰安碑銘

文化戊寅仲春明府塩谷君使人修永山路山際有十餘岩穴湮没已久役夫掘之往往有枯骸出焉棺槨不存唯有瓦器數品既無銘誌世代亦不可知君命聚之改葬於山下為設薦奠建石為墓題曰帰安碑属予銘之銘曰
纍々白骨嗟汝何人狐兔所穴荆棘興隣惠及枯朽古称其仁况是掩骼令在陽春移諸山足宅兆肅然碑之銘之汝其安焉

文化十五年戊寅四月丙辰 廣瀬簡誌

さらに塩谷は早魃、疫病のある場合には必ず齋戒沐浴して神仏に祈願した。

注

- (1) 「塩谷増次氏所蔵文書」捨五郎宛書簡
- (2) 「同家文書」奉仕要録
- (3) 「民政家塩公事歴」49頁
- (4) 「廣瀬家文書」題『孝行』の掛軸
- (5) 「民政家塩公事歴」62頁
- (6) 「塩谷増次氏所蔵文書」奉仕要録
- (7) 『懐旧楼筆記』

五 塩谷大四郎の経世学

塩谷は政治の根本を「利」に置く。彼は現実の商品経済の発展に対応した特産物の奨励等の積極政策を主張する。さらに商業資本による営利の論理を認め、その蓄積した資本を農業・商業基盤に積極的に投資し、地域経済発展を図る。農業部門においては巨大な宇佐地方の新田開発事業の推進、商業部門においては河川開鑿を伴った舟運の開闢が中心になる。特産物の奨励はもちろんのこと、豊前・豊後の内陸に位置して、大坂市場への積出し港と陸運でしかつながらない悪条件の下で生産を行っていた生産者に、コスト引下げの条件を与え域外市場との交易の機会を与えた。さらに政策遂行に協力をした商業資本には、その過程においても見返り利権を与えるとともに、経済繁栄による間接的な利潤の機会が与えられた。すなわち彼の経済政策の中心は、天領商業資本を産業基盤に投下した、私領をも含む地域発展であった。彼の転任後も、彼の事業に積極的に協力した商業資本家は、これら地域内の諸藩の専売制を支え、殖産興業政策を推進し、財政に関与する。塩谷の政策は当時盛んに藩経済の領域の内で行われた「藩重商主義」を複数包含して広い地域で展開するいわば「本来的重商主義」ともいうべき意義をもっている。

塩谷は政治の出発点として「利」を唱える。この場合「利」とは、単に「利潤」を示すだけでなく、「富」という広い意味を含んでいる。

彼が廣瀬久兵衛に贈った次に示す書は、利を民に与えることが「君」すなわち国家の為と考える彼の思想を端的に示している。

為 君 思 民

為 民 思 利

勿 輕 民 事

勿 侮 聖 言

文政十丁亥八月二十六日(1)

塩谷の久美浜代官時代の政治について「寛政文化の頃久美浜代官塩谷大四郎殖産に留意し、大に奨励に努むる処ありしが、陶磁器も亦其の一にして、郡内各所に製造を開始し、各々特色を發揮せし所なり。久美浜焼亦其の一にして、当時品質良好の品を産出し、一般に賞讃せられし所なりし……」と伝えるように(2)、この地においても歴代々官中顕著な勸業を行った。ただ同地での彼の施策は、単に産業を興すだけにとどまり、資金調達、商品の販路を周到に計画するということとはなかった。四〇歳代後半の任地日田赴任後は、その政策が一変する。生産地の立地条件を考慮した上での商品の選択、資金調達方法の工夫、有利な販売のための市場開拓、さらには商品生産の基盤になる道路・舟運の整備を行った。以上のように政策が体系化して実施される。

彼は豊前国宇佐郡上田村庄屋俊蔵に「櫛」の栽培を勧め、後にこの地方が有数の櫛生産地になるきっかけを作った。また豊前、豊後の海岸地帯干拓に際して、水田だけでなく塩田開発も進めている。塩の事業について赤穂、三田尻を中心に製塩技術の研究・導入に努力するだけでなく全国市場の動向を調査して塩の販路を考えている。政策が周到になっている。次の資料は彼が販路調査の結果、小浜仕立ての品質のよい塩の生産を指導したことを伝えている。(3)

赤穂にも大濱と小濱有之大濱にても石炭を焚き候は不宜濱之由上濱之方は松木用之小濱之方は都而松薪使之松葉遣ひしも有之由尤小濱之方を上鹽と唱へ候旨右之通に候へとも不殘大濱仕立とは不宜哉に相察候海内最第一

之赤穂に大濱小濱と有之鹽之品合も相分候上は当所にも小濱可残置事勿論に候大濱仕立不残石炭に相成候而は鹽之位相下り世上にて鹽之評判もあしく可成候且松真木遣ひ方も取調可申事

但大濱小濱有之事重疊考へ度許に候遠国下直之分は大濱之鹽可好上鹽望之者は小濱鹽買入候手続に候当地にても呉崎も出来之上は大造え出来高に可相成候然る上は旁鹽位自然と上中下無之候而は辨理不宜旁小鹽濱急度可残置事に候一圖に大濱辨理と而已心得候而は三田尻鹽等之如く世上にて下鹽之評判に可成候左候ては鹽片寄り融通も不宜候上上鹽は高田其外にて買入下鹽は高砂呉崎へ参り可買入杯申す様に可相成萬一右様成り行候而は決して不相成候

大濱小濱と二石といたし可申事に候勿論大濱之鹽は小濱より下直に可売渡筋に付是又間違無之様可致候猶委細武内淵蔵に可承合候且松真木直段合等も可有之候へとも小濱松木にて上鹽出来と申す所可心得候播州龍野備前岡山並紀州醤油等不残赤穂小濱鹽遣ひ候由淵蔵申聞候誠に赤穂之譯宜敷学問致候大濱石炭にては醤油等に可成上鹽は出来不致趣に候尤も紀州醤油江戸廻し多分に候龍野醤油京都へ年四斗樽貳萬樽相廻し候由大坂且江戸も備前醤油多く候呉是迄赤穂も中国も大濱にて赤穂は地能き故上鹽と而已心得小濱上鹽と申す事今日始而承り候事くわしく可承事にて毎々申候通稼人等銘々辨理丈け存分には申さぬものに付是以能く勘辨可有之功者とても下夕方之申條は助ヶに取候迄之心得にて急度何事も引請人自身厚く了管可加事にて候猶申候彼地へ問合之事も商売敵に付誠を申もの先は無之候日田油屋某大坂虎屋に三年奉公し候へとも正傳は受兼候由萬端此道理にて且又何れにも石炭大濱は下鹽と心得下直に可売出筋失念有之間敷候由舎にて下鹽好候方へ高く相廻し候心得にて後に不捌に相成候事

丑三月二十二日

久兵衛へ

九郎兵衛

塩谷は仁政による勸農を主張する。この場合彼の勸農は、商業の抑制による農業の振興を図るというものではない。彼は先に述べたように商品経済の発展を認めた上で、「利」||「国富」形成のためそれを積極的に推進する。さらにその利潤を農業部門へ投資し、農業の発展を図るというものであった。ただ彼にとって問題は、農業と商業の相対的地位は農業が弱く商業が発展すれば、農業生産は更に荒廃するという点であった。特にそれぞれの場で働く人間の立場からすると農業生産より商業に従事する方が明らかに生活が安楽である。故に人口は都市へ集中し、農村は荒廃し、従って領主へ納められる貢租は手薄になる。だからこそ農業において仁政を施さねばならない。又教育も行わなければならぬと彼は考えたのである。この意味で彼は勸農を強く主張した。

塩谷が郡代在任中の文政一二(一八二九)年二月、惣領の捨五郎正路に贈った「家訓」ともいうべき「奉仕要録」にもこの点が最も丁寧に説かれている。(4)

奉仕要録 全 不許他見

近親および子孫のためニ記ス

他見堅く無用ニ候

長子は先祖の後なり、然れ共兄弟は、

但 親の愛し給ふ所、子ハ自分の愛する所

故に、兄弟を先として子供を後ニス

一奉公は無貴賤と心の底 誠のこころを以て、勤向一向に無懈怠出精いたし、其役筋の規矩をまもり、手堅く勤候

得ハ冥利にも叶ひ君前近きは君の御眼鏡にとまり、頭支配有之ものは頭支配の目に留り、不求して追々立身出世もいたすものニ候、如斯精勤のものにて言葉少く猥に趣意を不言、可申事ハ慥ニ申之、道理合ひすし合ひよく分り候得ば最上の人物ニ候、もし片意地等にて不行届ものにて前のごとく誠信を以、無怠一筋に勤向出精なれば自然と立身いたし候、是を本意の徳共自然の徳とも誠の徳共可申候、自身の勤振行状心さまも不顧我レのみ宜敷とこゝろへ、是程出精いたし候ニ見出し不呉など不足気を構へ候は、極下賤の生れ付ニ候、右様の事ハ下女下男にても善キ性質のものには無之事にて、一季半季居にても不足気なく奉公一向出精いたし候得ハ、何方にても人の目ニ附キ、後々は仕合よく有福に暮すものに候、まして人の頭に立へき士たるものは、少しも無私心正直誠信をもて前後左右をかへりミず上大切御奉公大切と暫時も不忘不怠尤君に奉公の礼は人諂といふともいとわず、且頭支配を尊敬し礼儀正しくいたし謙讓を不失、又不阿不諂一心不乱に御奉公出精いたし候へバ、萬のつゝしミも御奉公大切くと心得候内ニこもり候間、只々無他念無懈怠夢々無不足気御奉公可被相励候、是則忠にて家にとり候而は直に孝に相成御奉公出精の一事にて忠孝全候、忠孝の内には勇も礼義も仁慈も質素儉約等の慎みもこもり候、呉々難有は御奉公出精の徳に候、且忠恕御失念被成間敷候、忠恕ハ自分召遣ひのもの勤方の善悪と氣に應ずると不應とを考へ、是をよく身におもひとり御奉公勤候と人の後言不致にはしまり候、召遣ひの男女などは不行届事有之候共朝夕不怠出精相勤候ものも多く誠ニ感心いたし候、さて面従後言は士の可恥事ニ而自分の心中と行状を不顧人の事を申候は不仁不義の甚敷ものニ候、是等ちよつと承り候得ばいたし安き事ニ而其思ひとりと其慎み出来かねるものニ候

但前にも申通り、自分の勤振り且心様をもかえりミス、御奉公も人並に行とゝかざる見分にて立身をねかひ候は心得違ひニ候、其上猥リニ、趣意ケ間敷口をきゝ散し、又は不足氣の口をきゝ候ハ論の外にて全の愚者ニ候、若願

ひ望ミ出来兼候ハ、己勤の不足ゆへと心得都而了簡違ひの所をかへりみ、早く志を立直し忠孝励候得ハ終には天道に叶ひ立身も出来子孫も彌繁栄いたし候、是皆御奉公大切と心得候徳ニ候、且己悪敷と心附候事ハ速ニ悪敷といたし仮初ニも諺にいふ負ケ惜ミを不言、萬事重モくしく立ふるまいも重モく敷心遣け候事、是又勤向之一助ニ候

附言人よりの相談は思慮いたし答候得ハ人安心いたし答候得ハ人安心いたし候、且目上より事を被尋候時思慮いたし前後を考え答候得ハ未熟に見へ候、目上より未熟ものと被見候は己未熟ニ相違無之ものニ付、平日正直に心かけ左様の時ハ有の儘に速に答候事宜敷候、以寄候事ニ候得共如此にて一事兩様にハ無之双方とも誠信ニ候、出火其外非常不意の事ハ誰も不行届ものに付銘々迎も同様と心得人をそしり候躰の言語ハ猶更堅く可慎事ニ候

一人は名の聞へ大切ニ候、論語にも名を正敷すと相見候他人の感候程行状心さま共正敷いたし度事ニ候、左候得ハ名はおのつから正敷相聞候

但早くハ手前勝手を堅く不致候得ハ余程名正敷相成候、少しにても身勝手あれハ、一言一行にて人直にする、誠あれハ又直ニする、我心中の善悪真偽人のしること手を返すもはやし、自ラ知りて恥可慎事也、よろすよき事ハ手軽き事ニ候得共兎角出来兼るものニ候

一御奉公勤候もの神仏之加護無之自分斗にては決而難參候間平日不怠神仏之加護を願ひ候事最モ宜敷候、然れ共不直不誠にては信心いたし候而も感応無之候、古来兮至誠感應ありと承り候、至誠を以信心可被致候、且信心も御奉公筋同様ニ無二心、一神一筋ニ不怠事宜敷、所々品々ニ而は後々行届かぬ素末ニも相成候、但産神は別段ニ候且又立身ニしたがひ驕奢を慎み昔を忘れぬ様、可心遣事ニ候、右三ヶ條人生安全之免許ニ候、神儒仏三道も一貫い

たし士農工商とも此通ニ候、其職くの勤を不怠一筋ニ出精いたし候得ハ生涯安樂ニ候、諸侯迎も同意ニ候、小身之
武士にても三代も如此行状のもの続候は、忠孝の冥加にて格別之立身出世も可有之候くれく萬の慎も質素儉約
も仁慈も孝行も御奉公大切と心得後内にこもり有之、其の意味筆紙に可尽事ニ無之候、扱是より末は当時之つと
め寛政十二庚申より、今文政十二巳丑三十年の間在陣見覚候あらまし各御奉公の一助にも可相成と認加へ候、先
ツ百姓の難儀は差当り商家抔迄に士百姓山賤なといやしめられ候上、諸侯大夫はもとより、商家の富ルものなど
ハみもなれぬ、得も得しれぬ素食して、身にはふるくつゝれるものと、藤かつらもて織れる程のものなど取交せ
身にまとひ、早春 麦作の手入薪とり糸ひき苗代蠶飼、五月雨の頃は田うへとて老若男女打まじりていつる、ま
つしきものゝ女房は、朝も昼も飯炊きて、又人並に出て田植るもあり、また休息とて打濡たる畦に暫時腰打かけ
て乳あとふるもあり、愛する余り大義とも見へず、土用にかけ田の草とると粟の草取とは堪かたき程にて、殊に
くるしきと聞ゆ、外とても何一つ難苦ならざるはなし、哥うとふは厳暑こらゆるためとぞ、水乏しき場所は田に
なしとて争ひて水ひく、雨ふらざれば幾日もく男女老若夜ル昼ルかわるく水まもる。家内少キハ女房も小児いた
きて終夜土に居て露にうたれて夜あかすも多し、田ハ春より耕し冬収む諸穀凡一歳にして成ル、養蠶も絹となる
迄の劳察すへし、木綿諸布しかなり、其上春秋とても商家は、春雨とて酒など取揃へて連俳よ琴碁よにてたのし
む、農家は麦作の草とれすとて憂ふ、花見とて老若男女美服して打群てゆく、農家薪蕨などもて行逢ひ、道のか
たわらによけて心中うらやむ、暑にはすゝみとてさける、農家は炎天に田に入て草とりてくるしむ、月見とて楽
む、農家は月の明りに稲うち麦蒔て勤む、初雪とて其景色にめてゝ酒のむ、農家は雪は更なり雪吹凌て京菜を附
出す、又暑寒もいわす夫役人足などに出て持やう下手とて心なき役人に叱らる、農家はくるしみのミ多たのし
みすくなし、商家は楽みて富ミ美服美食す、在所にても商を加ぬるものはかならず富ム、斯てハ誰か商家を浦出

さらんや、止事を得ざる人情といふへし、扱また諸家勸農の名あれ共利を利とし、商家の利を奪ひ商家の利の薄きを患ひて農家の利潤を減ず、農家利潤減して困窮となる、貢減ず、しかのみならず農家商家の利益を学ひて、山は伐て売を先とし苗木仕立てることのうとく、五穀ハ価のミ争ひて土より多く取収る事に心を用ひず、則百姓手薄となる、百姓手薄となるときハ村々民屋をはじめ田畑荒芒の色頭れ、夏も寒きがごとし、かゝる地の農民貢にくるしみ、おろかなるものは勤農捨り、作徳の少きを不思して貢を恨む、諸作に心を不用手入こやしの不屈を不言、只地所悪敷とのミのゝしる、不知して天道の罪を受る。彌困窮にせまり人情をやぶり、可愛子を間引に至る、可悲の甚敷もの也、又商家の富むをみて小百姓の子供にても難苦をいとひ、困窮をいとひ町人奉公を好ミ、農家の奉公を不好諸国百姓の奉公人減ず、田畑多く持てる百姓可取入穀物減して困窮となる、昔ハ田畑多く持てるを長者といふ、今ハ田畑多く持てる百姓難儀とてなけく、たとへハ壱町歩拾石可取入田地ニ而手入不屈漸く六七石取入、奉公人給金ハ高く成り、貢ハ本のこたく収む、百姓力おとろふ、力衰へて萬川土地より出る程のもの五穀をはしめ悉く薄となる、地衰へてハ味合も薄しときく、衣服をはしめ雑具に至るまでみな手薄となりて破損はやし、是に引替へ価ハ高直となる、已前壱ケ年拾両の買物にて事たりしを今ハ貳拾両掛ル、貳ケ年可保品は手薄ゆへ一ケ年にて損する、日用諸色の料、凡一倍程の増といふへし、諸侯ハ利ヲ利とし勸農薄く土功薄きに困窮はしまる、小身の武家は価の高きと損し方はやきとにて、困窮ます、金銀相場高下の差引などハ、武士の不得所、利益の功商家と争ふとも及へからず、前のこたく勸農捨りて諸家困窮はしまり、民に増民につきて品々の仕法起る、順ひて農民も困窮となる、商家は相互に利を見てますく募る、在所の商を兼るも、止むれハ人情に逆ひて彌募る、農を勧ルものは日々薄く、遊食するものは増す、衣服より雑具家作の竹本諸式ます、また驕奢に近きも多かるへし、土貢減する時は利を争ふ品のミ多き歟、然連共勸農可導に厚き便あり、素食素服して苦めとも昔より

士農工商の唱へありて、国の本御たからなと聞ゆるをもて農を好むもの又猶多し、此順此唱へ生靈を養ふの道なるへし、難有御事共也

御治世の御恩をわすれず、国の本をもて人情をはかり、利を利とせず、驕奢をかへりみ、民を愛して不費農を勧るをもて徳とし、貢ハ舊きにしたがひ當時を思ひ質素を教へ、儉約を調へよく導く時は、土地盛んに山野草木其所を得ルこと疑ふへからず、又国の本たる農民も豊かなるへし、大ひなる哉勸農の道是を以古来よりの御掟の無残所は申も無勿體、何一ツ勸農たらさるはなし、只農を司とり勤るものゝ心を用ゆる事のたらさると身軽くして申事の不立をきく、人の委しからさるとにあるか近き頃も他国出の百姓帰住、小兒養育川筋附泷諸堂間敷、金佛石佛等までの御世話も誠に世民のため厚き御事なれと行ふことかたし、我等当時の勤柄勸農の心不離事にしたかひ、意を尽し声をからし

君の御為に民をおもひ民のためによる敷をもひ、力を入勤候得共短才及ひかたし、志のみな季、又不学にて事たらず候、子孫および各書をまなび、私意を減し、驕慢のこゝろも消し、奢侈をつゝしみ徳をつみ候様いたし度事ニ候、徳を積候本は農家の艱難を辨へ遊樂の過さるにはしまる、衣食住又君の賜ものなり、一食も謹而喰し、一衣も慎て着すべき事ニ候、臣下徳を慎候得ハ上の御徳下に流るゝにて候、臣下不仁、不義に候得ハ御不徳下に流るゝに候、下としては上の御徳を汚すましと心懸ケ候事第一ニ候、子供は年頃方聖賢の書を学はせ不好共、多少学ばせ諸芸の助ケとなし、芸術は多端を不好当人の器に随ひ好に任せ、猶其中軽重を考へ、重く広く御用に可立芸を御用ニ立候、程よく習せ、奥義を尽し候様心掛させ候事肝要ニ候、芸能薄きときは御役にも立かね、年寄候而も人不信生涯人の上ニも難立候、力を入よく習せ候は親たるものゝ慈悲ニ而則忠孝にもかない子孫繁栄の本ニ候、物毎は一日之仕後れも、一生の仕後れニ候、不仕後様こころを用ひ候事御奉公向をはしめ家事までの善事ニ

候、かへすくも前三ヶ條之通一筋に

上大切御奉公大切と心得候得バ、如斯教言も其内ニこもり有之候、無貴賤と其勤出精をもつて福来り、慎不足を以て禍来り候、能々考へ可被申候、猶余力を以て書を学ひ、各器量に従ひ時宜に従ひ御得徳可有之筆紙には難尽候 以上

丑二月十四日

同大四郎判

塩谷捨五郎殿

此書御用透の折々調へ置猶清書いたし可置心懸ケ候得共老筆其迄別而御用繁ニ而出来兼□□□□早く申入度先左右を以て為改中清書を以無御失念時々御熟読可有之候追々自筆ニ而認可進候事

右同日

さらに塩谷は、為政者自ら勸農に心する必要を説くと同時に農民に対する多くの教導を行っている。彼は村々には次のような「勸農掛文」を懸けさせている。(5)

勸農

諸作手入ゆたん無之様兼而申渡置候に付油断ある間敷候得共猶又左に心つけ候

一 麦作手入念いれ可申事

一 苗代仕立方ねん入可申事

一 田方すきかへしなるたけ手廻しいたし可申事

一 たはこ植付手入等ねんいれ可申事

一 刈畑焼畑等油断なくまき付可申事

右之外諸作手入こやしも油断無之様可致候尤家内之ものは勿論奉公人日雇之ものへも精出し候様可申聞事

辰二月 日田御役所

また吳崎新田には次の「掟」が残されている。(6)

掟

一 壹錢もみだりに遣ふべからず

一 百金を措むべからず

一 附よろず口に言はず

一 取引其他心の決するところ立派なるべし

一 一田畑の取入時締りよく勘定いたすべし

一 奉公人の飯 香の物 明渡すべし

一 附土蔵の錠前錢箱の鍵かゝの くら自身の鼻毛入念心附べし

一 一夏の薪夏の水素末に遣ふべからず自分 のみに夏冬なく勝手に遣ふべし

右之條ニ堅く相守るべし恵比須大黒比内に住ふもの也

永山代官塩谷大四郎

天保五(一八三四)年塩谷は廣瀬久兵衛に次のような書を与えている。(7)

塩谷大四郎様御教諭書

一 都而人之道

御法度御掟を相守百姓者耕作に心を用ひ田畑作り方上手ニ相成候事第一に候得者無益之錢も不遣身代を宜く相

成家門も睦敷人の道相想生涯安楽に候

一町人者商売ニ心を用ひ交易売買上手に成候得者身上も能く相成人の道相整家内睦敷生涯安楽ニ候尤市農共金算ハ可有事ニ候

但町人百姓の子供学問ニモ出精成長致し候ハ医師等ニ相成候心得なれば宜敷候且学問を好候もの自分勝手に宜敷とて人の子弟を無訳学問進メ候者手前勝手之不実ニ候道を心懸け候者は教方可心付事尚教へし子供之ものは育方も可心附事ニ、長者庵などは誠ニ心得方宜敷求馬ハ学問久兵衛伸平弥六ハ渡世方何れもニ勝れ候久兵衛も其之心得と相見へ鉄之助ハ学問不為致候右を御考へ候得ハ百姓町人之子供猥ニ学問いたし心得者身分而已高く相成我意募り渡世方うとく相成終ニ者掟も失念いたし候類も間々相見へ不為ニ候其上学問上達いたし候得者勤而他国等へ出候様相成乍然格別之上達ニ而儒者等ニ成候程なれば別段之事ニ候得とも流とハ国風も違候間是迄も身元宜敷濠家ニ而者十分之手柄とも趣申候

一今日の道者

御法度御掟を相守前之ニケ條ニ而事足り候勿論何之身分ニ相成候而も己レニ募

御法度御掟忘却いたし候得者御咎メ無之候共立所ニ冥利ニ候尤当所町家村方共其心得者兼而有之と相見へ候得共心得違無之ために申聞置候事

注

- (1) 「廣瀨家文書」
- (2) 『京都府熊野郡史』 368頁
- (3) 「廣瀨家文書」
- (4) 「廣瀨家文書」
- (5) 「民政家塩公事歴」 48頁
- (6) 「豊後高田興隆寺所蔵文書」
- (7) 「廣瀨家文書」 塩谷大四郎様御教諭書

第二部 江戸時代後期天領の民間経世学の形成

第一章 廣瀬淡窓の学問と咸宜園の設立

一 日田代官塩谷大四郎と儒学者廣瀬淡窓

廣瀬淡窓は文化二（一八〇五）年から半世紀の間、九州天領豊後国日田の地において江戸時代三大私塾の一つ「咸宜園」を創設、門弟二九〇〇余名を教育、高野長英、大村益次郎らの人材を輩出した。淡窓と歴代日田代官との交流の中に、近世後半期特に寛政改革時を中心とした天領における私塾の経営、学問の変化について明らかにする。

廣瀬淡窓は天保二（一八三一）年四月二八日、その日記である『醒斎日曆』において「夜家難作ル。官府ノ難ナリ」と表現し⁽¹⁾、時の郡代塩谷大四郎正義による咸宜園に対する干渉、介入が行われたことを記している。塩谷が解任されて日田の地を去るまでの四年間をピークに在任中十数回に及ぶ介入が行われる。

他の歴代郡代・代官時代にはなかった塩谷の強い介入は、井上義巳氏が「咸宜園をもって官府支配下の学校であるとする意識に立って、郡代の権威をもってすれば咸宜園もまた自由に指図し得るもの、そして、このことを機会があれば実証しようとしていたことから生じた」と記すように⁽²⁾、一般的に塩谷の個人的性格によると理解されている。塩谷郡代による咸宜園に対する介入は天保二年四月以降過激になる。これは塩谷にとっては着任後十五年目六三歳の時のことである。また淡窓にとっては私塾を開設し講義を始めてから二七年目五十歳の年であった。

本稿では淡窓から「家難」と受けとられた塩谷郡代の強権による介入の原因について考えてみる。結論的にいうな

らば、その原因について、①寛政改革の幕府の教学政策、②同改革後の幕府勘定所役人としての塩谷の学問と政策、③淡窓の学者、教育者としての成長と行動の変化が両者の衝突を起して対立が生まれたと考えられる。

そこで、まず第一に寛政改革後の幕府の教学政策の変化とその影響を明らかにし、第二に廣瀬淡窓の経歴と学問、第三に塩谷正義の経歴と学問を紹介し、最後に塩谷・淡窓の対立の原因を明らかにする。

江戸初期の幕府の教学は藤原惺窩の朱子学派により開始された。惺窩の弟子林羅山の家塾は幕府教学の中心になった。羅山の孫の鳳岡は元禄四（一六九一）年五代將軍綱吉の命で湯島聖堂と昌平坂学問所を統括する大学頭に就任し幕府教学の最高責任者になった。ここに規範倫理の朱子学が幕府教学の支柱となった。林家は徳川政権の法度主義的封建倫理による教育の推進をした。

他方藤原惺窩の系譜を引く松永尺五は寛永五（一六二八）年の春秋館に始まる京学派を創立した。門下からは綱吉の侍講となった木下順庵、六代將軍家宣、七代將軍家継の下で侍講となった新井白石が出て幕政と深い係りをもった。彼等は規範倫理的学問・教育に加えて存養主義とよばれる王朝風の儀式典礼主義政治を行った。

又朱子に忠実な山崎闇斎の敬義派が会津藩主保科正之の侍講となり大義名分、規範倫理に貢献した。

ところが早くも一七世紀中には反封建的儒学派が発生する。中江藤樹、熊沢蕃山、大塩平八郎、佐藤一斎、吉田松陰と続く陽明学、山鹿素行の古学、伊藤仁斎、東涯、北村篤所の古義学、荻生徂徠の古文辞学、井上金峨から始まる折衷学派、片山兼山から始まる考拠学が現われた。さらに国学、洋学が興隆しはじめた。

一八世紀になると、林家の幕府教学は権威を失し、有名無実化し、封建的規範倫理は衰退する。

天明七（一七八七）年老中松平定信による寛政改革が開始された。この改革は教化政策を重要課題としていた。その結果武士、庶民に対する学問、学塾が急速に普及充実した。特にそれまで京都・江戸に集中していた学問・学塾が

地方に分散、普及した。その多くが庶民出身の学者によって設立されている。筑前の亀井南冥・昭陽父子、豊後の廣瀬淡窓・旭莊兄弟、三浦梅園、帆足万里、安芸の頼春水、備後の菅茶山、備中の西山拙斎、伊予の尾藤二洲、伊勢の斎藤拙堂、尾張の細井平洲、上野の片山北海、常陸の藤田幽谷、陸奥の安藤昌益、羽後の佐藤信淵等である。寛政改革の教化政策が儒学の民間への普及に果たした役割は大きい。だがその反面それまで自由に任されていた学塾の設立・経営に規制を与え、その教育内容に干渉が行われた。朱子学を正学とする幕府権力による教化政策の実施は、儒学の民間への普及に重大な制約を与えた。

天保期九州天領豊後国日田の郡代塩谷大四郎正義と廣瀬淡窓の私塾咸宜園をめぐる対立は、寛政改革の文教政策の持つ規制的側面と全国各地に民間から自然発生的に創出される学塾の自由な発展の対立を如実に現す一例と考える。大名の領地における教学も、幕府の直轄地におけると同様であった。寛政改革の異学の禁は大名の領地においても確実に実施された。廣瀬淡窓の師である亀井南冥・昭陽父子が、幕府の禁をはばかった福岡藩から蟄居二〇年の処分を受け、南冥憤死の後、昭陽塾は衰退の一途をたどった。

塩谷と淡窓の対立は、寛政改革の幕府の教化政策とその実行者である行政官としての塩谷の立場と、次に明らかにする学者としての塩谷の学問の性格が相乗して淡窓への過激な圧力になったことから起った。さらに淡窓の学問は折衷学派といわれているが、元々亀井塾を介した徂徠学の伝統を母体になっている点で反封建教学の萌芽をもっていた。この二つが重って両者の対立は生じた。

注

(1) 『淡窓全集』下巻
467頁

(2) 井上義巳『廣瀬淡窓』昭和62年、吉川弘文館、89頁

二 廣瀬淡窓の出自と思想

次に廣瀬淡窓と塩谷大四郎正義の経歴をたどり、両者の思想の形成過程を明らかにし、両者の対立の原因を考察する。そのために淡窓と塩谷の経歴を年表にして掲げる。

廣瀬淡窓の経歴は四つの時期に分けられる。第一期は生誕から文化元（一八〇四）年に倉重湊の勧めで儒学の講業・教授を決意するまでの二二年間。第二期は、翌文化二年初講義の開始から塾名を咸宜園と改称した同一四年までの十二年余である。第三期は天保六（一八三五）年八月六日塩谷郡代離任まで一八年間である。第四期はそこから安政三（一八五六）年十一月一日没するまでの二一年間である。

（一）廣瀬淡窓の修業時代

近世の豊後日田の地は九州の中心に有り、各地に置かれた幕府直轄地を支配する日田代官の役所が置かれ、政治・交通の要地となった。廣瀬淡窓は天明二（一七八二）年四月一日、日田豆田町御幸通魚町の廣瀬家に第五代当主三郎右衛門の長男として生まれた。淡窓は通称を寅之助、長じて求馬、名は簡、後に建、字は廉卿、後に子基とした。淡窓は号である。

和 曆	西 曆	廣瀬淡窓関係	塩谷大四郎正義関係
明和 七年	一七七〇	四月 廣瀬淡窓生誕	六月 塩谷大四郎生誕
天明 二	一七八二	父から『孝経』・四書の句読を受ける	
寛政 一	一七八九	長福寺住持法幢上人から『詩経』の句読を受ける	
二		椋野元俊に『書経』『春秋』の句読、父から『古文真宝』の句読を受ける。頓宮四極から『蒙求』『漢書』『文選』等の講義を受ける。弟久兵衛生誕	
三		松下西洋から漢詩を学ぶ	一月 勘定方出仕
四		高山彦九郎日田に来遊。西国郡代揖斐正高解任、	五月 参向公家衆賄向取締
五		代官は羽倉秘救に交代	
七		四月 佐伯に赴き松下西洋に四ヶ月学ぶ	
八			一月 勘定吟味方改役
九		一月 亀井昭陽に入塾	
一二			三月 丹後久美浜代官就任
享和 一	一八〇一	春 日出より帆足万里来訪。『老子国字解』を学ぶ	

文化	二	二	一八〇五
文政	一	一	一八一八

代官羽倉秘救より月六回の四書講義を命ぜられる
三月 豆田町長福寺学寮で講義を開始
八月 成章舎開設。初めて月旦評を作成
弟謙吉（旭莊）生誕
箕浦東伯を介して菅茶山に詩評を乞う
代官三河口太忠着任。本家を弟久兵衛が嗣ぐ
「宥座語」を作る
亀井南冥死去
八月 咸宜園完成
頼山陽日田に来遊
九月 塩谷代官より用人格に任命される
四月 『敬天説（約言）』著す。田能村竹田来訪
春 弟久兵衛に代官への新田開発命令の辞退を勧告
五月 肥前田代藩校東明館で講義

一二月 撰津・播磨代官就任
四月 大坂堤奉行廻船改兼御蔵取締を兼任
八月 日田代官就任
五月 西国筋郡代に昇格

天保 二	一八三一	四月 月旦評につき「官府の難」起る	八月 西国筋郡代解任
六			二月 江戸城二丸御留守居就任。九月病没
七		一〇月 『析言』著す	
八		九月 代官寺西蔵太着任	
一一		八月 『迂言』著す	
一二		一二月 代官竹尾清右衛門着任	
一三		四月 大村藩より招聘され出講	
弘化 一	一八四四	一二月 永世苗字帯刀許さる	
嘉永 一	一八四八	九月 府内藩より招聘され出講	
		五月 代官池田岩之丞着任	
		十月 弟久兵衛一世苗字帯刀許さる	
安政 三	一八五六	十一月一日 没	

廣瀬家は初代五左衛門貞昌が延宝元（一六七三）年筑前博多から転居開業した。屋号は初め堺屋、後に博多屋と称した。四代平八が一八歳の時、代官揖斐十太夫の近侍となり、代官の命により竹田、杵築、府内、蓮池、対馬各藩の「用達」となった。三郎右衛門は三〇歳の時、兄平八から家督を譲られた。次の代官羽倉権九郎秘救はすでに隠居していた平八と親交を重ねた。父三郎右衛門は懸命に精勤して家業を隆盛に導いた。この時代に代官役所との結びつき

は強くなる。

文化七（一八一〇）年淡窓の弟久兵衛が父三郎右衛門から家督を譲られた。長男淡窓が病弱で家業を継ぐことができず、儒学で身を立てることになったからである。久兵衛は竹田、杵築、府内、蓮池、対馬、鹿島、大村各藩の用達をつとめ代官の信頼を得、後には「掛屋」を命ぜられた。日田の掛屋は九州北部諸藩の用達を兼ね、無利子で公金を保管し、それを諸大名に貸付けて莫大な利益をあげていた。

淡窓の学問は天明八年七歳の時、父より『孝経』の句読を受けたことに始まり同年中に「四書」句読も受けた。（1）寛政元年には八歳で長福寺住持法幢上人につき『詩経』の句読を受けた。

寛政二年に九歳で豆田町の椋野元俊に『詩経』『書経』『春秋』の句読を学び、さらにこの年豆田室町の頓宮四極につき『蒙求』『漢書』『文選』の講義を受ける。さらに父からは『古文真宝』を教授された。

寛政三年一〇歳の時自宅に寄寓していた久留米の松下西洋に漢詩を学ぶ。

寛政六年一三歳の時羽倉郡代に『孝経』を講義して褒賞された。

寛政七年一四歳の時佐伯に遊学、同藩々儒になっていた松下西洋の下で四ヶ月間教えを受けた。

寛政九年一六歳、福岡へ行き亀井昭陽塾に入門した。この修学中に亀井塾には、後年淡窓自身日田において郡代塩谷大四郎から受ける家難に類似した不幸な事態が起った。当時福岡には東学問所修猷館と西学問所甘棠館の二つの藩校があった。前者は貝原益軒の学統朱子学が講ぜられ、後者は儒官亀井南冥を教授に徂徠学を講じていた。（2）寛政異学の禁は福岡藩に波及し、同藩は朱子学以外を藩内から排除し、正学である朱子学による教化を実行した。藩は亀井南冥の家禄を没収し蟄居を命じた。西学は南冥の高弟江上源蔵、長子昭陽が教鞭をとることになった。淡窓は経学と文章を昭陽から、詩を南冥から学んだ。寛政一〇年淡窓一七歳、入門二年目の正月帰省中、西学が焼失した。それを

機に藩は教員を罷免し学生全員を東学に移した。淡窓は昭陽私塾甘古堂で学んだ。翌一一年一二月病により日田へ帰省した。在塾前後三年であった。

享和二年二一歳の時まで闘病生活を送るがこの年代官羽倉秘救から月六回代官役所への出向、『四書』の講義を委嘱された。

(二) 私塾での講義の開始

文化元(一八〇四)年淡窓二三歳の時、倉重湊の日田来訪中、儒学教育の決意を勧告され開塾を決意した。翌二年三月一六日豆田町長福寺学寮で講義が開始された。同三年に移転成章舎と命名した。入門者の主体は地元有力者の子弟であった。三松寛治、俵屋幸六、倉重湊、諫山登、小林安石はそれぞれ、後に地元商業、医業、教育の中心となる人物であった。他方淡窓は羽倉郡代の息左門に講義をするとともに常時代官役所に出講した。郡代以下役人の子弟の教育をも開始した。

文化四(一八〇七)年淡窓二六歳の時桂林園が完成、転居する。同園建設費は、廣瀬本家からではなく当時の日田随一の豪商伊予屋手嶋儀七と淡窓自身および門弟が負担した。後に「日湊銭」の制が導入され門弟各人が三錢づつ醸出し造営費の償還に充てた。これは数年で償還を終えた。この方式はその後の施設の建設に際して利用された。塾の経営について淡窓は巧みな手腕を見せている。

文化五年六月郡代羽倉秘救が死去する。淡窓と羽倉の関係は良好であった。羽倉は淡窓を代官所に招き講義を依頼し、息左門の教育を委せた。淡窓は郡代からの圧迫、介入を感ずることなく私塾桂林園を開く。淡窓の父三郎右衛門

は郡代の信任を得、掛屋として家業を伸長させた。淡窓は羽倉を次のように評価する。(3)

在任中、甚タ令政アリ、其政ヲナスコト、謹厳ニシテ、煩苛ナラス、務メテ民力ヲ惜ミ、民財ヲ養フヲ主トセリ、…其ノ家ヲ治ムルコト極メテ儉素ナリ、一毫モ人ニ取ラス、亦一毫モ人ニ与ヘス、如此ノ人、当世ニ多クヲ得カタシ、賢宰ト称シテ可ナリ。

文化一二年代官三河口太忠輝昌が死去する。三河口代官についての淡窓の感想は記録にない。

(三) 受難の時代

文化一四年に廣瀬淡窓は桂林園を移転、咸宜園と改称した。彼にとつては大きな転機となる年であった。またこの年代官塩谷大四郎正義が赴任、その在任一八年間の淡窓受難の時代が開始される年でもあった。

文化一五年頼山陽が来訪、数ヶ月間滞在した。さらに門弟中島益多を筑前福岡の亀井昭陽に入門させた。門人の学業が進み小成の後には本人の個性に合致した他の塾へ進学させるという方針がこの時から始められた。又独自の教育方法「三奪の法」すなわち身分、年令、学歴のすべてを奪い、門弟は入門時に同列に置かれ、その後の成績により序列が決まるという方法がとられた。

文政二(一八一九)年九月塩谷代官は淡窓に代官所の用人格に準ずる出仕を打診、淡窓はこれを受けている。ただし本人はこれを名誉と考えずむしろ屈服、家難として受けとっている。廣瀬本家を継いだ弟久兵衛の立場を考えたいやいやながらの選択であった。日記の中で次のように語る。(4)

明府(塩谷大四郎)ノ尊命、此身ニ於テ過分ノ窮策ナリ。抑我レ窃カニ察スルニ、明府ノ人トナリ、羽倉三河

口諸公ト同シカラス。予ガ不戈ナル、必罪ヲ獲ルコトアラント。心中疑懼シテ定マラス。因テ周陽ヲ以テ之ヲ筮ス。……予オモヘラク、是レ事不成就ノ占ナリ。然レトモ亦凶ニ非ス半吉ノ象アリト。心疑ツテ決セス。往イテ伯父ニ見エ其思召ヲ問ヒシニ、伯父曰ハク、明府ノ命、縦ヒ悪意ヨリ出ツルトモ、亦避ケ難シ。況ヤ好意ヲ以テシ玉フヤヤ。速カニ命ヲ奉スヘシトナリ。是ニ於テ、其旨ヲ先考ニ答ヘタリ。

ここで淡窓は塩谷の人柄に対する不安、懸念を強く示している。

一方この時期の塾経営は隆盛の一途をたどり、翌三年の入門者は六五名となった。病弱な淡窓にとって代官所出仕と塾経営の両立は困難を極めた。

天保元（一八三〇）年咸宜園塾政を義子である弟旭莊に譲る。

天保二年四月二八日淡窓が「家難作こる」と表現する塩谷郡代の咸宜園干渉、介入が行われた。のちに「先考（＝父三郎右衛門）ト久兵衛トハ、寵ヲ得ルコトアツテ、辱ヲ得ルコトナシ。予ト謙吉（＝旭莊）トハ寵アリ辱アリ、予ハ寵ヲ得ルコト、辱ヨリ多ク、謙吉ハ辱ヲ得ルコト、寵ヨリ多シ。」と憤慨する深刻な干渉であつた。内容は「月旦評」への介入であつた。当時咸宜園が人々に魅力を感じさせる大きな要因になつたのが入塾時に採用された前記三奪の法と入塾後の月旦評であつた。月旦評は塾生を学力によりいくつかの等級に分けて日々の精進の結果を評し昇格させるものであつた。又淡窓は基本的な教育理念として次のような学校論を記述している。（5）

学校ノ制ヲ改ムル事。他ニ非ス。古ノ時。世子学ニ齒スルノ礼アリ。其事委シクハ礼記ニ見エタリ。故ニ此ニ載セス。ソノ大略ヲ申サハ。国君ノ嫡子ヲ学校ニ出シテ。国人ト一同ニモノヲ学ハシメ。尊卑ノ差別ヲセス。群臣諸民ノ子ト打混シテ。只年令ノ長シタルモノヲ。上座ニオクコトナリ。サスレハ。世子タル人。自然ト賢者ヲ尊ヒ。長者ニ譲ルノ道ヲ知り玉ヒ。成長ノ後。君ノ位ニ居玉ヒテモ。必ス自ラ高ブラス。賢者ノ言ヲ用ヒ玉フナ

リ。ソノ処ヲ礼記ニ。知為人臣。然後可以為人君。知事人。然後能使人トアリ。君ノ子。此ノ如クナレハ。群臣ノ子ハ勿論ナリ。今諸国ノ学校。世子並ニ諸公子。出席玉フコト。格別聞及ハス。大方ハ師ヲ招イテ教ヲ受ケ玉ヘリ。又家中ノ子弟出席スルモノハ。家格ニ因リテ。座席ヲ序テ。長幼ヲ論セス。コレソノ大本已ニ違ヒタリ。……学校ニ出テ学フ所ノ生員ハ。諸公子ヲ始トシテ。家老ヨリ歩卒迄ノ子弟。……部屋栖ノ者ハ。不残出席セシムヘシ。

以上のような考え方が基本にあつて、当時咸宜園に入塾していた代官所役人の子弟を扱つた。当然庶民の子弟と平等な席次評価になる。これが塩谷郡代の怒りを招くことになった。塩谷は代官所役人最上席宇都宮正蔵の息茂知蔵の進級に差別ありとして、代官所役人の子弟を咸宜園から引上げさせてしまった。これがさらに淡窓の心に塩谷郡代に対する怒りをかきたててしまった。淡窓の主著『迂言』に次のように記すように彼は武士、幕吏に対する考え方もついていたからである。(6)

第一二国君ヨリ群臣ニ至ルマテ。其行儀尊倨高大ニ過キタリ。今時諸侯ノ振舞ヒ。古ノ諸侯ハサテオキ。……文盲ナル者ハ。武家ト云フモノハ。如此ニ有ル筈ノ様ニ思ヘトモ。古ノ武家ハ然ラス。列国ノ開祖タル君ハ。何レモ。君臣上下ノ間。至ツテ親シク近カリシナリ。

以後塩谷郡代と廣瀬淡窓の間には険悪なやりとりが四年余り続く。

天保四年正月、塾政を再び淡窓がとることを塩谷から命令された。すでに天保元年三月弟旭荘に塾政を譲つて自らは講義だけを行っていたが、塾の衰退を理由に淡窓の復帰を命じてきた。交代をしないならば自分が旭荘を直接指導して改革をすすめるという内容であつた。年令二五歳の旭荘が郡代の意に合わないことが重なつての結果であつた。交代命令と同時に月旦評の変更を要求している。やむをえず淡窓は五月塾政に復帰することになるが、この年十二月

にはそれを再び旭荘に返している。

天保五年五月、塩谷郡代は旭荘に塾式二巻を与え、塾政の変革を命令している。

天保五年六月、塾生の追放命令を受けた旭荘がそれを実行しないことに塩谷郡代は激怒した。淡窓はやむなく当該塾生を退塾させ塾機能を停止し郡代の次の措置を待った。

天保六年三月、塩谷郡代は突如都講を推薦、採用を強要してきた。是非もなく淡窓は受け入れを決定した。

天保六年八月、塩谷郡代は幕府の召還をうけ東上。翌年二の丸留守居に就任。

天保七年六月、長崎奉行高木作右衛門西国筋郡代を兼任。

(四) 『析玄』『迂言』の時代

天保七(一八三六)年四月、淡窓は旭荘に代り塾主に復帰した。塩谷前郡代の転任は淡窓に咸宜園の経営と著述活動を新たな決意の下に再開させることになった。

天保六年塩谷郡代の江戸召還後の二〇年間は、廣瀬淡窓にとって最も充実した時期になった。塩谷の後任の寺西代官は淡窓を尊敬し、丁重に遇した。淡窓は自由に教育・著作活度を行った。九州諸藩への出講も行いさらにそれまで控えていた現実の政治に対する発言・著作を始める。なかでも大名諸侯に読まれることを期待した『迂言』に代表される経済、経国に関する著作が書かれたのもこの頃である。又諸侯との接触も積極的に行われた。さらに池田代官の時代に至ると、淡窓に対する応対は更に丁重になり、学者としての淡窓の急変する政治情勢への発言を中央へ中継しようとし、九州方面へ来訪する幕府要人への対面を斡旋した。

天保八年九月、寺西蔵太代官日田着任、代官から淡窓に対して従前どおりの待遇の申渡があった。

天保九年一〇月、『析玄』を脱稿した。

天保一一年八月、『迂言』を脱稿した。

同年 一二月、寺西代官没。

天保一二年一二月、竹尾清右衛門代官着任、前代官時代と同様の待遇を申渡される。

天保一三年九月、肥前大村藩主の招聘により同藩に出講、教育制度改革を行う。

同年 一二月、竹尾郡代より苗字帯刀永世差免の老中水野越前守の下命を受ける。

弘化元年九月、府内藩主の招聘により同藩に出講、藩主に謁し『論語』『析言』『左伝』『詩経』を講義した。

弘化二年三月、大村藩へ再度出講した。藩主に謁し、藩校千年館、五教館で『大学』『孟子』『左伝』『唐詩選』『文

章規範』を講義した。

同年 五月、大村藩に第二回目の出講をした。藩主に謁し、『論語』『詩経』『尚書』『莊子』『史記』『礼記』を講義した。

嘉永元（一八四八）年五月、新代官池田岩之丞着任する。

嘉永七年二月二二日、池田郡代と同道田代に行き勘定奉行川路左衛門尉聖謨と会談した。

同 二四日、大目付筒井肥前守政憲と会談した。

安政三（一八五六）年一一月一日淡窓逝去。

注

- (1) 淡窓の経歴については『淡窓全集』所載の『懐旧楼筆記』による。
- (2) 井上義巳『福岡県の教育史』思文閣出版、昭和59年、第三章第四節
- (3) 『懐旧楼筆記』巻一
- (4) 『同書』巻二〇
- (5) 『淡窓全集』中巻 38頁
- (6) 同書 4頁

三 塩谷大四郎との対立

以上のように廣瀬淡窓の経歴を年次的に追ってみると次のことがわかる。すなわち開塾後淡窓は各代々官より年を追うにつれて厚遇を受けて行く。淡窓自身日記に一貫して記すように各代官に好意と感謝の念をもっていた。だが塩谷大四郎に対しては違っていた。塩谷に対しては塾への圧迫、介入を非難し、それを家難として把えている。さらに人生の第四期ともいえる天保六（一八三五）年以後の二〇年余は九州諸藩へ出講するなど教育活動が積極的になり、著作には現実の社会に対する提言が強く表れてくることが特徴になっている。

次に塩谷郡代の人と治政と学問を紹介して、廣瀬淡窓との間の対立を生ずる原因について考える。

塩谷正義は江戸幕府地方代官のうちで際立った善政を行った代官であった。

塩谷は日田在任中、職掌範囲である地理・租税・出納・警察・裁判等に関する諸務を掌りさらには業務外に及ぶ活動を行いめざましい業績を残した。歴代日田代官にほとんど業績を示す痕跡がない中、塩谷には善政を伝える古文書が多く残され、位牌が祭られ、徳を讃える碑、銅・石像、祠社が建立され、神と奉られ、徳をしのぶ伝承も民間に伝えられている。さらには明治三年初代日田県知事として赴任した松方正義に旧名を捨て改名させるほどの深い感銘と影響を与えている。

塩谷の師は寛政改革時に昌平坂学問所教授に任命された、いわゆる寛政の三博士の一人であった岡田寒泉である。岡田は半世紀にわたる長い地方代官の立場にありながら併せて自宅において私塾を開設していた儒学者であり、『幼学指要』その他の著作がある。岡田は代官として赴任した各支配地において善政を行った。岡田の離任後、任地におい

て祠社が建立され、彼は神として祭られている。塩谷はその岡田から寛政改革時に正学と定められた朱子学を学び、老練民政官岡田の政治哲学の影響を受け、さらには改革時に一新された勘定所に入りその精神をよく理解した改革の典型的な末端推進者であった。

ここで寛政時の朱子学を簡単にみる。正学である朱子学はまず君に対して「仁政」を説く。さらに臣に対して規範倫理的に仁政の代行者としての役割を迫る。松平定信は「人君の徳は民を愛するより大はなし。一国の君は一国の父母なり、又天下の君は天下の父母なり。」といい、又大名は「其器其徳、誠に天職にたゆるにあらざれば成りがたし、然るに私智を用いて天民を虐げ天職を空しくせば天則其人を廢して又さらに徳器ある人にあたふべし」という。(1)さらに寛政の三博士の一人柴野栗山は次のようにいう。「日本国中の万民天道より將軍家へ御預け被成被指置候様なる物にて御座候。…：下万民御上を奉頼候は、外の事にては無御座候。唯理非を御立被下候様にと奉存候事計にて御座候、…：此所の理非を御立被下候は、只今日本国中に將軍家をとりのけ、其外に誰可有御座候哉」「天下中の人民、大名高家より乞食非人に至る迄、天とも地とも、父とも母とも奉仰奉願候は、將軍家より外には無御座候」。(2)すなわち將軍を天の代理者として頼むべきが將軍であるとする考えである。

他方天領において將軍に代って治政を担う地方代官の役割りについて端的に示すものが塩谷大四郎が廣瀬淡窓の弟久兵衛に贈った「日慎」(本稿第一章第三節五を参照)に現されている。(3)

さらに塩谷が惣領捨五郎正路に贈った「奉仕要録」にも次のようにいう。(4)

(前略) 君の御為に民をおもひ民のためによる敷をもひ、力を入勤候得共短才及ひかたし、志のみな季、又不学にて事たらず候、子孫および各書をまなひ、私意を減じ、驕慢のこゝろも消し、奢侈をつゝしみ徳をつみ候様いたし度事ニ候、徳を積候本は農家の艱難を辨へ遊樂の過さるにはしまる、衣食住又君の賜ものなり、一食も謹而

喰し、一衣も慎て着すべき事に候、臣下徳を慎候得は上の御徳下に流るゝにて候、臣下不仁、不義に候得ば御不徳下に流るゝに候、下もとしては上の御徳を汚すましと心懸け候事第一に候、子供は年頃より聖賢の書を学はせ不好共、多少学はせ諸芸の助けとなし、芸術は多端を不好当人の器に随ひ好に任せ、猶其中輕重を考へ、重く広く御用に可立芸を御用に立候（後略）。

塩谷大四郎が日田代官として着任する文化一四（一八一七）年八月、塩谷は四九歳、淡窓は三六歳であつた。塩谷が勘定所入りしてから二六年目、各地天領代官として一八年、勘定方役人としては熟練の手腕家として評価され、各任地で善政を実施して順調に行績を残してきている。さらに彼は寛政改革の最中に勘定所入りをしている。又彼の学問の師岡田寒泉は昌平坂学問所において異学の禁の教化政策の中心人物であつた。塩谷は寛政改革の行政の末端を担っていた。彼は任地において典型的な正学の教化政策を実施した。彼の行政官としての行動が廣瀬淡窓からは家難としてうけとられる弾圧、介入となつて示された。一方淡窓は私塾成章舎を開いてから一一年目、塾勢は順調に隆盛をむかえ、九州内の亀井昭陽塾、帆足万里塾その他に比して規模において比類なき経営に發展していた。塩谷は、独立、自営により發展してきた咸宜園に介入を始める。

塩谷は「儒教に基く現世の秩序を正す上に重きを置いた」。(5)前記の息捨五郎正路に宛てた「奉仕要録」には要約すれば次のような内容のことが語られる。「武士の奉公は、私心なく正直に誠意をもって当ること、職務第一と考えること、職務に応じた規矩を守ることが必要である。さらに不服を言わず言動が正確であり道理がわかれば最上の人物である。いいかえればそれが忠である。忠を尽すことが家にとつては孝になる。忠孝の中には勇も礼儀も仁慈も慎も含まれる」と説く。庶民に対しては、天保五年塩谷が淡窓の弟久兵衛に与えた書に次のように語られる。(6)人は「御法度御掟を相守り百姓は耕作に心を用い田畑作り方上手に相成候こと第一に候はゞ無益の錢も遣わず身代を宜く相成

家門も睦敷く人の道相想生涯安楽に候……町人は商売に心を用い交易売買上手に成候得ば身上も能く相成人の道相整家内睦敷く生涯安楽に候」。

塩谷の任地での教化政策は、具体的に実行される際の場所、対象によっては臨機応変の工夫が凝らされる。庶民に対する直接の教示は、次に示す呉崎新田の百姓に与えた「掟」のように非常に平易な、俗な表現になる。

掟

一 壹錢もみだりに遣ふべからず

百金を惜しむべからず

附よろず口に言わず

取引其他心の決するところ立派なるべし

一 田畑の取入時締りよく勘定いたすべし

奉公人の飯 香の物 明渡すべし

附土蔵の錠前錢箱の鍵かゝの くら自身の鼻毛入念心附べし

一 夏の薪夏の水素末に遣ふべからず自分のみに夏冬なく勝手に遣ふべし

右之條に堅く相守るべし、恵比須大黒比内に住ふもの也

永山代官塩谷大四郎

先述したように、領内で彼の規範に反する事例があると、誤りを厳しく指摘した。咸宜園に対しても遠慮なくそれが実行された。ここに学者代官としての塩谷の性格が表われた。たとえば文政三（一八二〇）年六月十五日、毎年行われる祇園会の祭礼に際し、日田商人三松順平が祭礼の饅餅を代官に献上したところ、代官は同人の父が死去し服喪

中のはずであるとして贈物を返した。三松はそれを恥じて謹慎した。またある時、慣例となっていた代官による咸宜園塾生の餐応を行った際、その中の一人の祖母が死去して五〇日に満たないことを知り、淡窓を呼び「家族が死を悼んでいる時、宴席で飲酒狂歌する者が儒者淡窓門下にあってはならない」と詰問した。淡窓は不行届を恥じて謹慎した。(7)

塩谷離任後、淡窓は現実への関心を強く示し、その著作は切迫してくる幕末の社会情勢に対する提言が多くなる。学者代官塩谷と異り後任の寺西・竹尾・池田各代官は淡窓に敬意をもつて接し対応も丁重であり、淡窓への圧迫はなく塾への介入はなかったことも淡窓の行動を自由にした。淡窓は天保七年十二月『析言』、同一一年『迂言』を著した。淡窓の関心は海外時務・国家論に向った。

また淡窓は自らに干渉・介入を行う塩谷に対して反感をもつが、寛政改革の主導者松平定信に対しては学問を評価し敬愛の念を抱く。近隣諸藩からの出講要請に対して病弱を理由に辞退を繰り返すが、定信の子孫である府内藩主、大村藩主の要請を受け入れることになり、日記にも定信の子孫であるが故の好意を示す文章がある。

注

- (1) 『燈前漫筆』樂翁公遺書上
- (2) 『栗山上書』日本經濟叢書 17、110頁・103頁
- (3) 「廣瀨家文書」
- (4) 「塩谷増次氏所藏文書」
- (5) 日田郡農会編「民政家塩公事歴」
- (6) 「廣瀨家文書」
- (7) 「民政家塩公事歴」

第二章 廣瀬旭莊の経世学の形成

(一) 廣瀬旭莊研究史

幕末の文人廣瀬旭莊についてその尊王攘夷論の研究は多くない。その理由は旭莊が尊王攘夷の直接行動をとらなかつたことと、表だつた尊攘論の表明がなかつたことにより、明治維新史の研究対象としてとり上げられなかつたことによる。さらに旭莊関係の資料が生家の大分県日田市廣瀬家に保存されながら同家の江戸時代からの家訓により、他見を許されなかつたことも影響している。

明治四一（一九〇八）年一月二日より、四七回にわたり大阪朝日新聞紙上に、同社記者西村天囚による記事「亀門の二廣」が連載された。天囚には『日本宋学史』等多くの漢学についての著作があり、大阪朝日新聞紙上に次々と成果を発表している。「亀門の二廣」のタイトルの意味は、亀井南冥、亀井昭陽門下の二人の廣瀬、すなわち廣瀬淡窓、廣瀬旭莊という意味である。

天囚は同記事の著述にあたり、その時点で存命中の関係者に当たり、詳細に証言を集めている。後に『淡窓全集』が編纂されるが、全集の編集骨子は天囚の記事によるところが大きい。

天囚の廣瀬旭莊論は漢学者としての活動と漢詩人としての軌跡が主となり、経世論、時務論についての紹介はない。『淡窓全集』にも旭莊の政治論についての記載はない。

最初に廣瀬旭莊を経世家としてとり上げたのは杉本勲であつた。同論文ではじめて、ペリー来航直後幕府に対して

提出された上書である「識小篇」が取り上げられ、同書が並々ならぬ対外意見であると評価された。(1)

その後昭和六三(一九八八)年三月に『廣瀬旭莊全集』が刊行された。その中に旭莊の日記『日間瑣事備忘』が収められた。中村幸彦による解説文中には最近の廣瀬旭莊研究動向の紹介がある。その中で特徴的なことは『日間瑣事備忘』が旭莊をテーマとして取りあげられるのではなく、緒方洪庵、鈴木春山等の他学者の研究の基本資料として利用されていることである。(2) それらの論文の中で旭莊は脇役的に登場する。

(二) 日田時代の廣瀬旭莊

廣瀬旭莊は文化四(一八〇七)年五月十七日に豊後国日田に生まれた。名は謙、字は吉甫、号は秋村・旭莊・梅墩(「廣瀬氏略系譜」参照)、通称は謙吉、私諡は文敏。著書には「異船議」、「高青邱詩鈔」、「学校議」、「九桂草堂隨筆」、「旭莊小稿」、「宜園百家詩初編」、「宜園百家詩二編」、「宜園百家詩三編」、「怪史」、「鷄肋集」、「克己編」、「識小篇」、「淡巷集」、「追思録」、「東遊稿」、「塗説」、「貳臣傳」、「日間瑣事備忘録」、「梅墩遺稿(光吉文編)」、「梅墩漫筆」、「病榻囁語」、「明史小批」、「録海」がある。

生家廣瀬家はこの時代、九州天領の中心地日田の豪商で代官所出入の掛屋を営んでいた。家業は、長男淡窓が病身のため次男久兵衛が継いだ。淡窓は儒学で身を立てるため独立し、文化二年三月日田において私塾を開いた。

旭莊は廣瀬家の五男に生まれ、兄淡窓の塾に入門した。文政六(一八二三)年に淡窓の義子になった。同年九月淡窓の師である筑前の亀井昭陽に入門する。昭陽はその父南冥とともに淡窓の師でもある。昭陽は旭莊の才を愛して塾長に任じた。旭莊は学問的に大きな影響を受ける。昭陽は南冥とちがって「物学朱行」である。南冥は物学すなわち

徂徠学の人であったが、異学の禁ののち福岡藩の冷遇を受け蟄居を命じられた。昭陽は程朱の学に転じた。その影響を受け旭莊も程朱の立場をとった。

旭莊の最初の師である淡窓の学問は「折衷学」といわれる。淡窓は自らの学問を『夜雨寮筆記』において次のように語る。

易は弱冠の頃程朱の伝義を一覧した。

古注は検閲の暇なし。

尚書は、昭陽の講釈を聞いた。

古文の真偽は知るところにあらず。

詩経は師説を聞いた。

春秋の一経は予が疑いを欠くところ。

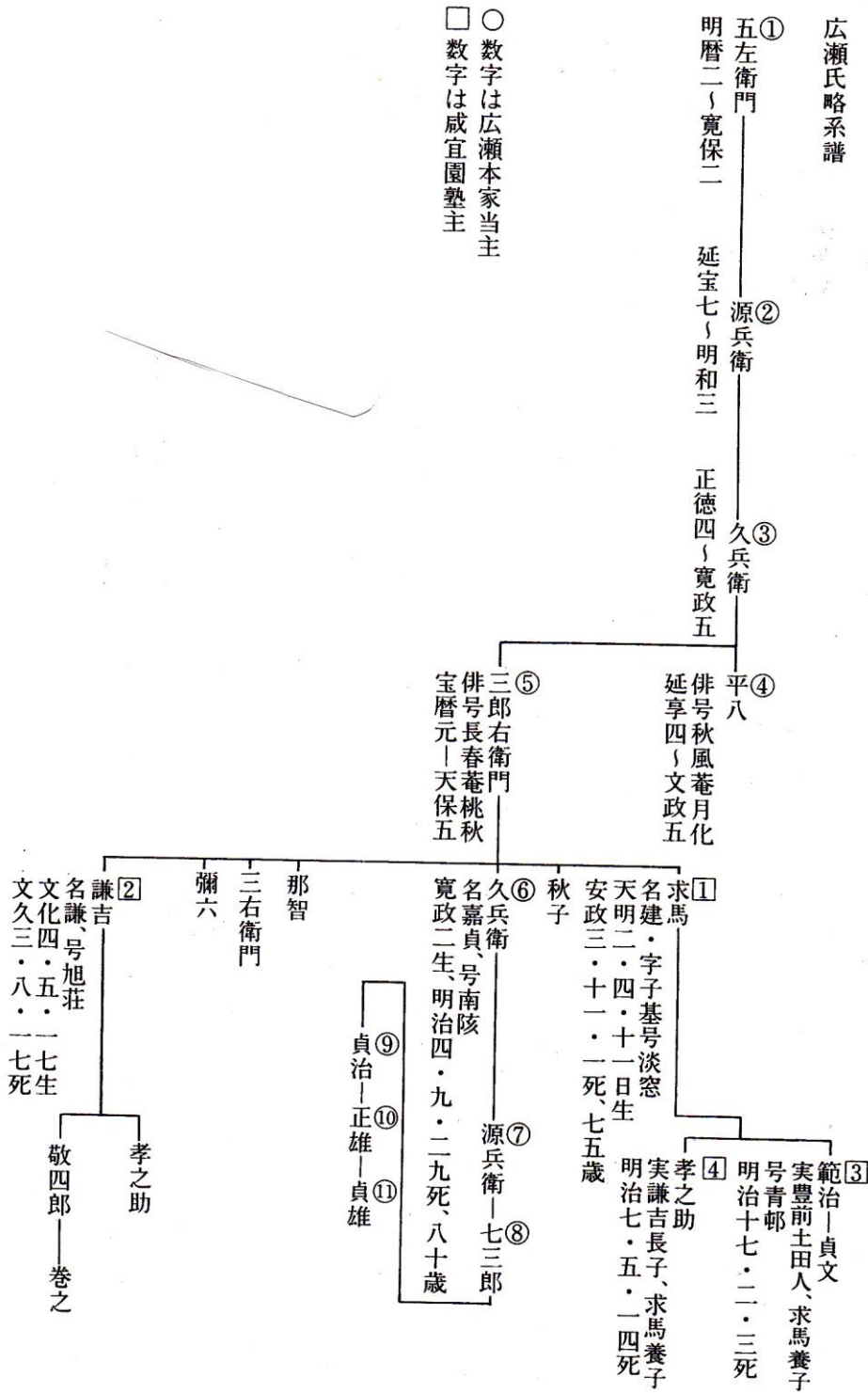
程朱伊物の説は、弱冠前後略其の書を涉獵したのみで研究するに及ばず。

学問は己れの身のため、古人に奉公のためにはしない。

学問は骨董屋が新古を鑑するようなこととなつてはいけない。

旭莊は自分と淡窓の学問について次のように語る。「淡窓の義理は宋儒であり、訓詁は取捨した。自分はその家法に従う。自分は宋儒の域を出ないが、理気を語らず、高遠をさけ、切実を尚び、人情世故の閱歴を得来つて、見解を下す。」

広瀬氏略系譜



旭荘の学問は二〇歳代前半に完成され、二人の師亀井昭陽、廣瀬淡窓の立場を継承している。

同八年一九歳の時筑後の樺島石梁に師事し主に史学を学ぶ。石梁は筑前生れ、久留米藩儒で、名は公禮、字は世儀、通称勇八、号は石梁。師は宮原南隆・細井平洲、経学は折衷である。文政一〇年没、七四歳。

文政一〇（一八二七）年四月より、旭荘は讃岐から備中・備前地方を回遊した。讃岐では神辺廉に会い、その後備後の菅茶山に入門数ヶ月滞在した。茶山からは学問的に大きな影響を受け、後年詩人として大成する契機ともなった。安芸国広島では同藩々儒頼杏坪に会っている。頼杏坪は安芸竹原生れ、名は惟柔、字は李立、千祺、通称は萬四郎、号は杏坪、春草堂。頼は藩儒から郡奉行に転じ、経術に長じ、詩書をよくすることから、同じ傾向の旭荘も意気投合した。

この歴訪により旭荘の経学、史学の範囲が広がり、学者としての素養に研ぎがかかった。

文政一一年九月旭荘は豊前国宇佐郡浮田新田（後に久兵衛新田と改称）塾舎において、淡窓の命により現地塾生に教授を行う。浮殿塾開塾は時の西国筋郡代塩谷大四郎の誘導による。塩谷は文政七年以来九州天領の海岸地帯で大規模な干拓事業を行った。その中心が豊前国宇佐郡と隣接の豊後国国東郡であった。塩谷はこの事業の現地拠点である陣屋を奈良瀨に置きさらに同所と豊後呉崎に新田会所を設置した。浮殿は両会所の中間地点にあり、また豊前・豊後の国境を流れる寄藻川の中洲にあった（本稿第一章第三節三の第一図を参照）。浮殿はこの地方の陸上・水上交通の要所であった。塩谷はこの地に、新田完成後の民生の一環として教育機関の整備を図り、淡窓に塾の開設を要請した。淡窓は塩谷の希望を受け入れ、咸宜園の分校を開くことにした。しかしこの時期淡窓は別に田代において藩校東明館の再建をすすめており多忙を極めていた。そのために浮殿の経営は旭荘に任せられることになった。当初塾は「去年来余が病気もなおり、塾政が執れる、謙吉も家に在って閑暇無事である、時に久兵衛の新田開発の地は奈良瀨、浮殿、

呉崎等であるので、久兵衛は浮殿に家を作り、寓所としている、其地清幽、書を読み業を講ずるに適しているので、謙吉を伴うて、彼地に赴いた。謙吉も彼地で早速門生を誘致した、すると従遊の者が頗る多い、比方の塾生も従つて彼地に往く者が多い」と記すように、⁽³⁾順調に開始されるように考えられた。しかし翌文政一二年二月になると「日足から一人入門した、長洲から追々と入門するものがあるらしいが塾生が病氣などと申立、減つて四人しか居らぬ、当地滞留の見込みも立たぬ、尊公の御出を待つて引払つてはと思う」という状態になった。浮殿塾は旭莊と釈徳令が続けて同年一月まで満一年存続した。なお浮殿塾がどの位置に存在したかは不明である。浮田の地名は現在豊後高田市にあるが、次の資料から久兵衛新田内屋敷地と考えてよい。「浮田新田は、嘉貞が独して開し処也。其地に館を設けたり」と記録にある。⁽⁴⁾すなわち久兵衛新田は当初浮殿新田と呼ばれていた模様であり、同新田は広大な浮田砂洲の一部を取り込み建設されたからである。

文政一二年六月旭莊は田代藩校東明館で教授する。同二月藩の要請により「学校を興さん為の助力」のために淡窓が赴いたが、それから四ヶ月で旭莊が代理として交代したのである。東明館での講義は、同藩の藩政改革に協力していた廣瀬本家久兵衛の仲介で実現したが、藩の姿勢、受講生の態度が芳しくないことから同年中終了することになり、旭莊の講義も三ヶ月で終わった。

天保元（一八三〇）年三月五日、廣瀬淡窓は退隱を決定し旭莊が後を継いだ。四月二七日には「門人列名ニテ旭莊ニ仕フルニ先生ノ札ヲモツテセンコトヲ請フ、之ヲ許シ門人ヲ会シ宴ヲ設ク、旭莊ヲ称シ若先生ト伝フ」となった。ただし淡窓は退隱ですべてから手を引くということではなく、講義は行つた。旭莊は家事、塾政を執つた。『懐旧樓筆記』に「家事ヲ謙吉ニ伝ヘタルノミニテ。官府ノ方ハ。称号旧キニヨリテ。隱去ノ名ナシ。家事塾政謙吉ニ伝フルトイヘトモ。教授ノコトハ。猶廢セス。日講及詩文ヲ削リ。月旦ヲ作ルコト。大抵余ノ手ヨリ成之。」と記されている。

天保二年四月二八日、塩谷郡代の旭莊経営の咸宜園への干渉が開始された。これは塩谷退任の天保六年八月まで約四年半続く。淡窓が「先考（＝父三郎右衛門）ト久兵衛トハ寵ヲ得ルコトアツテ、辱ヲ得ルコトナシ、予ト謙吉トハ寵アリ辱アリ、予ハ寵ヲ得ルコト、辱ヨリ多ク、謙吉ハ辱ヲ得ルコト、寵ヨリ多シ」さらに「恨ムラクハ、予カ退隱ノ後、塾政比カ為ニ攪乱セラレ、遂ニ家業衰微ニ及ヒシコト、歎スヘシ」（5）と後年に記するようになり、塩谷の干渉は主に塾主旭莊に向けて行われた。ただし右のような淡窓の塩谷の処置に対する記述は多くあるが、旭莊の塩谷に対するそれは一切ない。介入の本当の理由は（一）旭莊の個人的な人格に対する不安なのか（二）二四歳の若さと未熟に對する不満なのかはわからない。介入は「月旦評」に對して行われた。当時咸宜園が人々に魅力を感じさせる大きな要因となったのが入塾時に採用された「三奪の法」と入塾後の月旦評であった。月旦評は塾生を学力によりいくつかの等級に分けて日々の精進の結果を評し昇格させるものであった。この制度を当時咸宜園に入塾していた代官所役人の子弟に適用した。当然庶民の子弟と平等な席次評価になる。これが咸宜園側と塩谷との衝突を招いた。塩谷は代官所役人最上席宇都宮正蔵の息茂知蔵の進級に不満ありとして、代官所役人の子弟を咸宜園から引上げさせてしまった。代官所の意向をおそれてか入塾者は激減する。

天保三年十一月九日旭莊は筑後吉木の合原氏と結婚。

天保四（一八三三）年一月六日、久兵衛が使者となり塩谷の命が伝えられた。旭莊から淡窓への塾主交代のことであった。理由は旭莊経営下の門人激減であった。同年三月八日には月旦評についての改善命令が出された。同月一日淡窓が塾主に復帰した。八月九日旧門下生であり、大塩平八郎門下で都講をつとめた松本久蔵が大塩の著書『洗心洞割記』を寄贈した。添書には大塩の「久仰高名、近年九州の地に入るの時、必ず貴家を訪ふべし」とある。ただし淡窓の大塩に対する評は厳しく「大塩従来王陽明カ学ヲ悦ヒ。心合太虚ノ説ヲ唱ヘタリ。心学ノ弊。往々天地鬼神聖

賢君父ヲモ蔑視スルニ至ル」と記している。(6)さらに大塩の乱について「加フルニ。天性高慢ノ質ヲ以テス。遂ニ発狂スルニ至ル者ナリ」と記す。同年十二月三日に再び塾政は旭荘に戻された。

天保五(一八三四)年二月旭荘は筑後、日向に遊ぶ。同一〇月五日父三郎右衛門没、号桃秋、八四歳。

天保六年一月二八日、旭荘は遠遊のために塾政を淡窓に返し、二月古賀穀堂を佐賀に、草場佩川を多久に訪れる。穀堂は佐賀人。古賀精里の子、名は燾、字は溥卿、通称は文太郎・敬一・太郎右衛門・一左衛門・修理・藤馬、号は穀堂・清風堂・琴鶴堂・潜窩・頑仙・花顛、佐賀藩儒、経学は程朱を確信、章句に拘泥せず、聖経の奥旨を究ることを以て務とする。天保七年九月一六日没五九歳。佩川は肥前人、名は鞆、字は棟芳、嵯助、号は佩川・宣斎・玉女山樵・濯纓堂主人、古賀精里に学ぶ、佐賀藩儒、程朱の学、慶応三年十月二九日没、八一歳。その後旭荘は長崎に回遊する。同地では高島秋帆と会見した。同七月一二日塾政は再び旭荘に戻る。同八月二〇日塩谷郡代は江戸に召還された。塩谷郡代による咸宜園への干渉はあったが、天保元年から五年余の咸宜園経営の経験は、旭荘にとってはその後の堺、大坂、江戸での教育活動に大きく役立つことになる。同十二月二四日貫名海屋日田逗留。

(三) 廣瀬旭荘の第一回江戸滞在

天保七(一八三六)年二月二四日塩谷大四郎は江戸城二ノ丸御留守居役に就任した。四月二日塾政は再び淡窓に返された。同二二日旭荘は東上の途につく。四月末堺着、六月京師、十月高野山に遊ぶ。九月二九日長男孝之助(林外)生誕。十一月一〇日淡窓は丙申改正規約を公表し、塾生に告諭を發し、塾勢の発展を図ることになった。

天保七年四月旭荘は堺に住居を置いた。「謙吉カ今月五日ノ書ヲ得タリ。堺ニ於テ寺ヲ貸リテ寓居スルコト議定リ

タル由ヲ。申遣シタリ。」とある。(7) 同二月旭荘は江戸へ下向した。江戸では羽倉外記(簡堂)の屋敷に留った。堺への移住の目的は一に淡窓の『遠思楼詩鈔』上木のため、二には「上国に旗幟を翻さん為」であった。なぜ堺の地が選ばれたかについては、小林安石の勧めがあったからである。安石は咸宜園の高弟で、久しく堺で医業を営んでいた。

旭荘は最初に専修寺に居を構えた。同七月には甲斐町に借宅して塾を開き逍遙吟社を発足させた。門人は一五、六人いた。

堺の在住は一年余りであったが、その間京坂の多くの文人と交わった。大坂の僧雲華、篠崎小竹、後藤松陰、藤沢東咳、野田笛浦、貫名海屋、仁科白谷等であった。いづれも京坂の文人の頂点にいて活躍していた。篠崎、後藤、野田とはそれぞれの晩年まで親しく交流がなされる。

藤沢東咳は寛政六年讃岐安原生れ、名は甫、字は元発、通称は昌蔵、号は東咳・泊園。高松藩儒。九歳で徂徠学の中山城山に師事、一八歳で高松に開塾。文政元年から三年間長崎にて中国語を学ぶ。その時後の砲術家高島秋帆を教授。皇家崇拜の心が厚く、孟子の王道を批判して「王者の放伐は断じて孔子の本旨ではない」と唱えた。漢詩でも混沌社にひけをとらず、彼の「先春吟社」には橋本香坡、廣瀬築梁がいる。

後藤松陰は美濃生れ、名は機、字は世張、号は松陰・春草・兼山、通称は俊蔵。篠崎小竹の女婿。学統は頼山陽。大坂柅木町で開塾。詩を善くす。元治元(一八六四)年一〇月一九日没。五九歳。

野田笛浦は丹後田辺生れ、田辺藩士。古賀精里に入門。文政九年清国商船清水湾に漂着した時、駿河代官羽倉外記に昌平黌在学中の二八歳の野田が儒官古賀侗庵に推薦され同船を長崎まで廻漕する役目につき、任務を果たした。その後藩主牧野氏に登用され藩執政に任ぜられた。詩文を善くす。安政六(一八五九)年七月二一日病没。六一歳。

篠崎小竹は文化一〇（一八一三）年頃から永く大坂文壇の頂点にいたが、旭荘が二三歳の時に詩を送って「正を乞う」て以来、旭荘を高く評価しており、旭荘の上坂後はその後援者、庇護者となった。

当時の大坂には対外関係の切迫は伝わっておらず、町儒者の役割は一般庶民の日常生活上の規範倫理を伝授することと、富裕庶民層への詩作教育が主であった。

また、旭荘の江戸下向は塩谷郡代の下で圧迫を受けていた旭荘を、その支配下より脱出させるため、又羽倉の下に置き将来の対策を相談させる目的であった。それが塩谷転任のため旭荘にとっては遊学目的だけの逗留になった。

羽倉は、父羽倉秘求日田代官時代に日田にあり、享和二年より淡窓に師事して文化七年まで交流があった。淡窓は弟子羽倉を信頼・傾望し次のように記す。「左門君天資聰明、文筆ニモ長セラレ、東上ノ後モ追々修学シ、布衣上ノ人テハ無双ノ学士ト称セラレタ、其人洒々落々、辺幅ヲ修メス、権ヲ挟マス」（8）淡窓は旭荘を羽倉に託した。

今回の約三ヶ月の江戸逗留中、旭荘は羽倉の紹介で多くの学者と親交する。松崎慊堂・村瀬誨助・佐藤一斎・安積良斎・野田笛浦・梁川詩禅・菊地五山・松平内記・岡本華亭・館柳湾・塩田随斎等である。特に佐藤一斎・松崎慊堂とは数度往来し親交を交している。

大坂出発に際して旭荘は篠崎小竹に、昌平黌同窓で幕府儒官の佐藤一斎、古賀侗庵への紹介状を頼んでいる。野田笛浦には儒官松崎慊堂、斎藤拙堂宛の紹介状を頼んでいる。このことから江戸出府の主目的が幕府儒官との会見であることがわかる。

松崎慊堂は日記『慊堂日曆』を残しているが、その中で度々訪れる旭荘との親密な交流の様子が記されている。当時江戸の儒林では、咸宜園と塾主廣瀬淡窓、旭荘は高く評価されていた。それは咸宜園が多く塾生を輩出しており、その中からシーボルトの鳴滝塾々頭岡研介の活躍、中島子玉が昌平黌舎長に就任し師淡窓の存在が話題になっ

ていたことなどがある。

さらに廣瀬旭荘は羽倉外記の紹介で、大学頭林述齋に招かれ、大学頭父子と縁ができた。旭荘は述齋の息左近将監（次の大学頭林檉宇）と会い、その求めに応じて詩を贈っている。また左近将監の開く雅会に招かれ、羽倉外記、古賀侗庵、岡本華亭と同席した。左近将監の弟林式部（後の大学頭林復齋）とは親しく往来し詩を贈られた。式部に後に詩集の発行の時序文をもらっている。

旭荘は江戸の詩壇との交流を積極的に行った。特に梁川星巖とは頻繁に接した。星巖の玉池吟社に出席し、塩田随齋、大槻盤溪と唱和した。

かくの如く廣瀬旭荘の第一回江戸出府は、漢学者、詩人としての名は揚がり、当時一流の文人との人脈が形成された。淡窓はこのような旭荘東行中の様子を知るためと、さらには病状の悪い自分に代わり日田での塾主就任要請のため旭荘に帰省を促した。五月旭荘は江戸を出て、木曾路をとり堺に帰着した。六月には京に出遊、九月には日田に帰省した。

（四）廣瀬旭荘の大坂塾開業

天保九（一八三八）年一月、旭荘は日田を出発、馬関經由で三月に大坂に帰着。四月に宇治に出遊。五月に大坂西堀に転居した。

最初の塾は天保九年閏四月二八日三二歳の時、西横堀七郎右衛門町に開設した。同年九月には緒方洪庵が瓦町に適塾を開いた。一〇月一日両者は岡部玄民宅へ招かれ初対面をした。これ以降両者は密接な交流をし、文久三年両者

が没するまで二五年間続くことになる。

最初は天保九年一二月四日に、西横堀呉服橋東南京町橋北の笹屋巷に転居した。当初から塾の人気は高く翌一〇年三月一九日には塾生の数が一〇人となり、六月二日に一六人に増えて、手狭になり西隣りの家を借りている。一月一日には塾生二二人、外来生すなわち通いの入門生一五、六人となった。この時点で合計四〇名余の門下生がいた。以後晩年まで旭荘塾の生徒数はこの規模で推移し、生涯一、〇〇〇人の出身者がいると考えられる。また塾は手狭になり、天保一一年三月九日高麗橋四軒町に移転した。

この時期の旭荘は師淡窓ゆずりの「西洋の芸術、東洋の道德」の必要性を掲げた。佐久間象山や橋本左内と同様に彼は外国の脅威に対して、外国の技術を学んで殖産興業に励み国を豊かにして、軍事力をつけることが必要と論じた。さらにそのための人々の道德心の養生のために漢学は必須であると考えた。このような学問的な姿勢は緒方洪庵の考えと一致し両者の交流は親密になり、両者の塾は相互補完的になる。洪庵は江戸での修業時代蘭方医学の第一人者坪井信道の下で医学を修めた。さらに大坂来住の直前まで長崎において医学を学び、オランダ語を修得して、外国事情にも明るかった。旭荘は洪庵からそれを吸収した。洪庵は医師として開業するかたわら適塾において蘭学とオランダ語を教授していた。彼は蘭学修業の前提として「東洋の道德」の必要性を強く教えていた。

旭荘塾で修業中の塾生の中には、さらなる外国事情についての知識の必要性を感じ、適塾入学を志す者も多く現われた。さらには適塾で修得したオランダ語を生かして、オランダ医学の研修をし医家としての道を選ぶ者もあつた。逆に最初から医学者を目指し適塾に入学した者が、旭荘塾で漢学の勉強を兼修する者もいた。

適塾入門希望者の中で医学希望の者は旭荘の紹介で入学した者が多くいた。当時の塾では入門希望者は、身元を保証する推薦人を立てなければ入門できなかったからである。適塾入門希望者の多くが旭荘の推薦を求めた。師淡窓も

旭莊に咸宜園出身者の推薦を依頼した。

天保九年一二月京に出遊。一二月二日小石元瑞、浦上春琴、貫名泰次郎を訪れた。同日の『日間瑣事備忘』に「小石元瑞ヲ訪ヒ、又浦上春琴ヲ訪ヒ、遠思楼詩鈔ヲ贈リ、鴨川ヲ渡リ西ニ行キ、木屋街ニ貫名海屋ヲ訪ヒ、遠思楼集ヲ贈リ、晩、逆旅ニ帰ル」(9)と記している。旭莊と貫名の交流は親密であった。天保七年貫名が日田へ遊行、逗留した時以降交流がある。貫名、名は包、号は海仙・海容・海叟・海屋・菘翁・松叟、通称泰次郎、徳島の人。幕末の三筆と称せられる。京師下鴨に住み文久三年没、八六歳。この年以降、旭莊の日田帰国は稀になる。恐らく淡窓による塾主就任要請を辞退したものと考えられる。そして大坂へ定住し、京坂に活動の場を求めることになる。東上の経験から(一)一流の学者と交流が出来ること、(二)著書の出版が容易であること、(三)出版物に対する需要があること、(四)自らの学問・詩の社会への流行が容易になること、(五)世の評価を得ることが塾を開いた場合の経営に隆盛をもたらした優秀な塾生を集められること、(六)江戸、京坂に身を置くことは社会情勢を的確に把握できることなどの必要性を感じたからであろう。特に旭莊の場合は現実の政治状況に関心を持っていたから強くそれを意識した。旭莊東上以前にはシーボルト事件(文政十一年)、直後には蛮社の獄が起った。社会情勢把握には学者としての的確な情報が必要であった。

義父淡窓は病身で九州を離れたことがなく、京坂・江戸と接触が行えず、中央の学者の活動と疎遠にならざるを得なかった。淡窓は文通によりそれを補う努力を行い、又全国の学者とのつながりを作った。だが僻地豊後日田に位置する不利と制約は大きかった。田能村竹田・頼山陽等淡窓を訪問する人士の数は多く淡窓の学問、詩作の向上に役立った。しかし学者として、詩人としての知名度は低く、全国的な流行はおくれがちになった。さらに淡窓にとって不利だったことは本の出版が困難だったことである。豊後日田は九州天領の中心地であり、商業都市として九州各諸侯

の城下町に劣らない繁栄をしていた。それでも書物の刊行を業とする商人が居らず、京坂・江戸に原稿を持参して出版交渉をせねばならなかった。淡窓は本の刊行には非常に苦労した。不自由ながら経済的に豊かだったのでそれは可能であった。又書がないことに淡窓は困った。書物に需要がないため書売を商人がなかった。地方では書物を必要とする書生は藩校、塾の所蔵書を読書、書写するしかなかった。学者としての評価は中央でないと不利であった。私塾経営も大都市が有利であった。旭荘は本格的な塾経営を開始する。塾は咸宜園の分校として開設され、咸宜園同様の教育方法・組織を採用していた。

同年五月一四日『天保三十六家絶句』が刊行され、その中に淡窓が選ばれ彼の七絶二五首が採用された。さらに同六月一四日淡窓宛の旭荘からの書状によれば、淡窓の詩集『遠思楼詩鈔』が官許を得て刊行され、菅茶山・頼山陽以上の評価を得て流行していることが記されている。旭荘も詩作活動に力が入った。この時代多くの塾で儒学教育のかたわら門人に詩作の訓練を行った。塾舎での詩作の他、塾外で不定期にも行われた。近辺の閑歩中に、あるいは宴会の場、または近傍の名所・旧跡旅行の場が詩作鍛練の場になった。淡窓は生来の病弱でなお謹厳実直の人であったが、右のような酒食の場は頻繁に設定している。彼の場合も散策・宴会は詩会の場であった。多い時は二〇名を越える塾生を同行し、知人、友人を招き酒を飲み宴を開く。参加者は必ず詩を作り、淡窓の評を受け添削を得た。旭荘の大坂時代こうした塾生の訓練方法が採用された。したがって門下生を伴った名所旧跡への遠出は頻繁に行われた。同年九月、十一月には京への出遊があった。

天保一〇（一八三九）年四く五月馬関への出遊。この旅行は旭荘がお松・孝之助を大坂へ迎えるために馬関まで行ったものである。妻子を九州に残したまま大坂生活をしていた旭荘は、大坂での定住と塾の本格的経営を志し、妻子の迎え入れを決心した。まず旭荘は二月二三日淡窓宛にそのことの了解を求める書簡を送り、三月二七日には次兄で

ある廣瀬本家当主南陔（久兵衛）宛同様の書簡を送っている。二月の書状では、男所帯の炊事洗濯から身の回りの不自由が語られ、大坂では日田と違い、塾生に共同の炊事を義務づけることが不可能であることを挙げています。それを強制すると塾生が集まらないことを嘆いている。さらに眼病の淡窓に眼鏡を勧めている。旭荘自身も眼鏡を使用していることを記している。さらに刊行した『遠思楼詩鈔』を羽倉外記、古賀精里、林大学頭その他四十八人に送ったことが報告されており、この時期に大坂での旭荘の交友関係が広いことを推測させる。さらに二月二九日付で日田側から、伸平・久兵衛・求馬連名の了承の書簡が旭荘宛送られている。（10）

一筆啓上仕候 春暖之節益御機嫌能被遊奉恐悦候

一 久兵衛君本月十日無異帰着之由大慶仕候其時書状差上 且御同人舌頭ニ付候件ハ御承知ト被察候

一 御松愈リ呼上セ候方宜ト存候 孝之助離レ不申時ハ仕方無之 一同御上被下候様希候 当年ハ昨年九月十

月ヨリ少々陵遅之形見ヘ候 五六人モ入門有之候モ入塾ハ不仕候 其故ハ家内無之 炊飯之事規則無之故也

一 先御松呼上セ一家ヲ作り度 先日下女雇候ヘ共 男子耳之処故一兩夕ニ而其親元ヨリ呼返シ候 男子ノ僕ハ

過半盜也 書生輪番炊飯ヲ不好 誠ニ困居候私モ所持之衣類相破レセンタクノ人モ不来 内外ニ困入候願ハ一

日モ早松呼上セ度候 若同道ノ人ナク秋ニモ延ト申様ニ候ハ、 日ヲ期シテ小倉迄迎ニ参リ而モ宜候 是非共

御遣シ被下候様奉希候 孝之助彌不離時ハ天命ニ任セ候ヨリ外ハ無之候 文紀父宗易兼リ東遊ノ望御座候同人

ニ於而モ宜哉と存候 是ハ吉木ニ御相談可被下候

一 御眼氣難渋奉察候 私杯食時ニモ眼鏡ナクテハ無味候 四十五日御忍 眼鏡御用可然 老眼無鏡而物ヲ見ル

ハ無甲而戰場ニ赴ク如シ 四五十日辛抱出来スシテ 終身之難渋ヲ不顧ハ昭公季子ト不和睦ルカ如シ 御賢察

可被下候

一 析玄間瀬信之助方へ到着之日遣置候 評語加候様ニ申聞候へ共不敬仕候諸事皆同意献芹之处ナシ 近日京ニ遣シ行助ヨリ諸儒ニ為見可申候 私説モ追テ可申上候 夜窓間話出来候ハ拝見仕度候

一 宜園百家等閑ニ不仕候 但一向暇ナシ且謄写人ナク攻アグミ居候 三月中ニハ成就ノ積也

一 遠思楼 大人ノ御名ヲ以相遣候唐本製ハ私ヨリ相拵 河茂ニハ私ヨリ拵置候只今迄遣候分 小竹(之ハ和本) 棕隠唐海屋唐桜井唐其他後藤 小石 春琴等数人ニハ私ノ名前ヲ以相送候 其後羽公唐三部古賀林家ニ一部宛坪井

和龍信和服部和詩禅和七部尊名ヲ以贈候積也 今迄私ヨリ他方へ遣候分 四十八本ニ及候 小城之家老ト高良山

而已返礼来候 其他ハ施ニ相成候 御一笑可被下候 書林之評ニ百年來 南郭ハ除キ茶山山陽遠思楼三集尤流

行候 茶山ハ些子ハヤリ止候由 此地ニ私永住ニ候ハ、 必山陽ヨリハ衰可申候

一 松来リ候時 夜具必持参致度 之ハ船中之為ニモ宜 此節綿高直ニ付蒲団類当地ニテハ買ニ不宜候

二月廿三日

謙吉

大人梧下

奉呈寸楮春暖之節 益御安泰恐悦候 扱小倉ヨリ之尊書相達候へ共 其後左右無之 社中御書ハ不来哉ト相尋返答ニ困リ候 私ヨリハ忠八船ニ一度 河野ニ托シ兩度差上候 此節日記差上候 近来ノ様子はニ而御承知可被下候 近来ハ門生モ日々繁盛仕候 塾之方セマク当時普請致候筈 五人程私同居候 盛衰難計場所柄ニ候得共 当年中ニハ頗榮可申 中善先月廿八日出立ニ而今以左右無之ハ途中無難ニ候 甚被案候 先便酒ノ事申上候 最早相分居可申 河茂書物代御請申上候処琥珀光一樽ヲ二両一朱ニ立用勘定仕候 定テ間違可有之ト存候

大新中津迄罷越夫ヨリ御地ニ罷出候筈 篤御礼謝可被下 不相替懇意仕候 御松事一日モ早御遣シ可被下 門生増候時ハ留守甚六ヶ敷私一日ニ一度ハ出講外出仕候 其留守困リ候 且衣類皆破レ婦人ナクテハ誠ニ困候 孝之助ハナレ不申時ハ一同ニ而モ宜候御遣シ被下候様奉希候

河内屋茂兵衛長崎帰路御地罷出候筈 箒木之事無油断談可被下 同人ニ御渡可被下候

先日糸萬ニ向 良右衛門殿頼之懸物 並衣類物差出候相達候也御問可被下 近日奇談無之 米ハ下直 江戸モ奇事無之由

此節垣内孫右衛門ヨリ招請有之候へ共 当時他出成兼候故断候 春ハ京坂 九州ト違ヒ処々見物多ク 尊公余寒中ニ引取 返々モ残念也

袴損シヤスク困候 小倉袴地幸便御求候様 鐵之助殿ニ御托可被下候 伸平君へ別書不呈宜敷御致声可被下候 行助之画之事 近来ハ三度迄書状遣候得共一向返書不来 留守力又画不出来故 返書不遣ト被察候

右申上度 書外先便申上候 且求馬様之書状差上候 御覽可被下候早々頓首

三月廿七日

謙吉

南陔先生侍史

別紙申述候 御松東上之事 此方ニテ段々評義候処 母子引分御松一人為登候ニオイテハ 其元存念通ニ而十分其元 都合宜ト存候へ共 右之義ハ何分ニモ方便出来兼申候 イツレ兩人共ニ為登候敷 又此方ニ留メ置候敷之外無之候 右兩條之処其許決定無之候テハ此方ヨリハ計ラヒ難ク候間 其地ニテ得ト工夫ノ上 御決定出来兼候ハ 神慮ニテモ御伺候テ決定被致 其趣被申越候様有之度候

一、母子一同御呼取候ニ決候ハ 此方ニ而好伴聞合セ候上 其人ニ托シ可申候 其人見立候ニ付日ヲ限り而ハ難申候 疱瘡ハ此方御地共ニ致流行候間 其処ハ天命ニ任セル外無之候

一、孝之助疱瘡不相濟内ハ心掛リ被存候

一、只今之通母子共ニ此方ニ留置候節ハ 相応ノ婦人雇ヒ出テ差上セ候様評議致見申候 然処格別宜キ人格之者ハ迪モ参リ申間敷候 磯吉力妻ノ姉先年椎名氏ノ妾ニ成リ候者 寡居致居申候 此者ニ粗申談置候 若御松母子共罷越候ハ 右ノ者附添罷越候様可取計 外ニハ差当リ心付モ無之候 右條々ノ内ニテ御方ニ而何レニ成共御決御申越候ハ成丈差急取計可申 否相待罷在候已上

二月廿九日

伸平

久兵衛

求馬

謙吉殿

同年一〇月から一二月南紀出遊。

天保一一（一八四〇）年二月上京。このころ三、四度転居を繰り返す。同六月大坂城中で内藤丹波守に謁し交流が始る。七月池田に出遊。八月西堀に転居。九・一〇月国分・兵庫に出遊。一〇月小竹を同行其尾山へ出遊。

(五) 大村侯の招聘

天保一二(一八四一)年五月上京。同六月日田へ帰国した。目的は肥前大村藩主からの旭荘招聘について淡窓への相談のためであった。旭荘はこの機会に『宜園百家詩』数百部を持ち帰った。淡窓は直ちに諸方に配布した。同八月旭荘は上坂、途中まで淡窓を同道し馬関を案内する。これは淡窓にとつてただ一度の本州行きであった。同八月高槻へ出遊。

天保一三(一八四二)年二月伏見・京へ出遊。同四月に旭荘は再び日田經由で大村へ到着した。この時旭荘は大村藩校五教館での教授就任を断った模様である。その理由は滞在半年間の経過から、要請されていた学校改革が大規模になることから不適任であることと、大坂での塾経営が放棄できないことさらに地方に下って仕官した場合の学者としての不利を考慮したからである。七月二四日大村侯は旭荘を介して淡窓の招聘を打診してきた。淡窓はそれを受諾した。大村侯が淡窓の著『迂言』を高く評価していることを知っていたからである。淡窓は生涯ではじめて時局に対する政治的発言をこめた経国思想『迂言』を一昨年八月二八日に脱稿していた。同書は諸侯に対して書かれたものであり、構成は一、国本、二、君道、三、禄位、四、兵農、五、学制、六、雑論である。松平定信の『国本論』の影響を受け淡窓は定信を尊崇し、寛政改革を高く評価しその学問を容れている。「肥ノ大村侯、予ノ大津侯、皆之ヲヨミタマヘリ、又今ノ白河侯ハ大村侯ノ弟ナリ其ノ臣ノ話ニ、侯此ノ書ヲ以テ仙石侯ニ送り玉ヘリ、伝言アリケルハ、以後此書ノ旨ニ因リ玉ハハ、先年ノ如キ乱ハ生スマシトナリ。其ノ臣ヨリ謙吉ニ其ノ事ヲ語レリ」(11)と記すように諸侯の間での同書の流行を喜んでいて、その中心人物大村侯からの招聘である。淡窓は喜んで受諾した。一方旭荘は自ら

は藩儒就任を断りながら、淡窓の同藩学制改革への参画が実現したことで面目をほどこしたのである。大村侯との親密な交際は嘉永四年まで続くことになる。

淡窓は同年八月九日に日田を出発、大村に向った。大村での淡窓の任務は（一）藩の学校改革を立案、（二）藩校五教館の教育方針の立案・具体化、（三）五教館での藩主・家臣・館生に対する講義であった。淡窓は十一月二六日まで滞在した。

旭荘は九月に長崎に出遊、同月大村侯参勤交代の列に加わり東上する。一〇月大村侯と伏見・宇治へ出遊。天保一四年三月大村侯帰国を伏見に迎える。同月宇治、明石に出遊。

（六）水野忠邦の旭荘招聘と第二回江戸滞在

天保一四（一八四三）年五月旭荘は大坂を発ち月末に江戸に到着した。旭荘にとって第二回目の江戸出府は「五月二十日旭荘浪華ヨリノ信書アリ。謙吉江戸ニ行クコト。羽倉君ノ意ニヨルモノナリ。予恩命ヲ蒙リシ後。羽倉君ヨリ謙吉及ヒ予ニ来書アリ。水野侯謙吉ヲ聘シ玉ハントノ望ミナリ。此ノ人賢相ニシテ。且天下ノ政。ソノ掌握ニアリ。為スコトアラントスルモノ。此ノ機会ヲ失フヘカラスト。謙吉答ヘテ曰ハク。小生仕官ノ望ナシ。然レトモ。家父寵命ヲ蒙レリ。正ニ東都ニ赴イテ謝センコトヲ思フ。唯々早く来ルヘシト。此ニ於テ東行ヲ存シ立テリ」（¹²）と記すように、羽倉外記の指示で、水野忠邦の招聘に対する、断りと礼意を述べるための江戸下向であった。旭荘は塾経営を中断して江戸へ向った。

同年八月一九日旭荘は下谷御徒町に江戸第一の蘭医伊東玄朴を訪問した。酒が供せられ、斎藤順治、坪井信道、大

槻俊齋が同席した。第一回目江戸下向時と今回の著しく異なる点は、蘭学派の学者との交流が多い点である。これは旭荘の後援者である羽倉外記が、水野忠邦の老中就任以来、同政権の下で開明派官僚として協力関係にあった蘭学派の学者を積極的に紹介した結果であろう。(13)中でも、坪井信道、伊東玄朴との接触が密であった。坪井信道、号は誠軒、美濃池田の人、江戸に出て伊東玄朴、戸塚静海と、当代蘭医三大家と称せられた。漢書は倉成龍渚に学ぶ。旭荘が江戸にいる間、無二の交を容れ、息子信友を旭荘の門に入れた。二人は兄弟のように往来していた。(14)伊東玄朴は名は淵、字は伯寿、号は沖齋・長寿。肥前神埼郡の農家の生、佐賀藩士伊東祐章の養嗣となる。二四歳でシーボルトに入門医学を学ぶ。文政九(一八二六)年江戸で蘭学塾を開設、同一年医師開業。天保二(一八三一)年佐賀藩に招かれた。弘化三(一八四六)年鍋島閑叟侯に牛痘苗の輸入を進言し、接種に成功した。幕府の蘭方医の禁止が解かれたため安政四(一八五七)年種痘所を開設した。蘭医としてはじめて幕府の侍医となり將軍家定を診る。玄朴の塾象先堂からは医師・学者・政治家が多数輩出した。

同年九月一二日老中水野忠邦が罷免される。同二三日には水野失脚の直接の原因となった上知令の建議者といわれた羽倉外記が勘定吟味役の職を追われた。羽倉は忠邦を生涯の知己としてこれに絶大の信頼をささげていた。後に忠邦の死に痛哭し、ひそかに葬儀に会し、「奉送英烈源公梓宮」文と題する哀詩一篇を柩前に捧げて去った。その中に「夫志士所尚莫甚於名与公同鑑、九亦有榮矣」とあった。羽倉は尊敬してやまない忠邦とともに官府を追放されたことをむしろ光栄とし、(15)再び官職につかなかった。彼は隠去して学問に没頭するが、淡窓に次のような書翰を送っている。(16)

口上 此貴稿トクニ出来居候へ共 野子不快カレコレニテ是迄延引仕候 御海容可被下候 トカク詩ハ北宋ニ
御目ヲツケ 中ニハ蘇黄ノ詩御学ヒ被成様奉存候 是ハ五山堂説ニ無御座 外記説ニ御座候 去冬韻府一隅壹

部呈候相届候哉伺候 病後却テ壮健ニハ相成候へ共 シヤレト申ス病オコリ 日々雪斎鵬齋殿ト出会 手紙ナ
ト書キ候事 フルフルイヤニ相成申候 忽々頓首

四月廿八日

羽倉外記

尚々野子ノ所蘇黄堂ト申候 山谷ト東坡トオレト妓ト酒ト

廣瀬求馬様

右のように羽倉は水野罷免に際し決然と職を去った。一方羽倉外記・江川英龍とともに開明派吏僚として「天保の三兄弟」とよばれた小普請奉行川路聖謨はそのまま職に残る。川路も又淡窓を介して旭荘とは懇意の関係にあった。川路は日田代官所下僚内藤吉兵衛の子である。享和元（一八〇一）年生、少年時代を日田で過ごし、後に小普請組川路三左衛門の養子となった。文政六（一八二三）年一月寺社奉行水野忠邦の下で寺社奉行吟味物調役当分助に任命以降、幕吏中屈指の俊才として、また忠邦の腹心として天保改革を推進した。水野は徳川斉昭と同様に「内憂」と「外患」が不可分であると考え両者の一体的解決を図ったが、対外危機への対処においては羽倉・川路は一致していた。羽倉は後に「海防私策」を書く。川路は水野失脚後も昇進を続け、奈良奉行・大坂町奉行を歴任、嘉永五（一八五二）年勘定奉行となり海防掛を兼任。弟松吉は幕臣井上新右衛門の養子信濃守清直となり、外国奉行となった。川路は一八五三年ロシア使節プチャーチンと長崎において交渉し、翌年伊豆下田で折衝し日露和親条約を結んだ。六八年江戸開城に先だちピストル自殺。川路は日田時代からの縁で淡窓を尊敬していた。川路と淡窓・旭荘の交流は親密であった。

(七) 江戸旭莊塾の開設

弘化元(一八四四)年一月旭莊は江戸で塾を開いた。その際に開設場所を友人達に相談する。ところが伊東玄朴が家を選ぶなら持主を選んだ方がよいと提案、市川米庵の家が羽倉外記のものであるからこれを買取るという結論になり、羽倉との交渉に頼三樹三郎を遣るということになる。ところが三樹三郎の意見で最初の案のとおり浜町への移転に決まった。こうして江戸における旭莊の塾は開設された。

水野忠邦の失脚、羽倉外記の罷免は江戸滞在中の旭莊に大きな衝撃を与えた。旭莊はそれ以来江戸に止まるべきか、大坂へ戻るべきか、迷って淡窓に判断を求めた。淡窓は江戸を離れることを勧告していた。その最中旭莊夫人が江戸へ下向した。(17)これは江戸で塾経営を永続化することを予想させるものであった。淡窓は江戸滞在中の元門下生武谷祐之に同年四月、七月の両度次のような書を送っている。

正月二日二月朔之貴書敬読 愈御多福奉賀候愚老無異不勞貴念候

一、三月廿三日謙吉妻東上二付 愚書差出置候 因テ其内之事ハ略之候

(中略)

一、謙吉事其地ニテハ評判如何 心得ニ成候儀モ有之候へハ為御知可被下候 同人江戸ニ而名ハ起リ候忌ム人ハ多キ由禍福未可測 何レ極意帰坂可宜段申遣候先ハ御答迄

(後略)

四月廿二日

廣瀬求馬

武谷祐之様

四月朔貴書相達敬読愈御壯安奉賀候 愚老無異不勞貴念候

一、此方ヨリ四月廿四日五月廿二日両度書状差出置候 因而其内之事ハ省之候

一、四月之愚筆中河茂方無音 問合之儀御頼申候処 其後彼方ヨリ便有之様子相分候 最早御配慮ニ及不申候

(中略)

一、河茂謙吉方無音 謙吉事其表ニ於テ種々流言有之候由 定而不評判ト存候 同人東游甚失策因而嫌忌之者虚

ニ乗シ造言ニ及候 何卒宜御解説可被下候

(後略)

七月十七日

廣瀬求馬

武谷祐之様

江戸表で旭荘が有名になってきてはいたが、悪評判もかなり高いことを心配した淡窓が武谷祐之にその実情を問合
わせたものである。武谷祐之、筑前の人、名は祐之、字は元吉、号は鷗洲・三蝕学人・豊蘭、医家に生れ天保七年咸
宜園に入門、八年間在塾、後半四年間は都講を務め、大村では淡窓の代講を行った。天保一四年緒方洪庵について西
洋医学を修め、後に福岡藩医になる。同藩医政に参与し、西洋文物の移植に力を尽した。同藩医学館は武谷が創設し
た。著書に「接痘鎖言」「扶氏天然痘鎖言」「牛痘告論」「南柯一夢」「歴史綱鑑鈔」「椋楼詩鈔」「癸亥日記」がある。

明治二七年没、七五歳。淡窓は武谷の書簡を読み、やはり帰坂すべきと認識をしている。(18)

旭荘は同年四月三州田原藩主三宅侯に、同藩々士鈴木春山の仲介で謁した。旭荘と親交のあった元同藩重臣渡辺崋山は蛮社の獄に連座して天保十二年に自刃してこの時点ではいなかったが、同藩は一万二千石の小藩ながら英明な藩主の下藩政改革を実施していた。崋山は「蛮学社中」を主催し、蘭学を通じ世界の現状についての新しい知識と日本の危機の打開策を交換し合っていた。江川英龍、川路聖謨、羽倉外記はこの社中に加わっていた。特に羽倉と崋山の交流は密接であった。水野忠邦は天保九（一八三八）年三月伊豆七島を所轄する代官羽倉に命じて、地図改めを名目にして異国船の襲来に備えて伊豆七島の巡視を命じた。羽倉に同行して、渡辺崋山門下の画士長谷川茜山が七島の画面を作成した。崋山も藩政の重責を担いながらも、羽倉一行への同行を藩当局に願い出ている。旭荘は羽倉の強力な応援で江戸の文人社会で活躍しはじめていた。天保一三年の幕府の海防強化令の後田原藩は村上範致の手で軍政改革を進めていた。田原藩は洋式砲術の採用が他藩より早く、田原には砲術修業の者が多く集まっていた。崋山亡き後の田原藩が弱小藩ながら旭荘招聘を考えた。旭荘は、同藩にとって渡辺崋山の後を嗣ぐ最適の人材であった。この会見で、旭荘は「君子の心得」について講義をし、侯と意気投合した。だが旭荘は田原藩への仕官を辞退した。

田原藩の勧誘と前後して、旭荘は四藩から仕官の誘いを受けている。

天保一一（一八四〇）年六月挙母藩主内藤侯と大坂城中で会見している。侯の腹心である川口士龍の仲介で行われた。旭荘は侯の印象を「処士と会うこと同輩の如く、少しも尊厳を挟むことなし」と語っている。

天保一三（一八四二）年には前述のごとく、大村藩への仕官は辞退したが、同藩から旭荘への扶持米支給が続いており、いつでも同藩への登用が可能な状況にあった。

天保十四（一八四三）年江戸において旭荘は豊後府内藩主松平侯に謁した。会談では主に藩政について意見を問われた。旭荘は「克己論」を呈上した。この時、侯と何らかの約束がなされた様子で、これ以後旭荘は江戸でも大坂で

も府内藩の臣と称した。二十年後の文久三（一八六三）年幕府大坂城儒者の任命の際に、旭荘についての問い合わせが、最初に同藩大坂蔵屋敷に対して行われている。

紀州藩の国老久野丹波守は旭荘に同藩の学政を託そうとしたが果たせなかった。姫路藩には松崎慊堂が推薦、淡路藩には同藩賓師の待遇を受けていた篠崎小竹の推薦があったがいづれも不首尾に終わっている。

弘化二（一八四五）年早々旭荘は、前年一二月の室合原氏の死を機に江戸引揚げを考えはじめていた。江戸の友人達は旭荘の引留めを図った。次に掲げる坪井信道・伊東玄朴からの書翰が日田廣瀬家へ送られた。（19）

一簡啓上仕候炎威日々相加候処益御清穆被成御座奉敬祝候拙子共皆々無異送光候乍憚御安慮可被下候然ハ旭荘先生御事モ近来至而御壮健ニ被成御座且御塾生モ追々増加イタシ次第ニ御盛シ之御儀ニ御座候 只今之御容子ニテハ両三年中ニハ大ニ御發達可被成御座 社中一統歎喜仕居候扱又昨年令閨御逝去之後最早余程之日月モ相立候ヘドモ御継室モ御迎不被成男世帯ニテ万事御不自由ニモ有之第一御一人ニテハ一体不取締リニ相成万端御為不宜様皆々相考ヘ何卒可然良配モ御座候ハ、御世話仕度一統申合居候処 幸此節至極宜敷人物有之不取敢拙子共ヨリ先生ヘ申上候処 些御仔細被為在候趣ニテ 当分御妻縁被成間敷トノ御事 皆々大ニ失望仕候 依而先生御心中御推察申上候処 一昨年御東游之御主意モ齟齬イタシ 其冬御自身ニハ御大病御患ヒ被成 昨年ハ令閨御下向之処 無程御大病長々御伏枕之上 終ニ御養生モ不被為叶 無此上御不幸 加之当年正月先生家御初会之節 白井玄中ト申医師大小紛失イタシ候事抔有之 一旦ハ殊之外御心痛被成候 此等之事モ遂々御国許ヘモ相聞ヘ 遠方之事ニ事情モ睨ト御分リ不被成 老先生ハ本ヨリ 御一統様方ニモ嘸々御心配可被成候ヘバ 一応御帰国御会面有之 御一統御安堵被為入候上 重而御再遊モ可被成 御内存ニテ可有之敷ト皆々御察申上候然ル処前文申上候通り近来之御容子漸々御興隆之尚ニモ相成リ一兩年之内ニハ急度御發達モ可有之ト皆々愚案仕

居候処只今俄ニ御帰国有之一旦中絶致シ候而ハ御再遊之節ニ至リ又々事新シク相成此一兩年ノ御苦勞全ク無益ニ相成可申奉存候右之趣意ヲモ申上御帰国之義ハ何卒一兩年御見合被成候様ニト申上候へ共何分御国許ニ而皆様御勞心之処御遠察被成一先御帰省不被成候テハ御安心難成御容子ニ被考候前文申上候大小紛失ノ事抔ハ当人モ至テ御懇意ノ事トイヒ 何モ左程深く御心痛被成候程ノ事ニモ無之 併シ旭莊先生御孝友ノ御篤志ヲ他ヨリ御妨ケ申候も 実ハ恐入候事ト存シ候へハ 一応拙子共愚按申上高意之以存承知仕 拙子共愚案モ一理有之候様ニ被思召候テ 尚又御繼室ノ御事モ御勸メ可申上候 何分天涯相隔リ委細之御相談モ急卒之事ニハ出来不申是ニハ困却仕候 何卒此書状相達シ次第 急ニ御賢考被為在 貴答承度精々御待申上候 余ハ後信可申上候 炎暑之節御愛齋專一之御儀奉存候 恐惶謹言

六月十二日

坪井信道

伊東玄朴

廣瀬老先生

廣瀬久兵衛様 帳下

廣瀬三右衛門様

当時西洋医学が流行し、医師への道を志す者が爆発的に増えた。ところがこの者達の心構えが期待にはずれ、入門後の医学教育に支障がおこり、生活規範や道徳教育の修得が必要との考えが生じていた。

廣瀬旭莊は弘化元年、頼三樹三郎の奔走で浜町の塩田松園（順庵）の隣で塾を開業した。最初の入塾者は川本幸民の甥文次であった。その後次々と入門する者があり、塾経営は順調にスタートした。主だった者は入門順に以下のようになる。三月一五日村由有山、伊東玄敬入門。玄敬は伊東玄朴の養子、翌日入塾（弘化三年九月退塾）。四月六日宇

田川榕庵の嗣子宇田川興齋、伊東玄朴の子伊東虎吉が入門。十一月一日佐渡良益（後に坪井信道の嗣子となり坪井信良と改称）が入門、入塾。弘化二年五月一六日米沢藩の蘭医堀内忠龍の子忠迪が入塾。

このように江戸浜町の旭荘塾は、高い評価を得、質の高い教育をし、経営は安定したが、弘化三年八月一日旭荘は門戸を鎖して、豊後府内藩邸に移り、同月二〇日に江戸を発った。この江戸退出は同年正月二四日、羽倉外記が、旭荘の北隣に住む塩田松園を通じて行った「速西帰」の忠告によりすすめられた。

旭荘塾の門下生の多くは、旭荘の後を追い、大坂に移り、旭荘塾、適塾に入った。

（八）廣瀬旭荘の大坂塾再開

弘化三（一八四六）年九月五日大坂へ到着した廣瀬旭荘は、約二ヶ月間は豊後府内藩の蔵屋敷に居住し、一〇月一日淡路町御霊神社西入で塾を再開し講義を始め、併行して吹田、灘、兵庫、和泉、河内で出稽古を行った。

弘化四年に発行された「儒者評判記」に掲載された儒者、文人二〇人のランキングの最下位に挙げられている。

三年前に大坂を出発した時点では余銭があったが、江戸での住宅の購入や夫人の大病による治療費などの出費で借銭がかさみ、弘化四年末五五〇両余りの借銭があった。「大坂人は金に関しては薄情、死ななと思うほど」の借金苦の中で、人生で初めて書籍を売ってその場をしのいだ。ただ旭荘は度がすぎるほどの儉約家でまた理財の才があった。嘉永四年までの三年間で借金を完済する。この時点での収入は①大村藩からの扶持米、②塾生からの謝金、③書籍の売却、④自作の詩書の売却、⑤地方への出講によった。

(九) 篠崎小竹の援助と大坂商人との交遊

大坂へ復帰した廣瀬旭莊を援助したのは、若年の頃から旭莊を高く評価していた篠崎小竹であった。小竹は早くから名をなし、文化から嘉永にかけて関西文壇の頂点にいた。篠崎小竹(一七八一—一八五一)。名は弼。字は承弼。号は小竹・畏堂・南豊・聶江。通称長左衛門。天明元(一七八一)年四月一四日大坂京町堀で医者加藤周貞の子として生まれる。九歳で混沌詩社の同人篠崎三島に学び、一三歳で三島の養子に入った。養父の命で昌平黌に入学、古賀精里に師事し朱子学統を承けて帰坂、家塾梅花屋を継ぎ心齋橋から斎藤町に移って塾経営に努め、見識張らず町儒者に徹した父の勢を凌いだ。全国から人材が集り、安井息軒、奥野小山、橋本香坡が出た。詩と書に巧みで、詩は清詩を宗とし、書は豊潤遒麗。早く名を成したために、応跋題賛に追われ、大著述を残す暇がなかった。年間六、七百両の潤筆を得て「儒中の鴻池」と呼ばれた。頼山陽と親しく、その詩集や遺稿の序文を撰した。嘉永四(一八五一)年大坂尼崎二丁目(大阪市東区今橋五丁目)の自宅で没した。墓は天満東寺町(大阪市北区与力町)の天徳寺。

篠崎小竹は、大坂で旭莊が毀誉相半することから、常に力を尽して回護し、機会あるごとに旭莊を供にした。また小竹は旭莊と謀って、大坂の儒家を集めて詩文の会を作り、藤沢東咳、那波網、後藤松陰、安藤秋里、平尾半助、福井大蔵などを誘い間瀬松経の家に集めた。旭莊にとって小竹との経史、詩文についての議論が益になった。旭莊が名を成したのは江戸での羽倉外記、大坂での篠崎小竹の力が大きかった。

嘉永四年の小竹没後は、大坂第一流の大家の評価を得、作品は小竹の作と同額になった。(20)嘉永六(一八五三)年の「浪波風流胆」において、後藤松陰、藤沢東咳、金子雪操、並河寒泉、中井桐園、奥野小山と同格の評価を得て

いる。

大坂の商人は文雅を好む者が多く、学者、文人と喜んで交わった。彼等は詩をよくしたり、書に秀でたり、篆刻に優れたりと一芸に長じる者が多かった。旭荘の時代には北尾量香、手塚春波、呉北渚（備前屋又兵衛）、坂上九山（平野屋甚左衛門）、藤井藍田（綿屋卯右衛門、旭荘晩年の高弟）などがいる。

ある時広島藩蔵屋敷での会には、鴻池善右衛門が参加していた。酒席たけなわとなり旭荘と善右衛門が碁を囲んだ。小竹が傍らから「君は日本一の果報者だ、苦勞というものはなかりし」と言うと、善右衛門は「諸先生を御招待して一盃を献せんとするも、親類ども承知せざれば某如何ともし難し：他席に臨みては鴻池、鴻池ともてはやされ、ていねいな取扱いを受けるが、我は家人の許さぬために、其の返報も出来ず、我のみ厚待を受けて人に報いざる苦しさ、苦勞ということの絶え申さず、隠居せんとしても叶わず」と言う。小竹曰く「我等は君を呆子かと思うが、それもわかる。旭荘君、鴻池の主人も苦勞があつて隠居したいとは、世の人は知らない、君の日記中にこの奇語を泄すべからず」と戯れたということが日記に書かれている。このような雰囲気で大坂文人のサロンが開かれていた。社交好きの旭荘は個人的にも酒席を持ちそこに人が集まってきた。大坂北野の料亭玉藤が旭荘の溜り場となっていた。正月の会には親しい者だけを自宅に招くが一〇〇人以上が集まり一〇〇人以上の人が二日にわたって来賀した。

広瀬旭莊略年譜

和曆	西曆	年令	旭莊関係事項	一般事項
文化四	一八〇七	一七	五月一七日豊後国日田町豆田広瀬家五男に生る。	古賀精里歿(一八一七)
文政六	一八二三	一九	兄淡窓の義子になる。九月亀井昭陽に入門。	
八		二一	四月讃岐・備前・備中・備後に出游、讃岐では神辺廉に会い備後で数ヶ月菅茶山に師事	菅茶山歿。樺島石梁歿
一〇		二三	九月豊後高田浮殿で教授。	シーボルト事件
一一		二四	六月淡窓に代りて教授。一〇月浮殿で教授。十一月大病元咸宣園生図紹介シーボルト事件に連座。	
一二		二五	三月五日淡窓から咸宣園熟主を継承。一二月足立氏と結婚。	
天保元	一八三〇	二六	足立氏と離婚。	
二		二七	合原氏と結婚。	
三		二八	九月別府出游	
四		二九	筑前出游。日向出游。	九月二三日頼山陽歿
五		三〇	二月古賀穀堂を佐賀に、草場珮川を多久に訪る。長崎出游。一〇月筑前、田代出游	水野忠邦老中就任
六		三一	一二月二四日貫名海屋日田訪問	
七		三二	一月別府・宇佐出游。四月堺に出游。六月京に遊。堺に隣居。九月孝之助生る。一〇月高野山出游。	塩谷正義歿。古賀穀堂歿。
八		三三	二月江戸へ出游。林家、羽倉、廉堂、林瀬誨助、佐藤一斎、安積良斎、野田笛浦、梁川詩禪、菊地五山、松平内記、岡本華亭、館柳湾、塩田随斎と会う。五月江戸発、堺帰着。九月日田帰省。	亀井昭陽歿。モリソン号事件。
九		三四	一月日田発馬関へ。三月大阪着。四月宇治出游。五月大阪西堀に居住。貫名海屋来訪。	
一〇		三五	九、一一京出游。	蕃社の獄
一一		三六	四月馬関出游。一〇月南紀出游。	
		三七	三月京出游。四月転居。六月城中で内藤侯に会う。七月池田出游。西堀に転居。九月国分出遊。兵庫出游。	

年	月	日	事
弘化元	二	一八四四	三月大村侯を伏見で迎え、宇治・明石を旅行。五月水野忠邦は旭莊招聘、江戸下向。九月久兵衛と印旛沼視察。足利学校見学。大病。
弘化元	三	一八四四	四月三宅侯に会う。江戸で塾を開く。一二月合原氏歿。
弘化元	四	一八四四	八月江戸島出遊。
嘉永元	二	一八四八	八月江戸発、大阪着。
嘉永元	三	一八四八	一月伏見出遊。四月大村侯と伏見で会う。一〇月堺出遊。一二月日田帰省。
嘉永元	四	一八四八	二月兵庫出遊。一〇月北鄙遊。
安政元年	二	一六五八	二月兵庫出遊。範治が旭莊の義弟になる。
安政元年	三	一六五八	二月伏見・兵庫出遊。六月兵庫出遊。一〇月国分出遊。伏見で大村侯に会う。
安政元年	四	一六五八	一月堺出遊。六月府内經由日田帰省。府内侯に「克己編」を贈る。九月旭莊を淡窓の義子から廃し、孝之助を淡窓の義子にする。九月日田発。宰府・博多・馬関經由で一二月大阪着。
安政元年	五	一六五八	二月河内・伏見出遊。三月播磨出遊。九月和泉出遊。一〇月兵庫出遊。
安政元年	六	一六五八	一月堺出遊。四月伏見出遊。七月伏見出遊。九月池田出遊。一〇月宇治出遊。
安政元年	七	一六五八	一月堺出遊。二月伏見・今米・福井出遊。三月京出遊。四月福井出遊。六月京出遊。七月播磨。八月美作伯耆、一〇月出雲回遊、一二月大阪帰省。
安政元年	八	一六五八	三月尾崎出遊。四月河内出遊。九月福井出遊。川路侯と今米で会う。
安政元年	九	一六五八	一二月淡窓歿。三月日田咸宣園塾政は範治が継承。
万延元年	三	一八六〇	一月加賀本誓寺、三月宮腰、四月能登七尾、七月飛騨高山、八月美納加茂、九月京回遊。大阪帰省。一〇月中山出遊。
文久元年	二	一八六一	一月孝之助来坂。二月岡本・伏見出遊。三月西宮・芳野、出遊。四月日田帰省。日田咸宣園塾主は孝之助(林外)に継承。
文久元年	三	一八六一	八月玖珠出遊。一〇月日田発。一二月大阪着。中島に居住。
文久元年	四	一八六一	三月池田出遊。五月儒者で入城。病氣。八月一七日歿。
文久元年	五	一八六一	川路聖謨歿(一八六七)
林述齋歿。渡辺華山自殺。			
聖堂を学門所と称す。水野忠邦老中罷免(九月)			
松崎懽堂歿			
高野長英自殺			
水野忠邦歿			
日露和親条約調印。菊地五山歿			
羽倉簡堂歿。佐藤一齊歿。			

- (1) 杉本勲「廣瀬旭莊の海外認識と海防思想」(『史学論集対外関係と政治文化』、吉川弘文館)
- (2) 『廣瀬旭莊全集』、思文閣出版
- (3) 「廣瀬家文書」
- (4) 「淡窓先生年譜」(日田郡教育会編『淡窓全集』下巻)。久兵衛新田及び周辺地域の当時の地理は拙稿「豊前国宇佐郡久兵衛新田の成立」(『東洋研究』62 63 64号)を参照。
- (5) 『懐旧楼筆記』巻37(『淡窓全集』上巻)
- (6) 同巻 37
- (7) 同巻 36
- (8) 同巻 36
- (9) 『日間瑣事備忘』廣瀬家文書
- (10) 『廣瀬淡窓旭莊書翰集前篇』『淡窓全集』下巻
- (11) 「廣瀬家文書」
- (12) 同
- (13) 『日間瑣事備忘』廣瀬家文書
- (14) 『廣瀬淡窓旭莊書翰集前篇』『淡窓全集』下巻
- (15) 北島正元『水野忠邦』吉川弘文館 486頁
- (16) 『廣瀬淡窓旭莊書翰集前篇』『淡窓全集』下巻

- (17) 『懷旧樓筆記』卷 51
- (18) 『廣瀬淡窓旭莊書翰集前篇』『淡窓全集』下卷
- (19) 同
- (20) 「大阪日々新聞」明治四一年一月二七日

第三章 廣瀬旭莊の時務論と人的交流

一 廣瀬旭莊の時務論

廣瀬淡窓は安政元（一八五四）年一月二三日、肥前田代において、対ロシア外交々渉団全権であった勘定奉行川路聖謨と会見した。この交渉団には、（一）川路以外にも淡窓及び弟廣瀬旭莊と交流関係にあった人々が多数加わっていた。淡窓はこれらの人々とも面会をした。本稿では川路聖謨、筒井政憲、箕作阮甫との会見、および原任蔵との交流をとりあげ、これらの人々を中心に淡窓・旭莊の交遊関係を明らかにしさらに、彼等と淡窓・旭莊の間の思想、学問上の影響について触れる。

既に記述のように、廣瀬淡窓は日田において文化二（一八〇五）年幕末三大私塾の一つ咸宜園を創設する。彼は漢学者、教育者、詩人として、弟子二、九〇〇人を育て海内に名を轟かせた。淡窓はリベラルな学風の教育を行い、方針として儒学の外、経学、文章学、医学、天文学、洋学、数学等のいわゆる実学を学ぶべきを掲げている。彼は儒学を諸学の基礎となるものとも考えた。弟子のうち優秀な者は洋学、医学をはじめとする全国各地の諸学塾へ進んだ。淡窓は蘭学者との交流が深かった。坪井信道をはじめとする江戸の主だった洋学者、京都の小石元俊・元瑞父子、長崎の高島秋帆、筑前の武谷元立・百武万里、豊後の帆足万里と親交があった。彼は弟子のうちすぐれた者をこれらの学者の下に入門させた。さらには弟旭莊と交流のあった洋学者の下に入門させることもあった。その中から高野長英・大村益次郎・岡研介・武谷祐之・上野彦馬・林洞海・松下元芳・青木研蔵らの洋学者が出ている。

淡窓は天保七（一八三六）年『析玄』を著した。淡窓には同書の他にも現実の社会情勢に目を向けた、経世に関する著作が多くある。

旭荘は淡窓の学問を忠実に継承した。天保七年二月旭荘は咸宜園の塾政を淡窓に返し、東上して堺に居を構えた。翌八年二月に第一回の江戸下向を行う。江戸で旭荘は、羽倉簡堂の世話で遊学をする。羽倉は前年に、二〇年の在任を終え帰任した前西国筋郡代塩谷大四郎正義から旭荘について聞かされており、その才能に期待していた。羽倉は初対面の時旭荘に「先年塩谷東帰セシ時。相見テ。西州ニ異事アリヤト問ヒシニ。答ヘテ廣瀬謙吉ト云フ者アリ。年少ナシト雖モ。異日必ス天下ノ大器トナラン。外ニハ申スベキ事ナシト云ヘリ。予此時始メテ吾子アルコトヲ知レリ」と伝えている。⁽²⁾二〇年の在任の後、江戸へ帰任した塩谷郡代に、勘定所同僚としての羽倉が、在任中の日田の様子を聞いたのに対して、民政官としての大きな功績をあげた塩谷がそのことにふれず、旭荘の学者としての才能についてのみ語り、高い評価を与えている。

旭荘は三ヶ月の江戸逗留中、羽倉の紹介で多くの学者と親交する。松崎慊堂・村瀬誨助・佐藤一斎・安積良斎・野田笛浦・梁川詩禅・菊池五山・松平内記・岡本華亭・館柳湾・塩田随斎・林述斎・林左近将監（後の林檉宇）・林式部（後の林復斎）である。旭荘が生涯を通じて親交する漢学者のうち、これら羽倉の紹介がきっかけで交流する人々が多数を占める。後に旭荘の洋学者人脈は淡窓の関係で交流する人々が中心になっている。

天保一四年五月旭荘は第二回目の江戸出府をする。旭荘の学問上の関心が、海外事情と、海防に強く向けられていたために、この時には洋学者との交流が多い。中でも坪井信道、伊東玄朴、鈴木春山との接触が密であった。鈴木春山は弘化元年四月、自ら仕えた三州田原藩主三宅侯に旭荘を推薦して会見させる。大槻俊斎、箕作阮甫、宇田川興斎、佐久間象山、武谷祐之、塩田順庵とも接触している。のちの大坂時代に交際が始まる洋学者としては緒方洪庵、新宮

涼庭、大槻盤溪、廣瀬元恭、日高涼台、佐野栄寿がいる。

廣瀬旭莊は廣瀬淡窓の学問の忠実な継承者であった。淡窓の学問的関心が元來経世論に重点が置かれていた影響を受けたこともあり、とくに天保九年三月大坂帰着以後の旭莊の関心は経世と時務にあった。人的交流も緒方洪庵をはじめ外国事情に詳しい洋学者が主になっていた。

その成果が嘉永六年に書かれた『識小篇』、『異船議』あるいは時を置かず書かれた『児孝に与ふる書』にそれがうかがわれる。(3)

『識小篇』(4)は幕府に対する上書として作成された。幕府は嘉永六年七月ペリー来航後、それに如何に対応すべきかを大名・旗本・諸庶に対して問うた。この時全部で七一九通の上書が提出された。旭莊の外羽倉簡堂、筒井政憲も意見書を提出している。この兩名の論はいわゆる開国論の立場をとるものであった。(5)幕府有司にあり、且つ海防掛を勤める者は、職責上迫り来る欧州列強の開国通商要求に対して、柔軟に対応せざるを得なくなる。またその立場から正確な世界の実情を知るに及んで開国し通商を開始することが決して国の独立を危くするものではないことを知り、それまで鎖国論の立場をとる者も開国論に変わることになる。後年攘夷論から開国論への変節者として非難を受ける原市之進の場合もこの典型的な例である。原は一橋慶喜の側用人にして熱心な尊皇攘夷論者であったが、慶喜の一五代將軍襲位とともに幕府目付となり、攘夷論を捨て開国を推進する。(6)このように一見して変節として見られる立場の変化は、海防掛という外交責任者として、発想を変えざるを得ない必然性があった。また、一貫して頑固な鎖国論を主張し続けた徳川斉昭に対して幕府有司の者達が、一時的開国論にせよ、それを斉昭に承認せざるを得ないように説得が出来得たのもこの事情による。

羽倉は水野忠邦政権の下での進歩的外交政策の立案者である。筒井は阿部正弘政権の外交責任者である。旭莊はこ

の二人から学問的に影響を受けた。『識小篇』で、旭荘は人材登用、物価調節、軍備拡張を説いている。

『異船議』で、旭荘は外患を重大と考え、まず夷狄の実態を正確に知ること、その上防禦の術を精練すべきこと、さらにその前提として「武人ハ海舶大砲及ビ製硝ノ ヲ一騎打ノ鎗術劍術杯ヨリ先ニ講求シ、文人ハ詩賦文章訓話ヨリハ先ツ六大洲ノ地理形勢状情ヲ講求セハ、真ニ国ヲ護スルノ文武ニテ、所謂孔子ノ徒ナリ」と考えた。(7)

『児孝に与ふる書』は長男の孝之助(四代目咸宜園主廣瀬林外)に示すために書かれた。これからの学問は外患に対処するために、世界の歴史なかならず西洋の歴史を学ばねばならぬことを説いている。

廣瀬淡窓は開国論者である。だがそれを明確にした著述はない。しかし(一)開国派洋学者との広い交流、(二)その著書の随所に見られる洋学を奨励する文章、(三)淡窓の忠実な後継者旭荘の一貫した開国論、(四)淡窓・旭荘の蔵書を保存している大分県日田市所在の廣瀬先賢文庫の中では開国派学者の著書が多数を占めること(8)等から、淡窓は開国派の立場の学者に関心を向けていたと考えてよい。また淡窓は松平定信を非常に尊敬する。その理由の一つは定信が開国論者であったことである。

(1) 長崎における嘉永六年一二月一四日から開始された対ロシア交渉は、海防掛から勘定奉行川路聖謨、大目付格筒井政憲、荒尾成允、古賀増、訳者として箕作阮甫、随員として勘定組頭中村為彌（後の下田奉行）、勘定評定所留役菊池大助（後の外国奉行）、支配勘定日下部勘之丞らにより行われた。川路、筒井に与えられた老中の命は（一）開国・通商の締結は延ばすこと、（二）北辺国境については急速な画定は無理としても、カラフトでは北緯五〇度線とし、千島においてはなるべくウルップ全島を領有できるように尽力せよという内容であった。

(2) 『懐旧楼筆記』巻 35

(3) 孝とは、息子孝之助すなわち四代目咸宜園主林外のこと、後継者孝之助に対して時局を論じたものである。

(4) 旭荘の日記『日間瑣事備忘』（『廣瀬旭荘全集』第5巻178頁）の嘉永六年八月一四日の條には、「数日来著一書、名曰識小編、至是成」と記されている。

(5) 羽倉には『海防私策』『画灰書』『画水書』がある。筒井には『異国船之儀御尋ニ付申上候書付』『弘化三年七月異国船取斗方申上』がある。

(6) 久野勝弥「原市之進の攘夷思想」（『水戸史学』41号）

(7) 『異船議』（『廣瀬旭荘全集』第11巻所収）

(8) 塩田順庵編『海防彙議』（補編も含む）、林子平『三国通覧図説』、箕作寛『坤輿図識』（補編も含む）、羽倉簡堂『画灰書』、『画水書』、『擬論海防』、大槻盤溪『献芹微衷』、塩谷岩陰『籌海私議』がある。

二 廣瀬淡窓、旭荘の人的交流

(一) 川路聖謨と淡窓、旭荘

安政元（一八五四）年正月二三日、対ロシア外交々渉を終えた勘定奉行川路聖謨は、江戸への帰路に肥前国田代で宿泊した。同夜豊後日田から来訪した高橋古助、池田岩之丞、廣瀬淡窓の三人とそれぞれ別個に会見している。

この会見の様子は廣瀬淡窓、川路聖謨両者の日記に詳しく語られている。まず淡窓の日記からその様子を見る。

高橋古助は母方の叔父である。この時点で日田代官所の手付を勤めていた。川路は豊後日田の地において日田代官所手代内藤吉兵衛歳由の次男に生まれた。幼名は弥吉。彼は実父の江戸出府に従い文化元（一八〇四）年四歳の時日田を離れた。

聖謨が淡窓の下で学んだかどうかは不明である。(1)ただこの会見の様子からは、両者が師弟関係にないと考えられる。江戸では文化九年九歳の時友野霞舟の下に入門した。霞舟は幕府の学問所に出仕したのち、甲府の徽典館学頭や学問所教授を歴任し、佐藤一斎に次ぐ儒者と称され、特に詩文は江戸三百年を通じて随一の評があった。

弥吉は文化九年四月御家人川路光房の養子になった。以後小普請組、文政元年三月支配勘定役、天保二年九月勘定組頭格、同六年一月勘定吟味役、同一年六月佐渡奉行、同一二年六月小普請・普請奉行、嘉永五年九月勘定奉行と昇進した。寛政改革以来幕府がすすめてきていた人材登用方針の下、軽輩の出身ながら出世して、この時点で勘定奉行・海防掛となり対露交渉の責任者として長崎へ来ていた。

古助は日田代官所手付の職務から、川路との縁もあり、郡代および淡窓一行の世話役として田代へ来ていた。まず古助が久々の面会をした。次に西国筋郡代池田岩之丞が面会した。川路は池田の職務上の直接の上司である。前年の嘉永六年八月老中阿部正弘は、諸代官に指令して、天領各地から品川台場築造費を献納させた。池田の支配地からは一五、五五〇両が集められている。(2)郡代の業務連絡を兼ねての挨拶である。

そのあと淡窓が範治（安政三年三代咸宜園主、号青邨）と孝之助（文久元年四代咸宜園主、号林外）を伴って川路と面会している。淡窓は今般の長崎での対露交渉の成功を祝して著書四部（遠思楼前・後編・析玄・義府）を贈り、詩一篇を作り呈した。川路の日記には次のような心境が語られている。「求馬（淡窓）は当時、詩も文章も大家にて、行跡もよく、このような大儒は西国では求馬ただ一人しかいない。生国の外には、下関以遠には行ったことはなく、諸侯の招きを辞して、天領の民に甘じてよしとしている。此の老儒に対して、別段の取扱いをしなければ道理に反す」と考え、範治、孝之助は麻上下を一對づつ与えて室から下らせ、先生は当時の大儒である、願くは教を受けたいということだ。淡窓との対話をした。」その時寒いからと川路自ら着ていた「縮緬紋付の羽織を先生に着せ参らせた」とある。(3)淡窓の方もこのような川路の心配りに「禮遇頗る厚く」と受けとっている。淡窓が川路におくった詩を次に掲げる。

奉送 左金吾公帰江都。公奉 命西泣。今将北撫蝦夷。

揚柳依々五馬遅。使君功就返 朝時。但令西海収鯨浪。何用東風折鷺旗。

恵沢三春越閩魯。英名万古鄂羅斯。請看吐握平生志。白屋猶伝訪問辞。

蕃船旗章。画鷲。越閩魯。蝦夷地名。公見微鄙言。結末故云。

この会見の様子は淡窓の日記にも次の如く詳しく記されている。(4)

未牌川路君駕至。申牌之本陣。田代賓館 諸侯使臣。雜遝而至。頃之引見。獻著書四部為贄。遠思樓前後編。析玄。義府。高橋子為紹介。三人稽首房檻之外。命之入内。予独進焉。君曰。久慕清風。官程有限。不得往見。遠境枉駕。感謝曷已。願乞一言以当弦韋。予曰。匆卒不能応命。当退而書之以上。談話数端。君曰。觀呈県府書。予所作以世称詩人。為非本意。堪見其志。辞出。君起脱其所衣外套。手被予身曰。聊以表相親之意。範。孝各賜礼服一具。上下 又贈予鯉魚菹。君年五十左右。風骨峻嶒。眼光射人。

なおこの直後、淡窓が来たということを開き宮崎復太郎が面会した。宮崎は後に日下部伊三治と改名し薩摩藩に仕官する。この時藤田東湖の推薦で原とともに川路の随員として一行に加わっていた。兩名は藤田から水戸藩が常陸において建造中の軍艦朝日丸に使用する部品を調達する命を帯びていた。(5) もちろんこれは徳川斉昭から川路に打診がありその了解がとられていた。

以上のように淡窓、川路双方の資料から、両者がこの時初対面であり、両者の間に師弟関係はないことが推察できる。日田郡代下僚の子としては、当時淡窓門下に入ったであろうが、幼少で両親に従い江戸出府したために、川路にはその機会がなかったと考えられる。

(二) 筒井政憲と淡窓、旭莊

廣瀬淡窓は安政元(一八五四)年正月二四日、肥前田代において大目付格筒井政憲と会見する。筒井も又長崎における対口交渉団に加わっていた。会見には範治、孝之助が同道されている。淡窓の日記「甲寅新曆」からその模様を引用する。(6)

二十四日 川路君駕過門。与範。孝出拜。君曰。先生乃然耶。何以当之。詣明府館。府君曰。今日大目付筒井肥前守当至。請停一日。以遂相見。……申牌筒井君駕至。予詣明府館。府君曰。範。孝宜携来。乃命呼之。緒方一郎典客。招予及二人於室。供茶飯。曰入。明府詣本陣。筒井君所留。頃之召予。乃与二人往。謁者使具名刺。導自外序入。山路君時。自内序入。筒井君相見。明府在傍為介。延入同室。以其座太逼不敢。筒井君坐逼檻也。君年七十七。或曰六。鬢眉皓然。銳上豊下。有知福相。謂予曰。久聞大名。如雷轟耳。不凶由池田了介相見。幸甚。又談及謙吉。謙吉在東都。出入相親。賜梅墩集序。曰。一世詩人也。歌行大覺絶倫。恨其留都下日淺。不使都下詩風一變耳。又語二人曰。少在柴栗山門。栗山曰。子欲讀書為博士耶。吾輩鞠躬。食二百石耳。子家祿二千石。宜以其大者報上。平生服膺此言。以至今日。栗山教人如此。賢輩亦宜知此意。移刻而退。

この記事によって、会見が筒井にとっては予定外の出来事であり西国筋郡代池田岩之丞の積極的な仲介によって実現したことがわかる。池田はなぜ、このように日田から淡窓を肥前田代にまで同道して、対露外交々渉団の責任者である川路、筒井に直面する機会を作ったのであろうか、ましてや淡窓一行の旅費は郡代側で負担している。その理由の第一は、対露外交に当時九州随一の学者と目されており、なおかつ開国に対して積極的であった淡窓の見識を役立てようと池田が意図したからであろう。安政六年ペリー来航以来、幕府は大名、幕臣を始めとして庶民にまで外交政策の意見具申を求めている。理由の第二は、池田が歴代郡代・代官中最も淡窓を尊敬しており、かつ又彼が旭荘と筒井の親しい交流を熟知していたことからこの会見の機会を意図して作ったことにある。

さらにこの記事からは筒井の旭荘に対する詩人としての評価が高いことがわかる。彼は旭荘を「一世の詩人なり：：歌行大いに絶倫なり：：恨むらくは都下に留まること少なくて都下の詩風を一変することができない」（7）と絶賛した。旭荘は嘉永元年『梅墩詩鈔』初篇を上梓したが、同書の序は筒井が書いている。序中筒井は「之を読むに、筆

力自在、変幻百出豪邁の気筆端に盈溢し神呆鬼哭せしむ」といつている。また旭莊は天保十四年からの第二回江戸滞在中、筒井から国書・漢籍二百余种を借りるなどの学問上の援助を受けている。(8)筒井は弘化三年十二月大学頭に代って將軍家慶に講義をするなど幕府有司中最高の学識を誇っていた。しかしながら筒井の著作について、現存するものは対外政策について建白した上書が数点ある外には学者としてのものは残っていない。

筒井は若年の頃から幕府の要職を歴任し、二十年勤めた江戸町奉行を天保十二年解任され、同十三年拝謁を止められた。(9)その直後旭莊は六四歳の不遇の筒井に接触している。恐らく天保年間、同じ開明派有司として活躍して来た羽倉簡堂の計いによるものであろう。

(三) 箕作阮甫と淡窓、旭莊

安政元年正月二三日廣瀬淡窓と川路聖謨の会見後、淡窓の宿所に箕作阮甫が訪問した。箕作は対露交渉団の通辞として同行していた。彼は当時わが国の洋学の第一人者で、川路は外国知識を箕作から吸収し、対外政策の相談をしていた。

淡窓の日記には「箕造元甫来見。以蚕学供命者也。著坤輿図誌者。即其子也。」と記されている。(10)他方川路の日記には「召連候蘭学者箕作阮甫彼が旅宿へ行き逢たるに其高德に感じて帰ったり」と記されている。この文章からは(一)当時開明派官吏であり最先端の洋学者である箕作阮甫が自分の方から淡窓の宿所へ会いに行っていること、(二)箕作が『坤輿図誌』の著者であることを淡窓が承知していることがわかる。

淡窓と箕作はこの時初対面である。しかし阮甫は淡窓について熟知している。一例をあげよう。阮甫の著作の中に

『西海遺珠』（全十四巻）という編集本がある。これは阮甫による塾生用の参考文献集である。阮甫が自分の学問領域の中での必読文献として、教育用に編集したものである。この中に淡窓の『自新録』が入っている。（11）

淡窓の洋学に対する考えは、それを積極的に受容しようとする立場である。（12）淡窓と箕作の会見はお互いの学問を容認し、吸収しあう立場から行われた。淡窓は対露外交々渉団の人々の共通の認識であった「東洋の道徳、西洋の芸術」と同一の考え方をもっていた。

またこの会談は幕末の日本人の海外観を決定的に変えた魏源の著書『海国図志』を淡窓に伝えるために、川路聖謨によって設定されたとも考えられる。『海国図志』は嘉永五年に幕府の紅葉山文庫に入り、それを発見した川路が幕閣に配布した。さらに同書は安政元年七月下旬に川路の手により、江戸浅草の書肆須原屋から上梓された。その出版に際して、川路は阮甫に読解の便をなすために、外国の地名にルビを付けさせ校訂をさせた。川路は対露外交々渉中、長崎奉行所にて『海国図志』を発見したが、それを箕作に持ち帰らせている。箕作の同書への関わりはこれが契機になった。同書出版を積極的にすすめ、出版後はそれを各方面へ無料で配布した川路の熱心さを考えると、この会談も、同書の情報を淡窓に伝えたいがために川路により設定されたと考えてよい。

なお箕作と旭荘の交流は非常に親密であった。「日間瑣事備忘」によれば、嘉永二（一八四九）年阮甫の義子菊池秋坪が大坂の旭荘を訪れた。緒方洪庵の適々斎塾に入門した秋坪に、阮甫が親友鈴木春山（弘化三年五月没）の墓誌銘を託した。旭荘は春山とは第二回江戸滞在中親しく交流している。弘化元年四月旭荘は三州田原藩主三宅侯に面会している。それを設定したのが同藩々医である鈴木春山であった。また嘉永二年一月八日阮甫は大坂の旭荘宅を訪れ一泊し、旭荘に（一）アメリカの殷盛について語り、（二）魏源の『聖武記』について語っている。（13）

旭荘と箕作の親しい交流は、淡窓も承知しており淡窓と箕作の会談は首尾よく行われた。

(四) 原任蔵の日田訪問

安政元(一八五四)年正月二六日、日田に帰着した廣瀬淡窓に、その留守中に原任蔵が挨拶に来たことが伝えられた。(14)同日の日記に次のように記されている。「聞羽倉氏使来。原任蔵羽公門客也。為川路公従士。枉路来展貫忠公墓。将以予家為主。会其不在。留南陔家二夕。会大超寺行追遠祭。会祭而帰。羽倉書及其信物。属予家人去。」原の日田到来は川路も了解の上のことであった。原は日田において、二日ほど淡窓の帰りを廣瀬本家久兵衛宅に留り待ったが果せず、羽倉簡堂の父である羽倉権九郎秘救および祖父の墓のある大超寺で追遠祭を行い、淡窓の留守宅に羽倉から託された著書と羽倉からの信書を置いて去った。

原任蔵は天保元(一八三〇)年正月六日、水戸藩士原十左衛門の次男として生まれた。幼名は小熊、名は忠敬のちに忠成、元服して任蔵と称す。安政六年原市之進と改める。初め弘道館に学び、また会沢正志斎、藤田東湖に師事した。嘉永五(一八五二)年江戸へ出て、羽倉簡堂、塩谷宕陰、藤森弘庵らに学び、翌六年昌平黌に入学した。簡堂への入門は東湖の推薦による。東湖は主君徳川斉昭の命により簡堂との間を往復したことから簡堂と親しかった。(15)安政二(一八五五)年一〇月弘道館舎長、翌三年正月水戸城下に私塾菁莪塾を開設、同三月弘道館訓導となる。同五年八月戊午の密勅が伝達されると諸藩への回達を出張した。文久元(一八六一)年五月東禅寺事件に際し老中安藤信正襲撃を謀った。その後一橋家々臣となり一橋慶喜の將軍襲位に奔走した。慶喜が將軍になるや、幕府目付に任ぜられ開国を積極的に推進した。(16)このため攘夷派から憎まれ慶応三年八月一四日暗殺された。

原は対露外交々涉団へ、藤田東湖の命により宮崎復太郎とともに川路の随員として加わっていた。勿論二人が水戸

藩々籍をはずれ川路の臣になることは徳川斉昭も承知していた。藤田の意図は（一）水戸藩きつての人材であった二人に最も緊張した外交の最前線での経験を積ませること、（二）斉昭、藤田が対露交渉の様子を正確に知ること、（三）水戸藩で建造中の軍船朝日丸の一部の材料、備品を長崎で入手させるためであった。（三）については斉昭、藤田の意図を川路の方も了解している。次に掲げる斉昭の書状がその侍臣原田兵介により川路に示されている。（17）

過日、松平河内、川路左衛門へ逢、弥、大船此方にて出来候義に候は、全く我等より勢州、松平、川路等へ、対談致候のみにては、御木品を初、御入用金等受取方諸事指支、小金の義にも無之候へは、万々一行違出来候ては、恐入候故、軽くも家老共へ、年来、船の義は我等建白も致候事故、我等へ御任せ、御試に製造被仰付候と申義、御用に相成候へば、於此方も、右へかゝり申候役人申付、夫々公辺御役人へかけ合せ候義も、受取品致候にも、便利にて、突かけ物に不相成候へは、右之義、過日松平、川路へも咄し候へ共、尚又、兵介よりも申聞、平兵衛へ云々御達に相成候斗に無之、軽くも家老へ御達に致し度候。

一大船御製造に相成候へば、厚さ二寸余の、一二尺四方の硝子入用に候処、是迄長崎へ来り候は、下直に候へ共、於此地、大船出来の事、加比丹承知候は、無如才、直引上げ可申候半と察申候、幸此度、川路義長崎へ行候へは、少々は長崎へ来り居候品有之あるべく於西洋も、やはり大船明取りに致候品候へは、何となく川路にて、硯か何かに致し候振合にて、直を聞候は、有躰之処を可申聞候馬の直を知らんと欲し候は、先、丈を問ふの心なり、へは、右にて直を定め、三拾枚も、御用に、御買上に致度候。三拾六間御船、下の方迄、明り取り候には、三拾も無之候ては、よく明り取れ兼可申候。又四五分の厚さのも、五六枚も御買入に致度、是は夜中、焰硝蔵の燈の覆にいたし候に、紙にては危く、是非硝に無えては不相成、此方にて申付候ても、追々には出来可申候へ共、指引候は、やはり長崎にて御買入の方、下直と被存候へは、序に川路は咄し置申度候。尤兵介より申聞候にては、川路、松平も扱兼候義に候は、

我等より書付にいたし、咄候様にも可致候。先つ、兵介より此元咄し候様可致候。

十月十一日

兵介へ

原、宮崎は当時水戸藩内で最も囑望された人材であった。斉昭は二人を起用した。川路も「仮りに家来の列に加へて、伴」った。(18)川路は斉昭時代の水戸藩の積極的な人材育成・登用策に協力的であった。宮崎・原の同行のことは当時各方面に伝っていた模様である。安政元年正月二二日に、対露交渉を終え帰路についた最初の日、川路は建造中の鍋島藩の大砲鑄造所の見学を申し入れた。川路は藩主鍋島肥前守と親交があり、見学終了後二人は会談を行い話は夕刻から深夜に及んだ。その際鍋島侯から「いかにして、しられけむ、宮崎復太郎、原任蔵といふ家来に、逢れ度とのことなり。然るに任蔵は、日田へ、羽倉の代参として参りたれば、其ことをいひしに、聞き済れ、酒のみ物語して、夜四ツ時に帰られたり。」と日記に記すように、鍋島侯が宮崎、原に強い関心を持っていたことがわかる。(19)

水戸藩では文政一二(一八二九)年斉昭が藩主に就任以来藩政改革が推進され、その成果が以後の諸藩の藩政改革の手本となり、さらには幕府の天保改革のきっかけを作った。水戸藩々政改革の成功の大きな部分を占めたのが人材登用と西洋技術の摂取であった。原、宮崎の長崎派遣はその具体例であった。やはり大仕掛な藩政改革の断行で知られた佐賀藩主鍋島侯が二人との面会を希望したのも当然のことであった。また九州天領の代官手代の長男に生まれ幕末政治史の中で異例の出世をして勘定奉行に登りつめる川路も又人材登用政策の典型的な例である。川路が両名を受け入れるのも当然のことである。対応の様子は次のようなものであった。「此頃、或る人の紹介に依り、宮崎復太郎と云ふ志士、聖謨に面しけるが、談了りて、聖謨これを延き、公用人に示し、『これは、余が、今度聘したる家来なり。認められよ。且、家族もある由なれば、心して相当の家屋を与へよ』といひ、常に家来を挙用する、順序には毫も出ざりし。由て、公用人等は、少く訝りしと雖ども、主人の命、且益し主人の、思ふ子細もあらむかと推察し、その旨

を了諾して、命の如くに、処理したりけり。此宮崎復太郎といひし姓名は、当年の仮称にて、実は後日の薩藩、日下部伊三治なり。その男、裕之進も、亦聖謨の採用せし所となりて、家来の内に加へ、父子とも厚く信任せり。」⁽²⁰⁾ 原は任務終了後水戸藩に帰り、藤田東湖亡き後の斉昭を補佐することになる。文久二（一八六二）年一二月一橋慶喜上京時に随従し一橋家々臣になった。

宮崎は安政二年川路の仲介で父祖の時代の旧主である薩摩藩へ復帰する。彼は日下部伊三治と改名斉彬に仕えたが安政の大獄で獄死する。

原任蔵は羽倉簡堂の代参で、簡堂の父羽倉権九郎秘救および祖父彌左衛門光周の墓に参った。秘救は西国筋郡代として在任中、任地豊後日田代官所にて没して、日田大超寺に葬られた。⁽²¹⁾ 秘救は、歴代日田郡代・代官中際立った仁政を行い、淡窓が敬慕した人物であった。秘救は文化三（一八〇六）年一二月四日郡代に昇進同時に簡堂も父の代官見習いに任命された。旭荘の名付親が簡堂であった。文化四年五月一七日旭荘が誕生すると父桃秋が簡堂に請うて献吉と名づけられた。⁽²²⁾ だがこれは明の李夢陽の名であり、はばかりありということと桃秋は献を謙に変えて謙吉と名づけたという。簡堂は文化六年九月父の後を継ぎ日田代官になったが、翌七（一八一〇）年六月越後脇之町代官に転出した。それ以来簡堂は日田の地を訪れていない。しかし淡窓と簡堂の親しい交流はこの時代も継続していた。たとえば嘉永四年二月には簡堂が「従吾所好」を書いて淡窓に贈っている。⁽²³⁾ また嘉永年間羽倉と川路の親密な交友関係は天保時代と変わりなく続いており、川路の計いで羽倉の門下生である原を、交渉団とは別行動をさせて大超寺に代参させることになった。原は淡窓との面会を望んで二日間廣瀬久兵衛宅に逗留したが、淡窓の帰着が遅れ断念して日田を離れた。

旭荘は文久三年五月大坂城に呼ばれ、大坂城付の儒者としての採用を申し渡される。旭荘にとっては、天保一四年

以来の、幕政への参画の第二回目のチャンスが巡ってきた。文久三年五月川路聖謨は勘定奉行兼外国奉行に就任しており、又原市之進は、京にいた。原は当時一橋家御側御用として慶喜のブレーンであった。慶喜は禁裏御守衛総督として将軍家茂とともに京都にいた。安政五年井伊大老就任以後、下野していた斉昭・羽倉・川路の人脈が幕政に復帰していた。京都を控えた大坂湾防備のための方策を検討しており、外国艦船の侵入に対する防備・外交の必要から京坂在住の学者を採用する方針をとった。旭荘の外には後藤松陰、藤沢東咳、中井洞園、並河寒泉の四名であった。いづれも京坂では最高の学者として評価されていた。ただし旭荘は儒者就任を辞退した。

(1) 川路が日田を離れたのは八歳の時であるとの説もある。八歳まで日田に在住したのであれば、淡窓の下に入門したとも考えられる。

(2) 原剛『幕末海防史の研究』21頁

(3) 川路聖謨『長崎日記』(『川路聖謨文書』日本史籍協会編、6所収)

(4) 「甲寅新暦」巻1(『淡窓全集』下巻 1246頁)

(5) 川路寛堂『川路聖謨の生涯』218頁

(6) 「甲寅新暦」巻1(『淡窓全集』下巻 1246頁)。筒井政憲の経歴については、資料が非常に少い。ここに引用した淡窓の日

記からは、筒井が柴野栗山の門下生であることがわかる。筒井に関する数少ない貴重な資料である。

(7) 森銑三「筒井政憲遺文」(『今昔』第3巻4号)

(8) 『九桂草堂隨筆』巻1(『廣瀬旭莊全集』第11巻)

(9) 森潤三郎「筒井政憲事蹟略」(『今昔』第3巻3号)

(10) 「甲寅新暦」巻1(『淡窓全集』下巻 1246頁)

(11) 蘭学史研究会編『箕作阮甫の研究』思文閣出版

(12) 淡窓と洋学との関係に関する研究は杉本勲氏によってなされ、「咸宜園と洋学」(『九州天領の研究』所収、吉川弘文館)

その他の業績がある。

(13) 『日間瑣事備忘』嘉永2年11月8日の條

(14) 「甲寅新暦」巻1(『淡窓全集』下巻 1246頁)

- (15) 「簡堂遺文」 123頁
- (16) 久野勝弥 「原市之進の攘夷思想」
- (17) 川路寛堂 『川路聖謨の生涯』 218頁
- (18) 川路寛堂 『川路聖謨の生涯』 220頁
- (19) 川路寛堂 『川路聖謨の生涯』 308頁
- (20) 川路寛堂 『川路聖謨の生涯』 201頁
- (21) 羽倉権九郎秘救の事蹟については各地に若干の断片的な資料が残っているが殆んど不明である。
- (22) 『九桂草堂随筆』 卷9 (『廣瀬旭莊全集』 第11卷)
- (23) 「簡堂遺文」 121頁

旭莊關係年譜

和曆	西曆
宝曆八	1758
明和五	1768
明和八	1771
安永七	1778
八	1779
九	1780
天明一	1781
二	1782
八	1788
寛政二	1790
三	1791
四	1792
五	1793
六	1794
九	1797
一〇	1798
一一	1799

淡窓・旭莊關係事項

四月廣瀬淡窓生誕
 淡窓、父から「孝経」四書の句読受ける
 淡窓、松下西洋から漢詩を学ぶ
 西国筋郡代揖斐正高解任、羽倉秘救代官就任
 一月淡窓、亀井昭陽に入塾

一般事項

一二月松平定信生誕
 林述斎生誕
 九月松崎慊堂生
 筒井正憲生
 九月市河米庵生
 一二月頼山陽生
 四月篠崎小竹生
 五月会沢正志斎生
 三月老中松平定信將軍補佐となる
 五月寛政異学の禁、十一月羽倉簡堂生
 四月林子平「海国兵談」刊、真田幸貫生
 九月ラクスマン来航
 六月林子平歿、九月渡辺華山生
 六月新井成美「西洋紀聞」を幕府に献上
 九月ロシア人エトロフ上陸
 三月宇田川榕庵生、本田利明「西域物語」刊
 一月安井息軒生、三月藤森弘庵生

文政四	一四	一三	一二	一一	八	七	六	五	四	三	二	文化一	二	享和一	一二
1821	1817	1816	1815	1814	1811	1810	1809	1808	1807	1806	1805	1804	1802	1801	1800

帆足万里日田来訪

淡窓、代官羽倉秘救より月六回の四書講義を命ぜられる

三月淡窓、豆田町長福寺学寮で講義開始

五月広瀬旭莊生

羽倉秘救歿

代官三河口太忠着任、広瀬本家を久兵衛が嗣ぐ

代官塩谷正義就任

八月咸宜園完成

三月徳川齊昭生、林復齋生、伊東玄朴生

五月大槻盤溪生、五月江川英龍生。鈴木春山生。

五月高野長英生

四月レザノフ来航

三月藤田東湖生、下曾根金三郎生

十二月柴野栗山歿

八月フェートン号事件、二月幕府オランダ通詞にフランス語を学ばせる

井上清直生、九月島津斉彬生、四月塩谷宥陰生、一〇

月幕府オランダ通詞にロシア語英語を学ばせる

二月幕府相模・安房海岸に砲台を築く

二月佐久間象山生、六月ゴロウニンを

クナシリで捕える

亀井南冥没

日下部伊三治生

十一月古賀増生

筒井政憲長崎奉行、八月岡田寒泉歿、五月古賀

精里没、九月イギリス船浦賀来航

安部正弘生、広瀬元恭生、本田利明歿、筒井正

憲江戸町奉行

九	八	七	六	五	四	三	二	天保一	一二	一一	一〇	九	八	七	六
1838	1837	1836	1835	1834	1833	1832	1831	1830	1829	1828	1827	1826	1825	1824	1823

九月旭莊、亀井昭陽に入門。旭莊、兄淡窓の義子になる。

四月淡窓「敬天説（約言）」著す、四月旭莊樺島石梁に師事

五月旭莊菅茶山に師事

九月旭莊浮殿塾で教授

五月淡窓肥前代藩校東明館講義、六月旭莊淡窓の代りに講義、元咸宜園生岡研介シーボルト事件連座

三月旭莊咸宜園塾主を継承。十二月旭莊足立氏と結婚

四月月旦評で「官府の難」起る。旭莊足立氏と離婚

旭莊合原氏と結婚

二月古賀穀堂、草場珮川を訪問、八月塩谷正義西国筋郡代解任

九月塩谷正義没、九月、考之介（林外）生、十月淡窓

『析玄』著、代官高木作右衛門就任

一月旭莊第一回江戸出付、九月代官寺西蔵太着任

五月旭莊大坂西堀に居住

一月川路聖謨、水野忠邦の下僚になる

シーボルト鳴滝に開塾、五月イギリス捕鯨船員、常陸大津浜に上陸

五月頼三樹三郎生、二月異国船打払令

三月亀田鵬斎歿、十二月藤田幽谷歿

八月菅茶山没、樺島石梁歿

十月シーボルト事件

五月松平定信没

一月原市之進生、十二月水戸藩主徳川齊昭、藩政改革を開始

九月頼山陽歿

二月島津重豪没

三月水野忠邦本丸老中就任、一二月橋

本左内生、十二月宇田川玄真歿

古賀穀堂没、亀井昭陽没、帆足万里

『窮理通』著

二月大塩平八郎の乱、六月モリソン号事件

徳川齊昭内憂外患についての意見書を幕府に提出。

一〇	1839		十月渡辺崋山『慎機論』著。緒方洪庵適々齋塾を開く
一一	1840	六月旭莊城中で内藤侯に会う。八月淡窓「迂言」著す。	十二月蕃社の獄 アヘン戦争起る。高島秋帆幕府に『西洋砲術意見書』提出、六月代官羽倉用九に房総海岸防備を命じる
一二	1841	十二月代官竹尾清右衛門着任。旭莊日田帰省	七月林述齋没、十月渡辺崋山自殺、八月水戸藩弘道館開設、十一月佐藤一斎幕府儒者になる
一三	1842	四月淡窓大村藩に出講。旭莊、日田帰省、旭莊大村侯と東上。	七月異国船打払令を止め薪水令、十月高島秋帆投獄
一四	1843	五月旭莊、第二回江戸下向。九月旭莊、久兵衛と印旛沼視察、足利学校見学	八月聖堂を学問所と称す、九月水野忠邦老中罷免、オランダ国王將軍に開国勸告の書状
弘化一	1844	九月淡窓府内藩に出講。旭莊、三宅侯に会う。 江戸で塾を開く、十二月合原氏歿	四月松崎慊堂歿
二	1845	八月旭莊、大坂帰着	筒井政憲学問所御用
三	1846	四月旭莊、大村侯と伏見で会う。十二月日田帰着	鈴木春山歿、六月宇田川榕庵歿、二月江川英竜海防意見を幕府に提出
四	1847	九月代官池田岩之丞着任	六月オランダ船長崎入港風説書を提出
嘉永一	1848	範治が旭莊の義弟になる。箕作阮甫旭莊を訪問	三月イギリス艦マリナー号来航、五月幕府、三奉行以下海防掛、長崎・浦賀両奉行に異国船打払令復活の可否を問う
二	1849	旭莊伏見で大村侯に会う	十月高野長英自殺、六月オランダ船長崎来航風説書提出、十月江川英竜葦山に反射炉築く
三	1850		

慶応一	元治一	三	二	文久一	万延一	六	五	四	三	二	安政一	六	五	四
1865	1864	1863	1862	1861	1860	1859	1858	1857	1856	1855	1854	1853	1852	1851

六月旭莊日田帰省、府内侯に「克巳編」を贈る。
 九月旭莊を淡窓の義子から廃し考之介を義子に

一月淡窓幕府有司と会見
 旭莊川路侯と今米で会う

三月咸宜園は範治が継承。十一月淡窓歿。

旭莊日田帰省。孝之助は咸宜園塾主継承。

旭莊、儒者で大坂城入城。旭莊、池田転居、旭莊歿

二月水野忠邦歿、五月篠崎小竹歿

六月真田幸貫歿

六月ペリー来航。七月幕府米国書を諸大名に示し意見聞く。七月プチャーチン来航

三月日米和親条約調印

一月江川英竜歿、十月藤田東湖歿

二月幕府洋学所を蕃書調所と改称

六月安部正弘歿

四月井伊大老就任六月日米修好通商条約調印、七月島津斉彬歿。帆足万里歿。十二月日下部伊三治歿

五月神奈川・長崎・箱館開港。六月筒井正憲歿。林復齋歿。九月佐藤一齋歿、十月橋本左内歿。頼三樹三郎歿

三月桜田門外の変、八月徳川斉昭歿

七月羽倉簡堂歿、十月藤森弘庵歿

八月蕃所調所を開成所と改称。七月会沢正志齋歿、七月薩英戦争

六月池田屋騒動、七月佐久間象山歿。七月禁門の変。八月第一次長州征伐

一七	一一	一九	七	四	三	明治一	三	二
1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	8	8	8	8	8	8	8	8
8	7	7	7	7	7	6	6	6
4	8	6	4	1	0	8	7	6

一月高島秋帆歿
 八月塩谷岩陰歿。八月原市之進歿、十二月井上清直歿
 三月川路聖謨自殺
 広瀬元恭歿
 十月伊東玄朴歿
 五月広瀬林外歿、六月下曾根金三郎歿
 九月安井息軒歿
 六月大槻盤溪歿
 十月古賀増歿

第四章 廣瀬旭莊と尊王攘夷

一 廣瀬旭莊の門下生

(一) 廣瀬旭莊の門下生

天保七（一八三六）年堺で塾開設以後の門下生は一、〇〇〇人にのぼるとされるが（1）、その代表的人物を廣瀬旭莊の『日間瑣事備忘』（2）および『咸宜園出身八百名略伝集』（3）などをもとに紹介する。

藤井藍田

天保九年塾開設直後の旭莊塾に入門したのが藤井藍田である。藍田は「師家に入りし、殆んど我家の如し」といわれるように、師旭莊と生涯行動を共にした。独立して私塾「玉生堂」を営みながらも旭莊の地方出遊には九州・中国・北陸へと同行した。

藤井藍田（一八三六―一八六五）。名は徳、字は尚統・伯恭、号は藍田・梅軒・独鶴巢、通称平三郎・平輔・平左衛門。文化一三（一八一六）年大坂の呉服問屋綿屋藤井卯右衛門の長子に生まれた。家業を嫌い長男に任せ、専ら風月に親しみ学問に熱中した。書道を八木異処、絵画を田能村竹田、漢学と詩を廣瀬旭莊に学ぶ。安政四（一八五七）年南堀江の高台橋に私塾「玉生堂」を設立し、漢・儒学の教授を始めた。このころから山城屋和助・河野鉄兜・橋本香坡・長三洲と交流し尊攘派志士と交った。慶応元（一八六五）年五月新撰組に捕えられ獄死した。容疑は梅田雲浜、

桂小五郎らと倒幕の謀議を凝らしたというものであった。墓は「師と死生を同じくする」との遺志により、大坂天王寺雲水邦福寺の旭荘の墓側にある。

田能村直入

天保一一（一八四〇）年三月九日旭荘塾は高麗橋四軒町に移転した。同年五月一〇日に日野秀太郎、同月一六日に村上代三郎が旭荘塾に入塾する。二人は後に適塾に移り、移った後にも旭荘塾に出入りし洪庵と旭荘の連絡役を果した。

同年八月二九日旭荘塾は西横堀西国橋南折に転居した。天保一二年中に田能村小虎（直入）が二六歳で旭荘塾へ入門した。

田能村直入（一八一四—一九〇七）。字は顧絶、通称伝太・癡、号小虎・山樵・笠翁・布袋庵・田癡・飲茶庵主人、豊後国直入郡竹田村庄屋三宮伝右衛門の子に生る。田能村竹田の養子。画は九歳で竹田に師事、廣瀬旭荘に漢詩を、篠崎小竹に経史を、雪堂に書を、天柱に禅を学んだ。四〇代後半まで不遇であったが、当時文人の間で流行していた煎茶道で名を挙げた。同じく旭荘の弟子である鼎金城と大坂画壇の人気を二分した。明治一四年京都画学校の設立に加わり、後に学長に就任し多くの門下生を教授した。

長三洲

嘉永三（一八五〇）年末咸宜園を退出した長三洲がこの頃旭荘塾に入った。間もなく三洲は旭荘塾々頭を務めた。長三洲（一八三三—一八九五）。名は芑、字は世章・秋史、通称富太郎・光太郎、号三洲、天保四年九月二三日豊後日田生れ。神童の誉れ高く、一四歳で廣瀬淡窓に師事、咸宜園一の才子となった。旭荘に傾倒、嘉永三年末に咸宜園を退出し旭荘の下に入門する。詩文・書画をよくする。経学は程朱であり、実践を主とする。尊王攘夷思想を持ち、

元治元（一八六四）年六月、長州藩校明倫館助教になる。長州藩士になり、奇兵隊創設に加わり、書記をつとめる。赤間関襲撃事件で鉄創を負う。

廣瀬旭莊門下には三人の高名な画家がいた。田能村直入、鼎金城、行徳玉江である。

鼎金城

鼎金城（一八一―一八六三）。文化八年大坂生れ、名は鉉、字は子玉、別号澱水・受采堂、通称平作、画家である。父春嶽が誕生後間もなく死去し大変な苦勞をするが、岡田半江、金子雪操に師事し一家を成した。浪華画壇では田能村直入と人気を二分した。晩年は旭莊に漢詩を学ぶ。人柄は寡黙温和、親族旧知の義を重んじた。旭莊の詩遊には殆ど従った。旭莊の死去の同年五月に死去した。

行徳玉江

行徳玉江（一八二八―一九〇一）。文政一一年大坂生れ、名は貫、字は仁卿、通称元慎、代々大坂で眼科医を業とする。画家であるが広い教養の文人。鼎金城の画の弟子、篠崎小竹に儒学を、廣瀬旭莊に漢詩を、貫名海屋に書道を、呉北渚に書道と篆刻を学ぶ。緒方洪庵、尾崎秀民とともに廣瀬旭莊家の家庭医を務めた。人柄は温厚、旭莊の諸国遊歴には最も多く同行した。

旭莊塾に親しく出入りした学者が三人いる。河野鉄兜、岡鹿門、松林飯山である。旭莊の友人梁川星巖の弟子河野鉄兜は嘉永年間から旭莊塾に出入りし、旭莊も林田の鉄兜の住居を訪れている。藤井藍田と親しく旭莊の地方遊歴には同行した。鉄兜の代表作「芳野懐古の詩」は文久元年三月旭莊と同行した芳野で作られた。

河野鉄兜

河野鉄兜（一八二五―一八六八）。字は夢吉、通称俊蔵・絢夫、号は鉄兜・秀野・月廓・錦壇・楡村右南。幼少よ

り学を好み医学を学ぶ。丸亀藩儒吉田鶴仙の門に入り、弘化二（一八四五）年より揖保郡伊津村で医を開業した。嘉永元年江戸に遊び梁川星巖の門に入る。同四年林田藩主の聘により士分に列し藩学敬業館の教授となった。四国、山陽、九州を遊歴した。安政二年居を林田に移し、家塾「新塾」を開いた。頼三樹三郎、松本奎堂、松林飯山と交遊が深かった。

弘化元年十一月、旭荘の江戸での最大の庇護者であった羽倉簡堂の三人の弟子、松本奎堂、岡鹿門、松林飯山が上坂し、大坂堂島の大村藩邸前で塾「双松岡」を開いた。開設には河野鉄兜、内村鱸香、橋本香坡が援助した。（4）さらに鉄兜の開いた書画会の収入が塾経営に役立った。塾は評判がよく近隣から入門者を集め盛況になったが、一方では塾が尊攘派志士の巢窟になったことから、幕府の監視が厳しくなり、文久二年四月に閉塾した。その間岡鹿門、松林飯山が旭荘塾に親しく出入りした。文久元年の旭荘の芳野出遊には鹿門、飯山は鉄兜、林外と共に同行している。

岡鹿門

岡鹿門（一八三三—一九一四）。名は千仞、字は士文、号は鹿門、仙台藩士、安積良斎門下で昌平坂学問所入学、舎長になる。学問所退学後京坂に遊び大坂で松本奎堂、松林飯山と「双松岡」塾を開く。戊辰の役では仙台藩において奥羽列藩同盟に反対、投獄される。

松林飯山（廉之助）

松林飯山（一八三九—一八六七）。名は漸、字は伯鴻、号は飯山、大村藩士。一四歳で江戸遊学、安積良斎に師事。昌平坂学問所入学。帰藩後大坂に遊学。松本奎堂、岡鹿門と「双松岡」を開き、尊攘派志士と深く交流。藩内においても尊攘派の中心人物であった。後に藩政改革を行うが、慶応三年正月三日暗殺。

このように旭荘塾には鉄兜、鹿門、飯山の出入りが頻繁になり、そこには藤井藍田、長三洲、亀谷省軒の尊攘派門

下生がいた。

(二) 旭荘塾と適塾の相互交流

廣瀬旭荘は弘化三年九月六日大坂に到着し府内藩蔵屋敷に居住した。早速塾再開を目指して動き出した。緒方洪庵から旧旭荘塾生邨瀬杏庵を下僕代りに、同金森恭平を学僕として借り塾再開を進めた。当時大坂市中では借家を借りるには手続きが必要で、二ヶ月を要した。

弘化三年一〇月一五日旭荘は淡路町御霊神社西に入った南側に塾を開設した。同じ町内に緒方洪庵の適塾があった。洪庵は開塾にあたり邨瀬杏庵と山県元敬および成宜園出身の安元茂を手伝わせた。開設祝いに篠崎小竹、緒方洪庵、日野葛民が来訪した。

同年一二月七日洪庵が旭荘を訪問、旭荘宛の宇田川興齋の書簡を渡す。以後旭荘と江戸との書簡は洪庵が引き受けることになる。

弘化四年三月一五日、旧旭荘塾生坪井信良が適塾入塾のため上坂し、塩田松園、坪井信道の書簡を旭荘に持参した。以後旭荘の江戸との連絡事務は信良が行った。

同年四月大野藩士渡辺順八郎、高居玄春が旭荘に入門した。二人は藩主土井忠利が大坂城加番になりそれに同行してきた機会に入門した。

弘化四年中には適塾生が頻繁に旭荘塾で講義を聞き、節句等に旭荘を訪れた。たとえば同年五月五日の来賀者名簿には、邨瀬杏庵、伊東玄英、伊東玄圭、坪井信良、川本文次の名がある。

同年九月久坂玄機が適塾生とともに来た。以後玄機の長州藩復帰まで旭荘塾に出入りした。玄機の長州との往復書簡の中で旭荘のことが触れられている。

同年十月三日緒方洪庵は父親の葬儀のため備中足守へ帰国するが、留守の間旭荘に「我家の監督をしてほしい」と適塾を預けた。

嘉永元年になると洪庵が旭荘家の家庭医の役割りをした。洪庵が旭荘には持病の瘡があり、虫下し、歯痛の調剤を行っている。

同年十月三日旭荘塾生岡村多仲が適塾へ移った。多仲は播州加東郡三草村（社町）の出身で三木の豪商である。旭荘は多仲の縁で度々三木に出遊している。また多仲は洪庵と旭荘の間の連絡役を果す。

十一月一日元旭荘塾生で大村藩出身の邨瀬杏庵が適塾を退出、江戸へ去った。

嘉永二年正月旭荘は藤井藍田の世話で姫路の木村氏と結婚。また同月津和野藩から俸数一〇口で招聘されるが、辞退した。

三月三日旧旭荘塾生村上代三郎（昇吾）適塾を退出、江戸へ行き江川英龍塾へ入門。

三月一三日旭荘は適塾々頭久坂玄機を長州藩蔵屋敷に訪ねる。玄機は適塾を退出帰藩し、同藩医学館都講になった。同年九月赤川玄悦、青木周弼らと引痘掛りに就き、翌三年六月医学館の機構改革により好生館の都講並書物方に就任した。

三月一九日適塾入門のため上坂した箕作阮甫の養子菊池秋坪が、塩谷宕陰による鈴木春山の墓誌銘を旭荘の下に持参した。

三月二八日江戸の坪井信良から書簡が来て、旧旭荘塾生坪井信友が、父信道の跡をうけて萩藩から禄二五石で藩主

の侍医となったことが知らされた。

四月二一日旭荘は淡窓の紹介状を持って上坂した咸宜園生吉雄養正を洪庵に推薦、入門を許可された。

六月一七日洪庵は塩田松園から洪庵への書簡を旭荘に見せた。

嘉永二年七月五日斯波禄郎（柴六郎）が旭荘塾へ入門した。

柴六郎

柴六郎（一八二八—一八六九）。通称六郎、字は東野・緑野、文政一一年阿波徳島生れ。医学を志したが「医業は学ぶに足らず」と断念し、新居水竹に師事して漢学を学ぶ。さらに江戸へ出て大沼枕山に詩を学ぶ。枕山の友人羽倉簡堂が斯波の詩を見て感嘆、大坂の旭荘に師事することをすすめた。数年間の大坂修業の後、自分の号「秋村」を与える。安政二年藩命で適塾入門。その後九州日田に転じ三年間咸宜園で修業した。文久元年に藩主蜂須賀侯は彼を藩儒に抜擢、洋学校正務局を兼務させ藩士教授を行わせた。淡窓の墓誌銘は日田在塾中の秋村が書いた。

同年九月一九日旭荘が推薦した坪井信道の門弟古川文行の適塾入門が許された。

一一月一四日適塾に入門許可され、旭荘塾に留まっていた水留水仙と西川元正が適塾に入った。

嘉永五年六月坪井信友が適塾を放塾された。「無状の振舞」があり、旧師旭荘に訓戒の要請があったが素行が直らなかつた。

嘉永六年正月から適塾生西川元正が旭荘の学僕をつとめた。

三月一三日旭荘は放塾された坪井信友の適塾復学を洪庵に求め了承される。

安政二年七月一五日斯波禄郎が藩命により適塾入門。旭荘が洪庵に入塾を要請した。以後柴は旭荘と洪庵の連絡役を果した。

安政三年一〇月会津藩の南摩三郎が適塾にいた。南摩は前年から藩命で西国を遊歴していたが、この時点では適塾に入り蘭学修行をしていた。一〇月はじめ南摩と村上代三郎の間で九州行きが計画された。南摩は旭荘に同方面の紹介を頼んだ。斯波禄郎も村上との同行を希望した。

安政四年四月一七日高安円山が適塾に入門した。円山は昔篠崎小竹、旭荘に漢学を学んだ。

安政五年六月二〇日旧咸宜園生藤野貞司が適塾に入塾している。

同日宇田川興齋が津山侯に従い西下した際、帰路旭荘・洪庵を訪ねる。

廣瀬旭荘の日田居住中、文久二年三月江戸では伊東玄朴が、西洋医学所頭取大槻俊齋病気により、取締に就任した。同年六月二九日緒方洪庵が幕府奥医師を受諾して江戸へ行き、八月二一日任命された。同年八月六日西洋医学所頭取兼帯となった。旭荘は大坂を不在にして、そのことを一切知らなかった。洪庵夫人が拙齋を日田に遣って正月の挨拶を兼ねて、大坂での世話になった礼をさせている。

(三) 廣瀬旭荘の北陸出遊と日田滞在

安政六年五月廣瀬旭荘は北陸遊歴に出発した。京、大津、敦賀、大野、福井、大聖寺、金沢、加賀本誓寺、官腰、能登七尾、飛騨高山、美濃加茂、京と巡り、翌万延元年九月末に大坂に帰着した。出発前の予定では越後にも足をのばすはずであったが、途中での病気の悪化で中止した。約一年半の長期間におよぶ旅行であった。旅行中の大野では藩主から賓客の待遇をうけ、福井では横井小楠と招飲した。その前年の安政五年九月から安政の大獄がはじまり京、江戸で尊攘派志士がつぎつぎに逮捕された。翌万延元年三月三日に桜田門外の変があった。

万延元年大坂帰着後旭莊夫妻は大病にかかり、緒方洪庵、行徳玉江が治療にあたった。

文久元年旭莊は二月から出遊をくりかえし、殆んど大坂に居らず五月からは翌文久二年一二月一二日帰坂するまで一年半余り妻子を同道して日田に移住していた。

(四) 廣瀬旭莊の池田移住

廣瀬旭莊は文久二年一二月一二日日田から大坂に戻った。旭莊塾は中ノ島松山藩蔵屋敷前にあり、塾生も多く、声望も隆々たるものであったが、この頃には京坂に身を置くことが非常に危険になってきた。尊王攘夷派の動きが激化し池内陶所、家里松濤など旭莊の親しかった尊攘派の学者が尊攘派の志士によって暗殺される事態になった。

文久三年五月、門人尾崎秀民の勧めにより幕府の嫌疑を遁れることが必要と考え、大坂離脱を決心した。(5)さらにこの時期、旭莊の頭痛は悪化して静養が必要になっていたこともあった。

池田在住の門人林田良平や釈了現(託明寺住職)、高橋吉佶(医者)らが旭莊の池田転居を願った。旭莊自身も篠崎小竹と訪れて以来、この地を度々訪れ、この地の山川、風物を気に入っていた。了現と吉佶の周旋で、野勢街道に沿った伊居太神社鳥居前に居を構えた。同五月二三日は諸道具を大坂から託明寺へ運び去った。同日の二三日に旭莊は大坂城儒者の沙汰を受けたが、それを辞退した。

同五月二九日旭莊夫人は二子(末子竜吉と女子)を連れ池田に出発した。旭莊は翌六月一日が高弟鼎金城の葬儀があったため出席、終了後森秀三と第四子仁四郎を伴い出発し、二日後の朝池田の新居に着いた。

ところがその直後頭痛と他の症状に悩まれ、快い日はなかった。旭莊日記も、この頃口述したものを森秀三が筆記

しているが、六日から二九日は欠けている。晦日から八月一二日までは一行から三行の日記がある。この時だけでなく旭荘の日記は後篇五四冊が殆んど門下生に口述して書かせている。記述は没前五日の八月一二日に絶筆となっている。文久三年八月一七日旭荘は死去した。葬儀について、池田の門人はこの地で行うことを主張したが、藤井藍田、行徳玉江は大坂に固執して聴かない。ついに大坂に葬るということになり、藍田、玉江が柩を奉じて、大坂天王寺雲水邦福寺に土葬した。

林田良平

林田良平（一八二二—一九〇一）。川辺郡林田村生れ、本姓は乾氏、名は温、号は林叟。世々林田村に住した。詩章を善くし、画に巧みであった。「性至孝にして米を負ふて親を養う。」一面奇行の人で旭荘は「宜園百家詩」に良平の小伝を附し「来往牛を牽いて詩を詠じ、人称して牡丹花肖柏の流となす」と書いている。

注

- (1) 「大阪朝日新聞」明治四一年二月一二日
- (2) 『廣瀬旭荘全集』
- (3) 『咸宜園出身八百名略伝集』（廣瀬先賢顕彰会）
- (4) 森銑三編「在臆話記」（『随筆百花苑』第1巻、第2巻所収）
- (5) 『池田の文化と資料—近世の文人』（昭和56年、池田市立歴史民俗資料館、494頁）

二 廣瀬旭莊と僧月性

(一) 尊王攘夷論者廣瀬旭莊

尊王家廣瀬淡窓、旭莊について論じた最近の文献研究はない。だが淡窓、旭莊研究の古い文献は、淡窓、旭莊を尊王家として明確にいつている。(1) 杉本勲が晩年「廣瀬旭莊の海外認識と海防思想」の中で(2)、旭莊を尊王家としてとらえ「自己の今後の研究課題としたい」と表明をした。筆者も淡窓、旭莊を尊王家として考える。さらに旭莊を攘夷倒幕論者と考える。

最近の淡窓、旭莊研究論文の中に、その尊王思想がとりあげられていない理由は直接的に淡窓、旭莊に尊王攘夷論を表明した文章がないことによる。それは咸宜園が天領日田にあり、本家廣瀬家が日田代官所の掛屋を勤めており、幕府に対する遠慮があつたと考えられる。同家所蔵の幕政批判をした旭莊著『識小篇』には「他見を許さず」との朱筆の書き込みが表紙にあり、同書が世に流れることを恐れていたことが推測できる。

淡窓の日記『懐旧楼筆記』、旭莊の日記『日間瑣事備忘』には尊攘派の人々との交流を示す記述はごくわずかにあるだけである。もともと『日間瑣事備忘』はその名のとおり、備忘のためのメモという意味があり、一日あつた全体的なことを記録したのではなく、出入する人物もめずらしい来訪者を記すが、日常的に出入する旭莊塾関係者等は記載されていない。たとえば嘉永四年初には旭莊塾にいて、安政四年までは在塾した長三洲の記録は『日間瑣事備忘』には記載されていない。三洲は同塾々頭を勤め、安政三年には旭莊の『九桂草堂隨筆』の口述筆記をしている。六年

以上は確実に在塾したことがわかるが、日記には一切登場しない。その他尊王攘夷派の人々の記載も殆んどない。後日幕府の捜査が行われた時の用心のためと考えられる。

また『日間瑣事備忘』文久元年三月には「芳野出遊」とだけあるが、この旅行に同道した松林飯山の小伝『飯山文存』、岡鹿門の『在臆話記』には旅行中の詳しい旭荘をめぐる林外、飯山、鹿門のやりとりが記されている。

この例からわかるように、淡窓、旭荘の日記を研究対象とする場合には他の人物の資料につき合わせ補完することも必要になる。

廣瀬旭荘は多くの尊王家と交流した。羽倉簡堂、佐久間象山、頼三樹三郎、梁川星巖、藤田東湖、村田清風、土屋矢之助、宍戸璣、周布政之助、斎藤拙堂、池内陶所、篠崎小竹、吉田松陰、横井小楠、日柳燕石、桂小五郎、大久保要、僧龍護、坂井虎山、小原鉄心、僧雪爪である。

廣瀬旭荘門下からは多くの尊王家が輩出している。藤井藍田、行徳玉江、西島青浦、長三洲、僧月性、河野鉄兜、柴秋村、亀谷省軒、劉石舟、尾崎秀民、松林飯山、岡鹿門である。藤井、行徳、西島は、旭荘塾退出後自分の塾を経営しながら旭荘の下に出入りした。長は嘉永三年末にそれまでいた日田咸宜園を退出、大坂の旭荘塾に約十年いて、塾頭を務め、旭荘の日記である『日間瑣事備忘』の一部を筆記し、同じく旭荘の安政三年の随筆『九桂草堂随筆』の筆記も行っている。月性も弘化三年入門以来旭荘と密接に交流している。河野は林田藩々儒であったが、現地で塾を開き教育を行うかたわら、頻繁に旭荘と連絡をとり合い、旭荘のもとに出入りしていた。

次に、淡窓、旭荘の門弟であり、生涯一貫して尊王攘夷倒幕の立場を貫き、安政の大獄前夜の尊王攘夷運動の一翼を担った僧月性の行動を追い旭荘との接点を確認して、旭荘の尊攘家としての一面を明らかにする。

(二) 僧月性

月性は文化一四（一八一七）年、周防国大島郡遠崎の妙円寺に生まれた。父は祇城、母は尾上。叔父に龍護、周邦がいる。周邦は妙円寺九代住職で、月性はその養子となり同寺十代住職を嗣ぐ。龍護、周邦、月性ともに廣瀬旭莊とは深いかわりをもつ。「方外の交いと多き中にも釈龍護は周防の人にして、昭陽の門人なるが、同門の誼を以て旭莊の大坂居住にも力を尽せり、僧月性は龍護が侄なり、詩酒清狂を以て聞ゆ、その大坂に至るや常に旭莊を訪へり」。(3)

龍護は寛政五年に妙円寺に生れ、文化二年一三歳で筑前の亀井昭陽に入門した。塾には修業時代の廣瀬淡窓がいた。龍護は文化九年二〇歳の時、大坂長光寺（天満橋の南岸）の覚順の養子となった。その間豊前国福島長久寺で宗学を修め、さらに本願寺学庠に入って宗義を極めた。この時江州から来ていた超然と知合い、これ以後五〇年の交流が始まる。月性は超然から宗義上最も強い思想的影響を受ける。弘化元年五月、月性は龍護に同行して上京し、超然に会った。超然は漢学に通じた文人としても高名な学僧であった。西本願寺法主広如上人の有力なブレーンである超然は京都に居る機会が多く、月性としばしば交遊が行われた。超然が住職を務める近江国神崎郡の覚政寺へも弘化二年二月以後二度訪れている。

龍護の長光寺は、交通の要衝天満の船着場に近かった。在坂中の月性はここに居住した。庫裡は四層で、二階は客間、三階は四畳半の茶室、四階は天文学に興味のあった龍護の居室、三階が月性の居室であった。尊攘の活動家月性の身边には志士達が集まり、そこは運動の拠点になった。

周防遠崎妙円寺系譜

妙円寺八代住職 謙讓

篤祐 二〇歳で亡。

女子 尾上、岩国光福寺に嫁し、後家に帰る。一子月性あり。

覚応 初め田布施円龍寺に住す。大坂島町長光寺に住す。龍護。

道眼 長州萩泉福寺。

泰成 長州萩玉江光山寺。

女子 織江、田布施円立寺周道母

周邦 妙円寺九代住職。——十代住職月性

龍護は当時京坂の文壇の頂点にいた雲華大舎、篠崎小竹らとともに月性の後盾となった。龍護の描く竹、大舎の蘭は関西の画壇で高い評価をとっていた。

妙円寺九代住職周邦は嗣子がないため、姉尾上の子月性を後嗣にした。

周邦は文政五年三月二日一三歳の時、豊後日田の廣瀬淡窓の咸宜園に入門した。在学中は淡窓が「観周二師、亦碩学」と評し、観有とともに高く評価している。周邦は自分が咸宜園で共に学んだ恒遠醒窓を月性最初の師として選び、豊前の醒窓の下で学ばせた。さらに龍護は自分が安芸の道明の下で共に学んだ佐賀の不及の寺へ月性を入れ宗義を学ばせている。

恒遠醒窓は、名和、字子達また真卿、通称頼母、号醒窓また春帆楼。咸宜園には文政二年二月一九日入門。塾長に進む。後に長崎に遊び高島秋帆の家に寓す。二二歳で郷里薬師寺村へ帰り父恒遠文恭の家を嗣ぐ。文政七年家塾遠帆楼（蔵春園）を起した。同塾は咸宜園に則って漢学教育を行った。遠方からの入門者も多かった。安政六年京都に遊び竜谷大法主の召に応じ書を講ずる。文久元年帰郷する。その間に廣瀬淡窓の下に行き短期間の修業をしたと考えられる。

月性は天保七年、二〇歳の新年は京都で迎える。晩春には帰郷した。三月二六日広島に遊び坂井虎山に会い詩を賦す。広島を出て、九州に行き佐賀善定寺の不及の下に入門した。龍護は、かつて自分が宗義を安芸の道明に学んだ時の同窓である不及の下で月性を学ばせたのである。また不及の下での修業は母の尾上の希望でもあった。一一月二四日、月性は日田咸宜園を訪れ、客席生として七日間学んだ。

長州藩主は柳沢雪華を追放して醒窓を聘したが、病により五月没。子次三郎（精齋）が父の跡を継いだ。精齋は天保一四年三月一九日二〇歳で咸宜園入門。

恒遠醒窓の遠帆楼における月性の修業は天保二年夏から五年に及んだ。それ以前文政一一年一二歳の時佐波郡右母毛利氏の郷校右田塾に入門し漢学を学んだが、本格的な修学はこの時から始まった。一七歳の時詩作を始める。一九歳の冬に上京する。

月性は仏教修業のかたわら、天保年中には草場佩川、その子船山および武富杞南らと往来して儒学者として活躍していた。

そのころ外国船の渡来の噂が世間に流れ、海防への関心が高まっていた。天保一〇年六月上旬二三歳の月性は佐賀を去り、長崎に遊び、鬼界島に行き外国船を観察している。

天保一一年中には、それまでの作詩一、一〇〇中の七〇首を選び師友に贈り批評を乞うた。

天保一二年二三歳の正月は在郷。広島に坂井虎山を訪れる。三月に再び広島に行き虎山に会い、萩に遊ぶ。

天保一三年春、恒遠醒窓の梨花寮に行き、平戸侯の醒窓招聘による唐津出張中の代講を務めた。その後佐賀、広島に遊び、遠崎に帰った。

天保一四年月性は二七歳、虎山の下にいて、虎山が招いた浜野章吉、木原慎齋らと会す。同年八月大坂行きを決する。その際次の「男児立志」の詩を作り妙円寺の壁に書き残す。(4)

男児立志出郷関 学若無成死不還

埋骨豈期墳墓地 人間到处有青山

天保一四年には、幕府の水野政権が「天保の薪水令」を発し、それまでの鎖国政策を転換したことが、攘夷論者の月性にやむにやまれぬ東上の決意をさせた。

月性は、大坂では島町の龍護の長光寺に寓して、篠崎小竹に入門した。小竹はこの時頼山陽なき後の文壇の頂点に

いた。門下には尊王攘夷の立場の、頼三樹三郎、斎藤拙堂らがおり、周辺には廣瀬旭荘、後藤松陰、藤沢東咳、野田笛浦、仁科白谷らがいた。これらの学者達は外国事情に精通した攘夷論者であった。月性は懸命に外国事情について勉強した。だがこの年廣瀬旭荘は月性の上坂と入れ違いに江戸下向していた。月性は小竹塾の塾頭をつとめた。月性の小竹塾入門は小竹と親しかつた龍護の紹介により実現した。小竹の下では文章の研究もした。小竹から斎藤拙堂の詩を示され感銘、同年九月伊勢国津に斎藤拙堂を訪ね詩を呈した。年末には龍護の長久寺を去り浪速橋南岸の河吉の部屋に転居した。

弘化元（一八四四）年五月上旬、龍護と上京した月性は同一二日に超然に会った。二人はそれ以前の天保一〇（一八三九）年に会っている。月性は超然の示唆により北陸旅行をする。六月頃に出発、七月九日から一七日まで富山に滞在し同二六日京都着。八月一日まで在京した。この旅行は月性にとって有意義であったといわれる。同年十一月二日再び龍護と大坂から上京し、龍護、超然と麻田公岳を訪ねる。一二月九日大坂から上京、年末まで頻繁に超然と会い、その宗義の影響を受ける。翌弘化二年正月一七日起然から月性に書が贈られる。二月一〇日に月性は江州福堂に超然を訪ね篠崎小竹、後藤松陰の書を贈る。

月性は翌弘化三年までに超然の下に十数回の訪問をしている。篠崎小竹塾の塾頭を務めながら頻繁に超然の下に入りし理由は単に本願寺の宗義の体得のみではなく、月性には差し迫った危機感があったからである。彼は渡辺崋山、高野長英らの著書で明らかになった後のアヘン戦争後の中国の植民地化の状況の正確な情報の把握と対策を求めている。とりわけ月性が関心を向けていたのは、外国勢力の東洋諸国への進出の際に果していたキリスト教の役割りであった。彼は西欧列強が東洋の植民地化を目指す際にキリスト教が密接に協力する点に脅威を感じた。そして仏教こそが民衆を教化して、国家意識を高め、侵略を防止する力になれると考えた。彼は攘夷の前提に仏教就中真宗こそ

がその役割を果たせると考えた。一方では最新の外国事情の把握、他方では真宗教団の民衆教化の実現、この二つが月性の関心事であった。篠崎小竹への入門、斎藤拙堂への接触、超然との交流はすべてこの問題意識が原点にあつての行動であつた。

(三) 月性の旭荘塾入門

弘化三年九月、廣瀬旭荘は大坂に帰着した。当初は豊後国府内藩蔵屋敷に居住した。一〇月一五日には淡路町御霊神社西に入った南側で塾を再開した。同じ町内に緒方洪庵の適塾があつた。かねてより懇意の洪庵の好意で洪庵門下にいた旧旭荘塾生邨瀬杏庵を下僕代りに、同金森恭平を学僕として借りて塾再開を進めた。塾再開前に旭荘の下に月性が現われた。

廣瀬旭荘は、江戸での文人活動の結果、時務に関する最新の情報と見識をもっていた。

旭荘は羽倉簡堂、坪井信道、伊東玄朴、川本幸民、箕作阮甫、佐久間象山らの一流の学者達との交流による世界情勢の知識があつた。また菊池五山、梁川星巖、頼三樹三郎ら詩人達の人脈を持っていた。そして適塾の緒方洪庵との密接な協力関係があつた。再開された旭荘塾はたちまち京坂での人気を集めた。

弘化時代になると、幕府は阿部正弘政権の下、外国の脅威に対して暗中模索の状態であつた。それまで月性は主に斎藤拙堂からその方面の知識を得ていたが、自己の対外思想を確固たる物に出来ずにいた。その状況下の旭荘塾の再開である。月性は旭荘の下に入門した。旭荘と月性の初の対面は、旭荘の大坂到着の三日後、開塾の一ヶ月以上前の弘化三年九月九日であつた。(5) 同日記は親しい周囲の人達については記載を省略している。当然月性にふれること

少くなる。それでも同日記には、翌弘化四年九月二四日まで、一四回の来訪記録がある。特に同四年八月に七回、九月に五回とこの二ヶ月に集中している。月性には一つのことに関心を持つと短時間に徹底して集中する傾向がある。この時点での月性の最大関心は海防にあったから、旭荘の話もそこに集中した。

大坂に来てからも旭荘の下には頻繁に宇田川興齋、塩田松園、坪井信良、佐久間象山らの書簡が届き江戸の新情報が入っていた。

他方旭荘は、大坂城加番で在坂中の越前大野侯と親しく、侯に同行してきていた同藩士渡辺順郎、高居玄春が旭荘塾に入門していた。大坂城代は西国大名に対する將軍の代理の役目を果していた。それだけに江戸からの情報は早く伝えられた。同年八月には旭荘塾での月性の目的は達せられたのであろう。八月一五日には旭荘、篠崎小竹父子らと大坂北郊に遊んで観月をした。九月五日には月性は帰郷の挨拶に来た。

この年旭荘は西遊を行うが、その岐路一二月一日に上関長尾家に寓することが、遠崎の月性に伝えられ、月性は同地へ面会に出向いている。

その後の旭荘と月性の接触は日記では二回あった。

安政三年八月二九日大坂に着いた月性は同晦日、上坂中の齋藤拙堂、廣瀬旭荘、後藤松陰、竹陰、秋里らと免角楼に遊ぶ。

安政四年五月一四日、月性は河内屋吉兵衛方に寓し。篠崎、後藤、廣瀬の諸儒を訪問。

安政五年五月一〇日、月性は辞世を遺して没した。一一日密葬、一三日本葬。葬儀当日の香典帖には次の人々の名が記されている。秋良敦之助、土屋矢之助、秋良政一郎、木原慎齋、大楽源太郎、赤根武人、廣瀬旭荘、大坂長光寺などである。

廣瀬旭莊は文久二年十一月一日日田からの帰路、妙円寺を訪れ墓参をして、次の詩を賦している。

遠崎弔僧月性墓

嘗笑徐君抵死癡 自留宝劍訣親知

平生謬愛吾詞筆 莫怪墓門唯掛詩

さらに同寺にある周邦の墓に参り、次の詩を賦す。

訪周邦師

常見叢林在伐桐 乘舟此地幾回過

從來契濶良縁少 今度逢迎旧話多

数杵寒鐘穿遠樹 一輪残月澹滄波

早潮恰便揚帆去 曉色催人喚奈何

(四) 月性塾「清狂草堂」開業と門下生

月性は嘉永元(一八四八)年三二歳の時、私塾清狂草堂を開業した。多年の仏教修業、漢学の研鑽、時務論の確立の故郷遠崎の妙円寺内に塾を開いた。

同塾からは大洲鉄然、赤根武人、大楽源太郎、世良修蔵が出ている。後に結成される奇兵隊は月性門下と吉田松陰の松下村塾出身者が主力となった。

大楽源太郎は、長門国萩平安吉町中浜、父は山県信七郎、妻安の長男、幼少の頃吉敷郡台道村に移住、天保一四年

同地の大楽家を継ぐ。安政四年廣瀬淡窓の咸宜園に入るが、翌年淡窓の死後帰郷し、月性に入門、その薫陶を受けた。間もなく上京、頼三樹三郎、梅田雲浜らと交わる。頼の紹介で水戸へ行き水戸藩の志士と結ぶ。戊午の事件の時藩内で幽囚にあう。文久以来京にいて品川弥二郎とともに尊攘運動に奔走する。甲子の変では山崎陣営にあつて淀藩との交渉にあつた。元治元年大楽の私塾西山塾々生を中心にした忠憤隊を結成、攘夷倒幕軍で活躍。のちにこの残党から大村益次郎暗殺者が出る。

(五) 月性と西本願寺尊王論

月性は西本願寺末寺の周防遠崎妙円寺の第九代住職の叔父周邦に育てられた。周邦は日田咸宜園の廣瀬淡窓の高弟であることもあり、幼少から月性に漢学を学ばせた。さらに叔父龍護は、筑前博多の亀井南冥塾に廣瀬淡窓とともに学んだ。龍護は安芸の道明の下で宗義を学んだ。その時の同門生が佐賀の不及であつた。龍護は月性を不及の寺に宗学修業に行かせた。それは又月性本人の強い希望でもあつた。

その後の上坂後の篠崎小竹塾への入門、斎藤拙堂、廣瀬旭莊の薫陶、僧超然の教化もあつて、月性は尊王攘夷論を完成、故郷遠崎に「清狂塾」を開いた。そこでの教育のかたわら二十代から続けてきた諸国周遊を行った。

弘化三年のアメリカ艦の浦賀入港、ロシア艦の長崎入港などがあり月性は外国の脅威を強く感じていた。

嘉永六年ペリーが来航した。月性はこれを座視することが出来ず、防長二州の寺々を説教して回った。寺を遊説の対象にしたのは、①西本願寺は、徳川幕府創立期に寺領の寄進を返上して、代りに在家に説教する特権を得た。同宗の僧侶も信徒も説教は日常的に慣れていたのであり。②防長二州には他の宗派に比べて西本願寺の寺が多く信徒の

数も多かったからでもある。同派寺院での遊説は、国難に際して大衆の意識を高める方法として、格好の手段だった。長州藩では、村田清風の天保改革の方針の中で、外国脅威に対する軍事力強化の方法として領民皆兵策を進めていたことから、月性の行動は同藩から受け入れられた。

この時点で月性は外国船撃退の方針を主張した。月性は村田清風に書を送り、清風が早くより軍備を充実してきた先見の明を讃えた。清風はその後、月性による藩主への討幕論進言の機会を作った。

月性は説教の中で、困難に対して挙国一致すなわち庶民の意識の高揚と行動を求めた。月性は言う、「夷狄は武力と宗教とを以て国を奪う。先づ邪教を以て民心を迷はしめ、而る後武力に訴へて国を亡ぼす。それ故邪教に迷はされないよう仏教、特に真宗の信仰に安住し国恩に酬い奉るが何よりの急務である」と。

吉田松陰の後援者であり、又月性の同志であった土屋矢之助は、月性の死後著した「浮書清狂伝」で次のように記している。

「然るに月性詩を以て声を一時に施ふと雖も、顧みて自ら以て屑しとせず。常に夷寇を以て憂ひと為す。嘗て西蕃紀伝を読み、葡萄牙匪教を以て瓜哇を誘ひ遂に其国事を奪うに至つて、慨然として謂へらく「彼既に教を以て民を誘う。我亦教を以て民を結ばざるべからず。民の感じ且入り易きは吾鸞教に如くは莫し。国家の釈氏に託し、以て匪教を防がしむるや久し。一旦彼其瓜哇に施す所の者を以て来つて、我に施さば則ち其患ひたる細ならず。吾將に我教を以て此民を結ばんとす」と。

ペリー来航以来主張してきた持論は、安政三年一〇月「仏法護国論」に著された。

安政三年七月七日在郷中の月性に、本願寺への徵命の書状が届いた。月性はそれに応じて同年八月一〇日上京し、一〇月四日に本願寺に出殿した。月性は広如に「護法意見封事」を呈した。それは尊王攘夷実行には、まず海防が必

要である。そのためには護国意識が高揚されねばならず、仏教がその役割りを担うが、仏教はキリスト教排撃をしなければならぬというものであった。

月性は得業の学階を得て東山別院翠紅館に住んだ。

(六) 廣瀬旭莊と土屋矢之助

嘉永三（一八五〇）年六月二四日土屋矢之助が妙円寺内に来訪、以後七年余の同志としての交流が始まった。

土屋矢之助（一八二九—一八六四）。名は根、字は松如、通称は矢之助、号は蕭海。長州藩老臣寄組佐世氏の家人孝包の長子として萩に出生。一七歳の時広島島の坂井虎山に師事すること三年、嘉永四（一八五一）年江戸に出て鳥山新三郎に寄宿、羽倉簡堂、塩谷宕陰、藤森弘庵に学んだ。また吉田松陰、宮部鼎蔵、轟武兵ら志士と交った。安政元（一八五四）年松陰が下田踏海に失敗して投獄された時、松陰のため尽した。同年九月父の死去により帰国、以後家居して塾を開く。文章は長州藩随一といわれ、士分の扱いをうけた。安政六年松陰の江戸檻送の際、強く反対するがいれられず、自分の門弟片野十郎に護送中の面倒を見させた。文久元（一八六一）年藩校明倫館助教になる。島津久光の上京にあわせて倒幕をなそうとするが寺田屋事件で失敗、その後京に出て奔走する。その後九州諸藩への攘夷勸説をするが元治元（一八六四）年九月病死。

土屋は松陰と宇都宮黙林、月性との論議交換の仲介を果した。

廣瀬旭莊は安政四（一八五七）年大坂を出発して、山陽道から九州へ廻った。その途上、翌五年二月五日から三月二一日まで長州萩に滞在した。元々旭莊には第一回江戸下向以来長州藩には知己が多かったが、この時は堂々たる儒

者の礼をもって迎えられ土屋の斡旋により藩学明倫館で、学監神名宇右衛門以下の諸文学との交流が行われた。

長州藩では文学修業の学者の来藩を歓迎した。同藩では文学向上の一策として、嘉永六年四月に明倫館学頭小倉尚蔵が提案した。まず来藩した学者を歓迎して、学館で経書を講義させて子弟の教養の向上に役立てるといふもので、その際凡庸な儒者ならば早々退散するであろうといふねらいがあった。いわば優秀な学者の登用の道を開いていた。土屋はこの仕組みを利用して旭荘の長州藩への参画を図った。旭荘の萩来訪の一年余り前に、同じく土屋の周旋による梅田雲浜の同藩物産御用掛採用が実現していた。長州藩は雲浜の殖産興業政策を採用していた。だが梅田雲浜採用を画策した土屋矢之助や秋良敦之助の目的は別のところにあつた。土屋や秋良は殖産興業へ雲浜を参画させ、藩内に足掛りを作り藩内の尊王攘夷運動を高めることをねらつた。

安政二年八月に藩政の中枢に返り咲いた坪井九右衛門が始めた勸農商品の集荷機構は整っていたが、藩外販売先が見つからず苦慮していた。梅田の案は採用されたがうまく機能していなかった。

同年、坪井九右衛門は大坂の旭荘を訪問した。一三年ぶりの両者の再会であつた。九右衛門は打開策を旭荘に求めた。旭荘はそれに応じての萩行きとなつた。だが旭荘が萩に入る頃、長州の政情は変化し坪井の力は失墜していた。坪井による旭荘登用は失敗した。だが前述のように旭荘の萩での学者としての名声は上つた。(6)

これを機に旭荘と土屋の信頼関係は強くなり、旭荘塾々頭長三洲が万延元年萩に遊んだ時、藩校明倫館助教に採用される。

同年三月二一日は萩を去つた旭荘は九州へ足を延ばし日田に四月着き、同月大坂へ帰着した直後の五月一〇日月性は死去した。

また文久三年七月の廣瀬旭荘の没後、旭荘塾は解散するが、塾にいた門下生や周辺にいた門人達の一部は長州に移

動して、いわゆる草莽の志士として活躍した。その際、長州国内において彼等の世話をしたのは土屋矢之助、長三洲であった。

注

(1) 廣瀬八賢顕彰会『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』昭和40年、中島市三郎『咸宜園教育発達史』昭和48年、廣瀬貞治『贈従五位廣瀬旭莊先生小伝』大正13年

(2) 『史学論集対外関係と政治文化』昭和49年、吉川弘文館、445頁

(3) 『明治維新の勤王僧』大正13年、神根愨生

(4) この詩には、古くから別人の作との指摘がある(神根愨生『明治維新の勤王僧』大正13年)。これは同じく勤王の士で青狂の号の伊勢山田の香崎文三郎の作が月性の清狂の号と混同され伝わったものとする説である。最近の説はこの考えをおらない。

(5) 『日間瑣事備忘』弘化三年九月九日の條

(6) 『廣瀬旭莊全集』10、659頁

月性関係略年表

西暦 年号

事項

一八一七	文化一四	周防国大島郡遠崎村に生まる
一八一九	文政二	周邦廣瀬淡窓の咸宜入門
一八二四	七	周邦第九代妙円寺住職になる
一八二九	一二	西本願寺での得度が伝えられる

一八三一	天保二	恒藤醒窓に入門
一八三四	五	叔父龍護本願寺宗主の命により熊本へ上京
一八三五	六	坂井虎山に入門、不及に入門
一八三六	七	篠崎小竹に入門。津に斉藤拙堂を訪る
一八四三	一四	超然と初めて会う
一八四四	弘化元	雲華大舎に会う
一八四五	二	廣瀬旭荘に入門
一八四六	三	篠崎小竹父子、廣瀬旭荘と北郊に遊び観月
一八四七	四	〔清狂草堂〕開塾、大洲鉄然入塾
一八四八	嘉永元	阿片始末の詩を作る。土屋矢之助来訪。世良修蔵入塾
一八五〇	三	

一八五一	四	廣瀬旭莊東上を上関長尾家に行き面会
一八五三	五	妙円寺第十代住職に
一八五三	六	村田清風に書を送り、清風の軍備強化の先見の明を賞讃。萩を訪門、嚶鳴社の久坂玄機らと交流。羽倉簡堂に詩を送る
一八五四	安政元	久坂玄機死去。秋良敦之助ロシア軍艦大坂湾侵入を聞き壮士三十数人を率い上坂
一八五五	二	京より帰着。梁川星巖より詩を贈らる。吉田松陰より「月性に与う」の書あり。羽倉簡堂の「近文」を吉田松陰に送る。益田弾正から短刀を贈らる。黙林が遠崎に来訪
一八五六	三	本願寺法主からの徵命を受ける。浦鞠負から槍を贈らる。翠紅館に入る。梁川星巖に会うを吉田松陰に報ずる。「仏法護国論」を刻し知己に頒つ。超然、梅田雲浜と会す。梅田雲浜長州に向う
一八五七	四	藤森天山を訪ふ。松涛、三樹三郎と会う。星巖、紅蘭と会う。和歌山藩執政久野丹波に会う。篠崎、後藤、廣瀬と会う。
一八五六	五	松陰書来る。松陰から来萩要請。久坂玄端を藤森天山に紹介。松陰と周布政之助の和解を仲介月性没。

本稿では寛政改革後の九州天領日田における経世学（論）について論じた。「経世」の概念は江戸時代には、世を治め民の生活を豊かにするという意味をもった。江戸時代を通じて農村では凶作、飢饉が起り一揆が頻発した。一八世紀になると荻生徂徠をはじめ儒学者が経世論を唱え、統治の具体策を説き、殖産興業の道が示された。

豊後日田に赴任した代官達は、行政の中で具体的に経世学を実行した。時代の推移とともに、代官に課せられた政策課題は変化するが、彼等はそれに取り組んで成果をあげた。

代官の進める政策の実行過程で、事業に従事、協力した地元の実業者の中から民間経世学者が生まれた。日田代官所支配地には多くの経世学者が現われた。

他方代官の職責には支配地における教育の向上があった。だが財政上の理由から教育機関を設立できなかった。代官は民間からの学問の興隆、私塾の発生を利用した。彼等は私塾の設立を誘導、援助した。それが日田咸宜園の庶民教育を進展させ歴代咸宜園主を経世学者に育てる契機となった。

一九世紀の東アジアの政治情勢の変化は代官の経世学を変え、歴代咸宜園主の経世学を変えた。

天明六（一七八六）年六月老中田沼意次が失脚し、いわゆる田沼時代が終わった。

翌年老中首座に就いた松平定信の、寛政改革とよばれる幕政改革が始った。

この改革は第一に財政基盤である農業の復興の諸策を実施し、商工業政策の全面的な見直しを行い、政治に経世学が強く影響した。改革の第二は武士の綱紀肅正におかれた。これは統治強化の前提として官吏の道德の徹底が必要と考えられたからである。第三に改革の重点は教育制度改革におかれた。経世学を徹底して教育する官吏養成機関として湯島聖堂を改組した。

寛政二（一七九〇）年湯島聖堂の学問所では、朱子学を正学とし、それ以外の学問の講義、研究は禁じられた。儒官には柴野栗山、尾藤二洲、岡田寒泉が任命された。同校では朱子学の厳しい君臣、父子論を柱にする武士道德が教育され、経世学の取得が図られた。すなわち官吏としての倫理教育を徹底し、殖産興業の知識の取得に力点が置かれた。同校で行う「学問吟味」の試験合格者は官僚機構に採用された。

寛政改革以降、学問所出身者が幕政の中で登用され、活躍するようになり、幕末にはこれらの官僚群が幕政を動かすようになる。

また学問所には幕臣を対象とする寄宿寮とは別に、大名の家臣、庶民を対象とする諸生寮が置かれ、全国から優秀な学生が集められた。卒業生は帰藩して藩政改革の中心で活躍する。

（二）

寛政改革時に、幕府では松平定信政権の厳しい選別を受けて、行政官としてふさわしい道德と経世学を兼備した者

だけが役人であり続けた。政権は一方において人材登用政策をすすめていた。田沼時代の役人については有能で問題なければ在任させた。羽倉権九郎も旧田沼政権に任用され、続いて新政権に重用された一人であった。勘定所は優秀な幕吏を代官として天領に派遣した。

羽倉権九郎は、寛政改革の担い手として九州天領日田代官に就任した。羽倉は江戸蔵前の蔵宿の番頭から旗本の婿養子になった。小普請組から鳥見役になり、三四歳で勘定吟味改役になった。この職は治山・治水の工事技術に精通し筆算に長じていないと勤まらなかった。羽倉は明和八（一七七七）年の木曾川大洪水や天明三（一七八三）年の浅間山大噴火の処理に出役し功績をあげた。

羽倉権九郎は日田代官時代の寛政五（一七九三）年―文化五（一八〇八）年の一五年間（文化三年からは郡代に昇格）に、第一に寛政改革の農業政策を忠実に実行した。羽倉の日田在任中、この地は天候にめぐまれ農業生産は順調に推移した。第二に商品経済の発展のために殖産興業政策を実施した。第三には商品流通を円滑にするために内陸部の陸上輸送路を整備した。第四に民間の学者、私塾を誘導、援助し民間経世学を育てた。その中から廣瀬淡窓が育った。

（三二）

塩谷大四郎は寛政四（一七九二）年八月に勘定所入りをし、文化一三（一八一六）年八月日田代官に任命された。天保六（一八三五）年八月の退任までの一九年間日田代官（文政四年五月郡代に昇格）を勤めた。塩谷の日田在任中の末期の天保時代前半は凶作、飢饉が続くが、彼は緩急自在の民政を展開する。

塩谷は学問所の寛政の三博士の一人である岡田寒泉の門下生で、師の学問を忠実に実行した。寒泉は山崎派の朱子学の実践者で、君臣、父子、臣民の関係を正した。在任中の塩谷にその傾向が強く現われた。

塩谷は第一に、農村において年貢を安定、確実なものにするために、治水に力を傾け、公営の堤防工事、用悪水の維持、橋梁の新設に努力をした。第二に耕地拡大のため一四新田の干拓工事を行い在任中に完成した。第三に大野川、駅館川、日田川を掘鑿させ舟運を開き内陸奥地の開発と商品流通の発達を図った。これらの事業には地域の豪農・豪商の多くが積極的に参加した。

塩谷は殖産興業の出発点で「利」の追求を主張する。この場合利は「富」という広い意味を持つ。彼は利を民に与えることが、君すなわち国のためと考える。この思想に地元の豪農商は賛同し塩谷の事業に積極的に協力した。

塩谷は武士としての臣道を追求し、自らに厳しい生活規範を課し実践した。一方彼は民の教導に熱心で、咸宜園塾主廣瀬淡窓、旭荘に対する指示、干渉を行った。

(四)

羽倉外記は文化五(一八〇八)年父の後を嗣ぎ一六歳で日田代官に就任した。外記は幼少のころから廣瀬淡窓の下で学問を学び卓抜した地方行政官である父権九郎から経世学を学んだ。その後二三年間の代官生活を送り、民政家として着実に業績を積み、天保二(一八三一)年関東代官についた。この職は本来の代官業務の外に江戸湾防衛の任務があった。外記は四年間の在任中研究を重ね、彼の経世学の中で対外論、国防論が大きな位置を占めるようになった。

外記は渡辺崋山を中心とした「尚齒会」で対外論を研究した。天保改革(天保八(一四年)が始ると、外記は勘定

吟味役に就き、対外政策の中心人物になった。彼の対外論は「インド、中国の植民地化の教訓から外国の開国要求に応じる一方で軍備を強化し、国防体制を整える」というものであった。水野忠邦政権の手で「天保の薪水令」が出され、日本は開国に転じる。

天保一四（一八四三）年水野忠邦が失脚すると羽倉外記も連座して罷免され、その後は隠居して在野の文人として活躍する。外記は江戸下谷の屋敷で塾を開業した。羽倉塾は江戸留学者に人気が高く、学問所在学者、卒業者も多く入門した。嘉永六（一八五三）年のペリー来航後彼の思想は攘夷論に傾き、門下生からは多くの尊王攘夷論者が輩出した。

羽倉は弘化三（一八四六）年までの江戸滞在中の廣瀬旭荘に物心両面での援助を与え、旭荘の大坂塾再開後、両塾の交流が盛んに行われた。

二

第二編では江戸時代後期天領の民間経世学の形成をとり上げた。江戸時代の幕府代官が政策を推進し経世の実をあげるためには、殖産興業にしる新田開発にしる、民間の協力が必要であった。そのためには事業の意義を理解させ、経世論をもって行動させる必要があった。代官は初等教育機関として寺子屋、郷学を、高等教育機関として私塾の創設を誘導し、民間からの塾設立の機運を援助した。この中から廣瀬淡窓という庶民出の大学者が育ち私塾咸宜園が誕生した。歴代咸宜園主は経世学を形成し、やがて幕政を批判し統治の具体策を提示した。本編では江戸時代後期の天領日田における民間経世学の形成発展を廣瀬淡窓、旭荘の思想と行動をとり上げて明らかにした。

(一)

廣瀬淡窓は天明く寛政期には朱子学的な社会観から、封建秩序の中での道德規範の教育に重きを置いた。天保期になると淡窓は緊迫する対外関係に危機感を持ち経世学を形成し、それが教育に反映した。咸宜園の卒業生達は、より高い学問を志してシーボルト塾、緒方洪庵塾、昌平坂学問所へ進学した。

淡窓の学問はこの頃から時務論に向い、幕政改革論に関心が移った。これが代官塩谷大四郎の警戒をよぶことになり、咸宜園塾政への干渉をよぶことになった。

(二)

廣瀬旭荘は天保七（一八三六）年堺へ移住し、篠崎小竹以下の文人と交流した。天保八（一八三七）年および同四年、旭荘は江戸へ出て当時の代表的文人達と切磋琢磨し経世学に加えて時務論を形成した。

この頃旭荘はいくつかの大名から藩儒としての就任を打診されたが、いづれも断った。特に大村藩の場合は藩主みづから招聘に乗り出し、米沢藩の上杉鷹山と細井平洲の例をあげ賓師として教育改革と殖産興業を旭荘に託す姿勢を見せた。

旭荘は弘化三（一八四六）年から京坂で文人活動をする。この時代外国からの開国要求に応じた幕府の開国方針が明らかになると、旭荘の論は徹底した攘夷論に変わった。旭荘の関心は経世よりも時務にあった。人的交流も緒方洪

庵をはじめ外国事情に詳しい学者が主になった。その成果が嘉永六年に書かれた『識小篇』、『異船議』、『児孝に与ふる書』にうかがわれる。『識小篇』はペリー来航後、その対処を問うた幕府への上書である。

安政四（一八五七）年一二月旭荘は長州を訪れた。長州藩内では殖産興業の推進のため旭荘を同藩「物産御用掛」に採用する動きがあった。だが藩内政情混乱のため同計画は実現しなかった。この時旭荘が行った藩校明倫館での文学講義は評判がよく旭荘の名声は上った。また旭荘は大坂旭荘塾々頭の長三洲の存在を紹介した。これが二年後長三洲の明倫館助教採用と同時に同藩士登用のきっかけとなった。

廣瀬旭荘門下からは多くの攘夷倒幕論者が輩出した。僧月性、長三洲、河野鉄兜、松林飯山、岡鹿門、藤井藍田、亀谷省軒である。

旭荘は安政六（一八五九）年五月から翌万延元年九月末まで越前、加賀、飛騨、美濃への一年半におよぶ旅行を行う。これは文人の各地への出遊の形ではあるが、実際は幕府の安政の大獄からの避難であった。さらに文久元（一八六一）年五月から翌二年一二月までの一年八ヶ月間の日田移住を行った。これは幕府からの追求を逃れるためと京坂での政情の悪化から身を護るためであった。

三

一六世紀の東アジアの政治情勢の激変は、幕府代官の経世学を変え、民間経世学者である歴代咸宜園主の経世学を変えた。

政治情勢の変化は西欧列強国からの開国要求から起った。幕府の対外政策が天保一三（一八四二）年の薪水給与令

を境に鎖国政策から開国策に変わった。

この時からこの問題は、幕府代官の任務の中で大きな位置を占めるようになった。彼等は任地で海岸防備に当たったために、事態を深刻にうけとめた。彼等は西欧列強の国力、軍事力およびアジア植民地支配の実態を学んだ。その代表的人物が羽倉外記であった。彼は天保時代後半期から海防問題のエキスパートになり、隠去後の弘化年間より民間学者の立場から発言をした。

また海防問題は民間経世学者を幕政改革と対外政策に対する発言に向わせた。その代表的人物が歴代咸宜園主であった。特に二代塾主廣瀬旭荘は政治改革への強い関心を持ち、安政以後尊王攘夷論を明確にし、門下生からは多くの尊王倒幕論者が生まれた。

参考文献

本稿全体の執筆に関わる文献

相見志郎『イギリス重商主義経済理論序説』ミネルヴァ書房、一九六〇年。

小林昇『イギリス重商主義研究』一・二（『小林昇経済学史著作集』三・四）未来社、一九七六・一九七七年。

越村新三郎『経済学史』新評論社、一九五三年。

杉原四郎・真実一男編『経済学形成史』ミネルヴァ書房、一九七一年。

矢口孝次郎『イギリス政治経済史―初期王政と重商主義―』同文館、一九四二年。

矢口孝次郎『イギリス帝国経済史の研究』東洋経済新報社、一九七四年。

住谷一彦『序論―「官僚制重商主義」―』御茶の水書房、一九八五年。

永井義雄編著『経済学史序説―危機と矛盾のなかの経済学―』ミネルヴァ書房、一九九二年。

竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済評論社、二〇〇二年。

大倉正雄「重商主義研究の新局面」『経済学史学会年報』三〇、一九九二年十一月。

木本幸造『近代黎明期日本思想史研究序説』福田出版、一九七四年。

山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』（第三部第一章「日本近世国家の世界史的位置」第四節「徳川絶対主義国家論」）校倉書房、一九九〇年。

武部善人『太宰春台転換期の経済思想』御茶の水書房、一九九一年。

飯沼二郎『徳川絶対王政論』未来社、一九九一年。

藤野保編著『近世国家の成立・展開と近代』雄山閣出版、一九九八年。

- 日本史研究会編『講座日本文化史』六、三一書房、一九六三年。
- 川勝平太『富国有徳論』紀伊国屋書店、一九九五年。
- 八百啓介『近世オランダ貿易と鎖国』吉川弘文館、一九九八年。
- 信夫清三郎『江戸時代―鎖国の構造―』新地書房、一九八七年。
- 四元忠博『イギリス植民地貿易史研究』時潮社、一九八四年。
- 今井正訳『エンゲルト・ケンペル 日本誌―日本の歴史と紀行―』下、霞ヶ関出版、一九七三年。
- 田中健夫『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七年。
- 藤田雄二『アジアにおける文明の対抗―攘夷論と守旧論に関する日本、朝鮮、中国の比較研究―』御茶の水書房、二〇〇一年。
- 日蘭学会編『長崎オランダ商館日記（一）〜（一〇）』雄松堂出版、一九八九年〜一九九九年。
- 大庭脩編『江戸時代における唐船持渡書の研究』関西大学東西学術研究所、一九六七年。
- 永積洋子編『唐船輸出入品数量一覽―一六三七〜一八三三年復元唐船貨物改帳・帰帆荷物買渡帳―』創文社、一九八七年。
- 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』八・近世、東京大学出版会、一九八五年。
- 村上直編『日本近世史研究事典』（長島光二「経世学の世界」）東京堂出版、一九八九年。
- 逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版、一九八八年。
- 杉原四郎・逆井孝仁・藤原昭夫・藤井隆至編著『日本の経済思想四百年』日本経済評論社、一九九〇年。
- 尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』上、吉川弘文館、一九八四年。

荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年。

山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年。

田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年。

岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』、岩田書院、一九九七年。

藤野保編『論集幕藩体制史（第一期）』八『対外関係と鎖国』雄山閣出版、一九九五年。

川勝守『日本近世と東アジア世界』吉川弘文館、二〇〇〇年。

第一部第一章

簡堂羽倉用九著・杉庵羽倉信一郎校『簡堂遺文』。

荷田敬尚『名縣令羽倉権九郎秘救』一九三六年。

中城直正「羽倉簡堂」『歴史地理』一三一―一六。

村上直『江戸幕府の代官群像』同成社、一九九七年。

「寛政重修諸家譜」卷第千五百七。

『随筆百花苑』八、中央公論社、一九八〇年。

大谷貞夫『近世日本治水史の研究』雄山閣出版、一九八六年。

児玉幸多他編『天明三年浅間山噴火史料集』上、東京大学出版会、一九八九年。

『新修大阪市史』四、一九九〇年。

『大阪編年史』一三、一九七二年。

『高山彦九郎日記』三。

『懐旧楼筆記』淡窓全集上巻。

小野武夫編『近世地方経済史料』一、一九三一年。

大分県日田市「大原八幡宮宮司家所蔵文書」。

第二章

渡辺崋山『慎機論』（『日本海防史料叢書』七）一九三二年。

大月明『近世日本の儒学と洋学』思文閣、一九八八年。

土井礼『渡辺崋山研究』一九〇九年。

「在臆話記」（『随筆百花苑』一、二）中央公論社、一九八〇年。

小川涉『会津藩教育考』一九三一年。

森銑三『松本奎堂』（森銑三著作集六）中央公論社、一九七一年。

太田弘毅『千古独見―林子平伝―』一九七六年。

平重道『林子平―その人と思想―』至文堂、一九七七年。

村岡典嗣校訂・解説『海国兵談』岩波文庫、一九二九年。

林子平『海国兵談』、山岸徳平・佐野正巳編『新編林子平全集』一、第一書房、一九七八年。

林子平『三国通覧図説』、山岸徳平・佐野正巳編『新編林子平全集』二、第一書房、一九七九年。

佐藤昌介『洋学史研究序説』、岩波書店、一九六四年。

藤原暹『日本近世思想の研究』（「林子平の海防国家像―徂徠兵学・蘭学との関係において―」）法律文化社、一九七一年。

辻達也他校訂『荻生徂徠』（『日本思想大系』三六）岩波書店、一九七三年。

工藤平助『赤蝦夷風説考』、大友喜作編・解説・校訂『北門叢書』一、北光書房、一九四三年（復刻版、国書刊行会、一九七二年）所収。

工藤平助『報国以言』、古河歴史博物館所蔵、写本。

『北海道史』、一九七〇年。

西村圭子『近世長崎貿易と海運制度の展開』文献出版、一九九八年。

沼田次郎『洋学』吉川弘文館、一九八九年。

宮崎道生『世界史と日本の進運』刀水書房、一九七九年。

小田信士「本多利明の重商主義思想」(一) (三)『青山学院経済評論』二六(二八)、一九三七年(三八年)。

松浦玲「江戸後期の経済思想」『岩波講座 日本歴史』一三、近世五、岩波書店、一九六四年。

阿部真琴「本多利明の伝記的研究」(一) (六)付 本多利明著作目録」『ヒストリア』一一(一七)、一九五五(五七年)。

折原裕「江戸期における重商主義論の成立」海保青陵と本多利明」『敬愛大学・研究論集』四三、一九九三年三月。

宮崎道生「新井白石と洋学者」白石と本多利明・渡辺崋山」『岡山大学法文学部学術紀要(史学篇)』三八、一九七七年一二月。

小室正紀『草莽の経済思想—江戸時代における市場・「道」・権利—』御茶の水書房、一九九九年。

塚谷晃弘・蔵並省自校注『本多利明・海保青陵』（『日本思想大系』四四）岩波書店、一九七〇年。

田中喜男『地方官僚と儒者の経済思想』日本経済評論社、二〇〇一年。
飯田嘉郎『日本航海術史―古代から幕末まで―』原書房、一九八〇年。
宮崎道生『熊沢蕃山の研究』思文閣出版、一九九〇年。

第三章

渡辺崋山『慎機論』（『日本海防史料叢書』七）一九三二年。

「塩谷増次氏所蔵文書」。

「豊後高田興隆寺所蔵文書」。

『京都府熊野郡史』一九一八年。

安藤博『徳川幕府縣治要略』赤城書店、一九一五年。

日田郡農会編『民政家塩公事歴』。

廣瀬家文書『廣瀬久兵衛日記』。

『侯爵松方正義卿実記』四（松方正義関係文書四、大東文化大学東洋研究所、一九八二年）。

「辰四月申送書」（廣瀬家文書）。

「通船要用留」（廣瀬家文書）。

土谷よねさく「大野川通船について」『大分県地方史』三。

三浦忍「近世豊後の川船史料」大阪府立大学『歴史研究』一〇、一九六八年三月。

「駅館川通船一件」（廣瀬家文書）。

『柳ヶ浦町史』同史刊行会、一九七〇年。

宇佐市四日市、渡辺研氏所蔵文書。

『宇佐市史』同史刊行会、一九七九年。

「捨五郎宛書簡」(「塩谷増次氏所蔵文書」)。

「奉仕要録」(「塩谷増次氏所蔵文書」)。

題『孝行』の掛軸(廣瀬家文書)。

廣瀬家文書「塩谷大四郎様御教諭書」。

第二部第一章

井上義巳『廣瀬淡窓』吉川弘文館、一九八七年。

井上義巳『福岡県教育史』思文閣出版、一九八四年、第三章第四節。

『燈前漫筆』(『楽翁公遺書』下、八尾書店、一八九三年)。

『栗山上書』(『日本経済叢書』卷一六、一九一五年)。

第二章

杉本勲「廣瀬旭荘の海外認識と海防思想」(『史学論集対外関係と政治文化』、吉川弘文館、一九七四年)。

『日間瑣事備忘』(廣瀬家文書)。

『廣瀬淡窓旭荘書翰集前篇』(『淡窓全集』下)。

北島正元『水野忠邦』吉川弘文館、一九六九年。

「大阪日々新聞」明治四一年一月二七日。

信濃教育会編『象山全集(全五卷)』信濃毎日新聞社、一九三四年。

佐藤昌介、植手通有、山口宗之校注『渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』（『日本思想大系』五五）岩波書店、一九七一年。

園田英弘『西洋化の構造―黒船・武士・国家―』思文閣出版、一九九三年。

第三章

羽倉外記『海防私策』『画灰書』『画水書』『擬論海防』。

筒井政憲『異国船之儀御尋ニ付申上候書付』『弘化三年七月異国船取斗方申上』。

久野勝弥「原市之進の攘夷思想」『水戸史学』四一。

『異船議』（『廣瀬旭莊全集』一一、思文閣出版、一九八六年）。

塩田順庵編『海防彙議』（補編も含む）。

箕作寛『坤輿図識』（補編も含む）。

大槻盤溪『猷芹微衷』。

塩谷宕陰『籌海私議』。

川路寛堂『川路聖謨之生涯』吉川弘文館、一九〇三年。

『九桂草堂随筆』卷九（『廣瀬旭莊全集』一一）。

第四章

原剛『幕末海防史の研究―全国的にみた日本の海防態勢―』名著出版、一九八八年。

「甲寅新暦」卷一（『淡窓全集』下）。

森銑三「筒井政憲遺文」（『今昔』三一―四）。

森潤三郎「筒井政憲事蹟略」(『今昔』三―三)。

蘭学史研究会編『箕作阮甫の研究』思文閣出版、一九七八年。

杉本勲「咸宜園と洋学」(『九州天領の研究』、吉川弘文館、一九七六年)。

『咸宜園出身八百名略伝集』(廣瀬八賢顕彰会)。

「在臆話記」(『随筆百花苑』一、二) 中央公論社、一九八〇年。

『池田の文化と資料―近世の文人』(池田市立歴史民俗資料館、一九八一年)。

廣瀬八賢顕彰会『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』、一九六五年。

中島市三郎『咸宜園教育發達史』、一九七三年。

廣瀬貞治『贈従五位廣瀬旭莊先生小伝』一九二四年。

『史学論集対外関係と政治文化』、吉川弘文館、一九七四年。

神根哲生『明治維新の勤王僧』、興教出版、一九三六年。

本論文は次の小稿に加筆訂正をして集成したものである。

第一部

第一章 羽倉権九郎の治政と経世学

一 「羽倉権九郎研究（一）」『経済研紀要』平成十五年第一号、平成十五年三月

国士舘大学政経学部附属経済研究所

二 「日田代官・西国筋郡代羽倉権九郎の治政」『政経論叢』平成十八年第三・四号、平成十八年二月

国士舘大学政経学会

第二章 羽倉外記の時務論

一 「尚齒会の時務論の意義」『経済研紀要』平成二十一年第一号、平成二十一年三月

国士舘大学政経学部附属経済研究所

二 「幕末期の昌平鬘生」『経済研紀要』平成二十二年第一号、平成二十二年三月

国士舘大学政経学部附属経済研究所

第三章 塩谷大四郎の治政と経世学

一、二、四 「化政期天領代官の思想と政策」『東洋研究』第六十六号、昭和五十八年三月

大東文化大学

一、三 「塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発」『政経論叢』昭和五十六年第三・四号、昭和五十六年一

二月、国士舘大学政経学会

二 「塩谷郡代の新田開発と協力者」『東洋研究』第七十三号、昭和六十年一月

大東文化大学

第二部

第一章 「寛政の教化政策と地方儒学」『東洋研究』第一二二号、平成八年十一月

大東文化大学

第二章 「廣瀬旭莊研究（一）系譜と活動」『東洋研究』第一二六号、平成九年十二月

大東文化大学

第三章 「廣瀬旭莊研究（二）——安政元年一月肥前田代における廣瀬淡窓と幕府有司の会見について——」『經濟研紀要』平成十三年第一号、平成十三年三月

国士舘大学政経学部附属經濟研究所

第四章

一 「廣瀬旭莊塾の門下生」『經濟研紀要』第二十三卷「第一号」、平成二十三年三月

国士舘大学政経学部附属經濟研究所

「廣瀬旭莊考」『国士舘大学政経学部創設五十周年記念号』（政経論叢特別記念号）、平成二十三年六月

国士舘大学政経学会

二 「廣瀬旭莊研究（三）——廣瀬旭莊と僧月性——」『經濟研紀要』第二十四号、平成二十四年三月

国士舘大学政経学部附属經濟研究所